

令和3年度

高知学園大学
自己点検・評価報告書

令和3年12月

高知学園大学

自己点検・評価報告書

令和 3 年 12 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	8
【基準Ⅰ ミッションと教育の効果】	11
[テーマ 基準Ⅰ-A ミッション]	11
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	14
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	19
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	24
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	24
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	38
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	54
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	55
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	63
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	67
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	69
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	74
[テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ]	74
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	75
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	77
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～22] 基礎データ	
[様式 23] 法令遵守状況一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、高知学園大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 12 月 24 日

大学設置法人の長

高瀬 久志

学長

近森 憲助

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 大学設置法人及び大学の沿革

＜大学設置法人の沿革＞

＜学校法人の沿革＞

明治 32 年 4 月	江陽学舎創立。
明治 36 年 4 月	江陽学舎を江陽学校と改称。
大正 5 年 4 月	江陽学舎に簡易商業科併設。
大正 7 年 4 月	簡易商業科を廃止して商業補修学校設立。
大正 7 年 12 月	乙種商業学校文部科学大臣認定。
大正 8 年 4 月	商業補修学校を廃止し、城東商業学校（乙種修業年限 3 年）設立。
大正 10 年 12 月	財団法人城東商業学校設立。
大正 15 年 3 月	城東商業学校を甲種（修業年限 5 年）に昇格。
昭和 4 年 3 月	江陽学校廃止。
昭和 19 年 4 月	高知女子商業学校設立。
昭和 21 年 4 月	高知女子商業学校を橘高等女学校と改称。
昭和 23 年 3 月	新制度により城東高等学校、城東中学校設立。
昭和 26 年 3 月	財団法人城東高等学校を学校法人城東高等学校に組織変更。
昭和 27 年 3 月	学校法人城東高等学校を学校法人城東学園に組織変更。 城東学園附属幼稚園設立。
昭和 31 年 5 月	学校法人城東高等学校を学校法人高知学園に組織変更。 城東高等学校を高知高等学校（普通科、商業科）に、城東中学校を高知中学校に、城東学園附属幼稚園を高知学園附属幼稚園に改称。
昭和 31 年 12 月	高知小学校設立。
昭和 35 年 1 月	高知学園高知工業高等学校設立。
昭和 37 年 1 月	高知学園高知工業高等専門学校設立。
昭和 38 年 3 月	高知学園高知工業高等専門学校廃止（国立移管）。
昭和 39 年 3 月	高知学園高知工業高等学校廃止。
昭和 42 年 1 月	高知学園短期大学設置認可。
昭和 43 年 2 月	高知リハビリテーション学院 3 年制設置認可（各種学校）。
昭和 44 年 2 月	高知学園附属幼稚園を高知幼稚園と改称。
昭和 50 年 3 月	高知リハビリテーション学院の修業年限 3 年を 4 年に変更承認。
昭和 55 年 12 月	高知リハビリテーション学院を専修学校専門課程として設置認可。
平成 7 年 4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称。

高知学園大学

平成 9 年 4 月	高知リハビリテーション学院に言語療法学科設置。
平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置。
平成 30 年 10 月	高知リハビリテーション専門職大学設置認可。
令和元年 11 月	高知学園大学設置認可。

<大学の沿革>

令和元年 11 月	高知学園大学健康科学部設置認可。
令和 2 年 3 月	管理栄養学科を管理栄養士養成施設として指定。 管理栄養学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭一種普通免許状（家庭）、高等学校教諭一種普通免許状（家庭）。 管理栄養学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 栄養教諭一種普通免許状。 臨床検査学科を臨床検査技師等に関する法律施行令第 11 条に定める学校として指定。
令和 2 年 4 月	高知学園大学開学。

(2) 大学設置法人の概要

- 大学設置法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 3 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
高知学園大学 ¹	高知市旭天神町292-26	130	260	206
高知学園短期大学 ²	高知市旭天神町292-26	210 (30)	530 (30)	551 (33)
高知リハビリテーション専門職大学 ³	土佐市高岡町乙1139-3	150	450	332
高知リハビリテーション学院 ⁴	土佐市高岡町乙1139-3	—	150	103
高知高等学校	高知市北端町100	420	1,260	569
高知中学校	高知市北端町100	330	990	345
高知小学校	高知市北端町100	80	480	321
高知学園短期大学附属高知幼稚園	高知市北端町100	30	120	109

1 令和 2 年度開学。

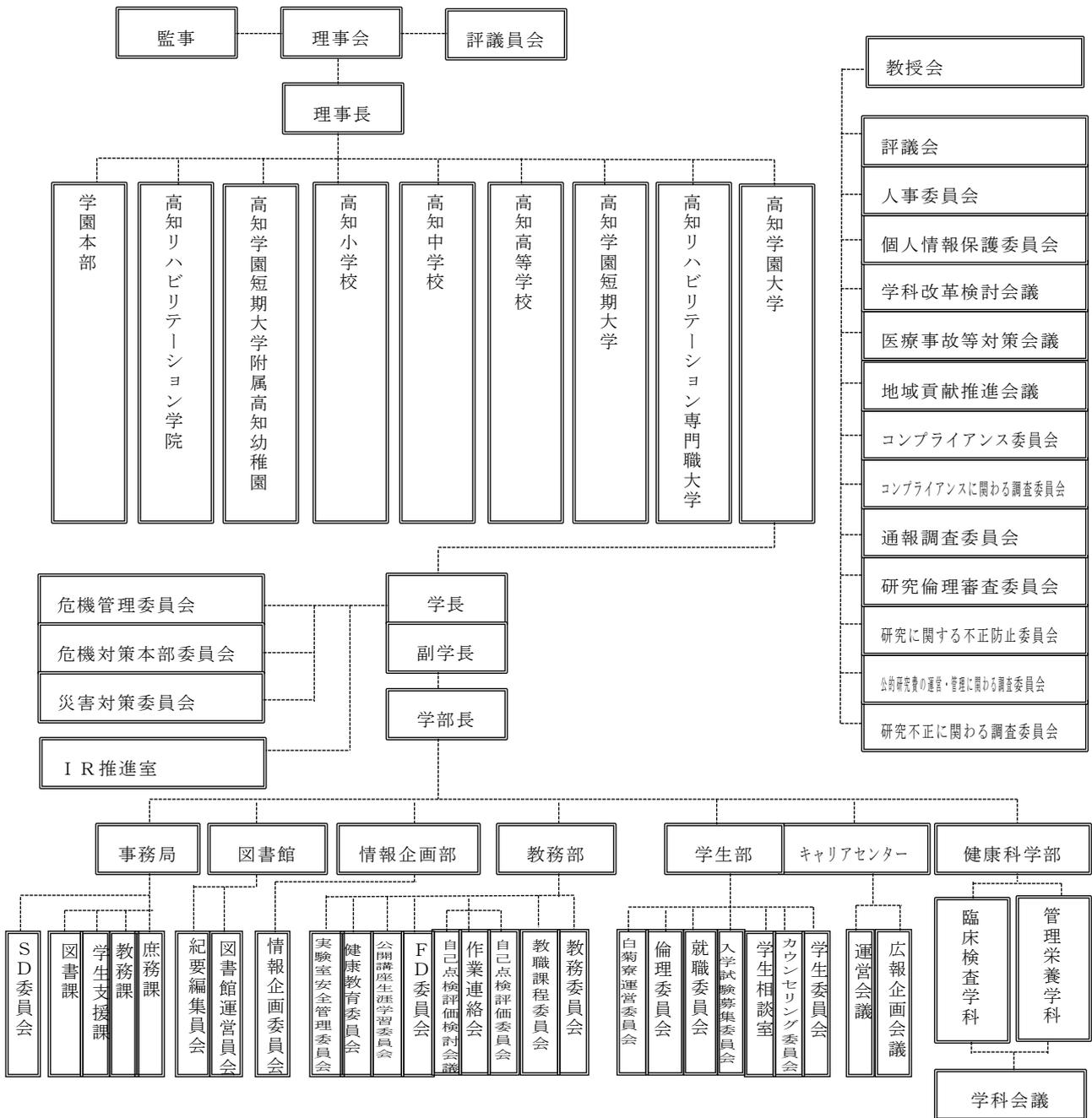
2 () 内は専攻科の学生数。生活科学学科、医療衛生学科医療検査専攻は平成 31 年度入学生までが在籍。歯科衛生学科は令和 2 年度入学生より在籍。収容定員は廃科を予定している学科の当該学年分の人数を除く。

3 平成 31 年 4 月開学。

4 平成 30 年度入学生までが在籍。

(3) 大学設置法人・大学の組織図

- 組織図
- 令和3年5月1日現在



(4) 学部長名、研究科長名一覧

- 全ての学部、研究科について
- 令和3年5月1日現在

健康科学部長： 近森 憲助

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の認証評価結果において改善を要すると指摘された事項への対応について記述してください。

(a) 改善を要すると指摘された事項
なし
(b) 対応状況
(c) 成果

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を図った事項
なし
(b) 対応状況
なし

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された大学設置法人及び大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和2年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて、責任体系やルール、職務権限の明確化を図り、適正な運営及び管理を確保している。教職員

には高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブックを配付して周知を図っている。また、学内で開催する研究倫理研修会等では、研究費の不正使用防止や科学研究費助成事業（科学研究費補助金）の制度概要等に触れながら説明し、公的研究費の重要性や本学の管理方針を教職員へ周知している。さらに、交付された公的研究費については、毎年度 1 回内部監査を実施し、適正な執行を確認している（当該年度において）。なお、関係する規程等のうち、主なものは以下の通りである。

- ・高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
- ・高知学園大学科学研究費補助金事務取扱要領
- ・高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程
- ・高知学園大学研究倫理審査委員会規程
- ・高知学園大学研究倫理に関するガイドライン
- ・高知学園大学研究倫理指針
- ・高知学園大学研究活動における不正防止計画
- ・高知学園大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
- ・高知学園大学研究不正に関わる調査委員会規程
- ・高知学園大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
- ・高知学園大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
- ・高知学園大学公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会規程
- ・高知学園大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画

2. 自己点検・評価の組織と活動

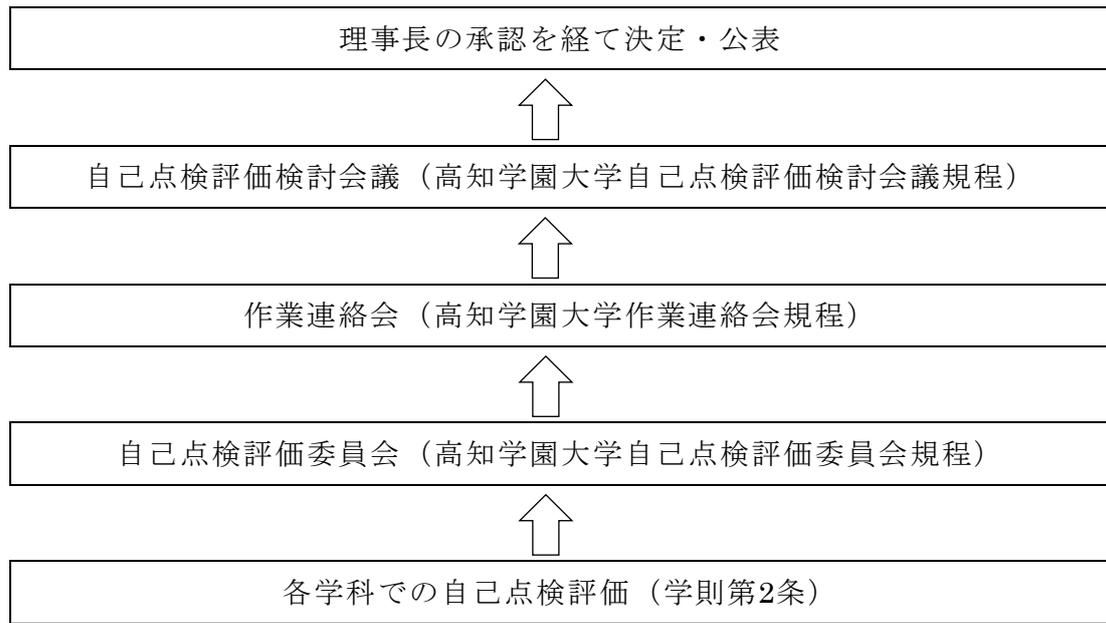
■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

高知学園大学は、自己点検・評価委員会を令和2年に設置して以降、自己点検評価委員会として自己点検・評価報告書（案）を作成している。構成員は、教務部長を委員長とし、各学科教員とその他学長が指名する者をもって構成している。現在の委員会は、自己点検評価委員会規程に基づき、次の9名から構成されており、その事務は教務課が行っている。

委員長	教務部長
委員	管理栄養学科教員（2名）
	臨床検査学科教員（2名）
	庶務課長
	学生支援課長
	教務課長
	図書課長

自己点検評価委員会で作成された自己点検・評価報告書（案）について、その後は作業連絡会で全学的な視点に基づき検討する。さらに、自己点検評価検討会議の審議を経て本学の自己点検・評価報告書をまとめる。なお、自己点検・評価報告書の最終決定と公表に当たっては、理事長の承認を必要としている。

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



本学では、まず各学科・各部署で自己点検評価活動を行い、その概要について自己点検評価委員会で報告書案を作成している。さらに、その案を作業連絡会で編集した後、最終的には評議会構成員と自己点検評価委員会事務局委員からなる自己点検評価検討会議で自己点検・評価報告書を作成している。活動は自己点検評価委員会規程、作業連絡会規程、自己点検評価検討会議規程に基づいて実施している。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学における自己点検・評価の体制は、四つの段階を経て活動することとなっている。まず各学科、事務局各課等各部署において全教職員が主体的に自己点検・評価を行っている。次に高知学園大学自己点検評価委員会規程に基づいて、各部署で検討された内容を自己点検評価委員会で審議・検討している。さらに、高知学園大学作業連絡会規程に基づいて自己点検・評価報告書（案）を作業連絡会で検討・編集し、編集後の報告書（案）を高知学園大学自己点検評価検討会議規程に基づいて自己点検評価検討会議で学長に回答し、報告書をまとめている。最終的には、理事長の承認を経て自己点検・評価報告書を決定し、公表している。

自己点検・評価報告書は印刷製本の後、全教職員へ配付するとともに、ウェブサイトで公表している。同時に、課題や計画等を活用して、本学及び各学科や事務局における事業計画を策定している。また、自己点検・評価活動が日常の活動として位置付けられるよう、自己点検評価委員会では「自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート」を作成し、各部署で日常の活動をシートへ記入することによって、常に確認と点検を行うことを推奨して進めている。さらに、全国における自己点検・評価活動の動向についても、評議会や自己点検評価委員会等で報告するとともに、本学における取組状況も確認してPDCAサイクルを展開している。このように、本学では自己点検・評価の成果を全学で把握しながら日常の教育・研究の改善に活用することとなっており、組織的に機能している。

高知学園大学

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2年度を中心に）

- 令和2年 9月14日： 大学評価・IR 担当者集会 2020「大学評価・内部質保証実務セッション事例セミナー2：私立大学編」（オンライン）
＝参加者：教務部長
- 9月23日： 令和2年度大学質保証フォーラム（オンライン）＝参加者：教務部長
- 10月 6日： 令和2年度第1回自己点検評価委員会＝報告書作成における活動方法の確認と課題、自己点検・評価活動等の動向の報告
- 27日： 第2回自己点検評価委員会＝令和3年度報告書案作成における役割の確認
- 12月 7日： 令和2年度第1回自己点検評価検討会議＝自己点検・評価活動のあり方の確認
- 14日： 第2回自己点検評価検討会議＝令和3年度に向けた活動計画の確認
- 令和3年 1月19日： 第3回自己点検評価委員会＝令和3年度根拠資料の確認
- 2月25日： 特別企画研修「自己点検・評価報告書作成の進め方」開催（高知学園大学・高知学園短期大学）
- 4月13日： 令和3年度第1回自己点検評価委員会＝令和3年度報告書案作成について
- 7月27日： 第2回自己点検評価委員会＝令和3年度報告書案の確認
- 8月25日： 一般財団法人大学・短期大学基準協会 大学認証評価説明会（オンライン）＝参加者：教務部長
- 9月13日： 令和3年度大学質保証フォーラム（オンライン）＝参加者：教務部長
- 9月15日： 第3回自己点検評価委員会＝令和3年度報告書案の確認、自己点検・評価活動の動向の報告
- 9月30日： 第1回作業連絡会（メール会議）＝報告書案の検討
- 10月18日： 第4回自己点検評価委員会（メール会議）＝報告書案の確認
- 11月 4日： 第2回作業連絡会（メール会議）＝報告書案の検討
- 11月18日： 第3回作業連絡会（メール会議）＝報告書案の検討
- 12月 7日： 令和3年度第1回自己点検評価検討会議＝報告書案の検討
- 12月17日： 第2回自己点検評価検討会議（メール会議）＝報告書の決定
- 12月24日： 理事長承認

メール会議の日付は決議した日を示す。

【基準 I ミッションと教育の効果】

[テーマ 基準 I-A ミッション]

＜根拠資料＞

- 提出資料** 1 学生生活と履修の手引き、2 大学案内2021、3 ウェブサイト「歴史」、4 学則
- 備付資料** 1 本学が実施した行事に関する資料①近隣清掃参加者、②臨床検査をのぞいてみよう！（ミニ版）、2 本学が参加した学外行事に関する資料①リレーフォー・ライフ・ジャパン高知 2020 ルミナリエセレモニー参加者、5 ウェブサイト「教員紹介」72 各学科会議議事録
- 備付資料-規程集** 2 高知学園大学の教育目的に関する規程、29 高知学園大学公開講座生涯学習委員会規程、55 高知学園大学科目等履修生規程、56 高知学園大学卒業後研修生規程、59 高知学園大学単位互換の実施に関する規程

[区分 基準 I-A-1 ミッションを確立している。]

＜現状＞

令和2年4月に開学した高知学園大学は、建学の精神をミッションとして位置付けている。建学の精神は、高知学園における教育の象徴である「世界の鐘」の精神が謳うところにある。世界の鐘は、昭和32年3月、教育の象徴として世界の「平和と友愛」の願いを込めて制作された。世界25ヵ国85校のハイスクールから寄贈されたその国の銅貨が周囲を取り巻いていた。現在の「世界の鐘」は平成17年11月に世界40ヵ国から贈られた銅貨をもって鑄造された二代目の鐘である。鐘には「この鐘の音のとどろくところ、永遠の真理と希望にかがやき、世界の平和と友愛にみつ」と刻まれ（以下、「平和と友愛」と表記）、この銘が本学の建学の精神である（提出-1、p.3）。この平和と友愛の精神に基づいて本学の教育目的を学則（提出-4）第1条で定めるとともに、同条第2項に基づき、本学の教育理念・理想として平和と友愛を柱とした教育基本方針を高知学園大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2）第2条で定めている。

世界の平和と友愛は、教育基本法で定める「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を願う精神である。その過程では「公共の精神」を尊ぶことが不可欠となる。また、その貢献を果たすためには、私立学校法第1条に定める「公共性を高める」ことの実現が前提となる。それゆえ、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有するものである。

世界の鐘は、学校法人高知学園の教職員、幼稚園児や小中高生、学生に対して建学の精神が自覚されるよう、1日に朝夕の2回鳴らされ、澄んだ音色を響かせている。また、高知学園における入学式や卒業証書・学位記授与式等の行事においても鳴らされ、全員が黙想して建学の精神を自覚し共有するよう取り組んでいる。それゆえ、本学にとって世界の鐘は建学の精神を象徴するシンボルとしても位置付けられている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止（以下、「感染防止」と表記）のために実施できな

かったが、本学の入学式では配付される式次第に世界の鐘の紹介文を記載し、式の中で建学の精神となる由縁や込められた願いを説明することも通して学内外に表明することとしている。また、保護者に対しては大学と保護者の懇談会を毎年開催し、建学の精神を説明することとしている。さらに、大学案内（提出-2、p.3～4）やウェブサイト（提出-3「歴史」）等も通じて学内外に表明している。特にオープンキャンパスでは、本学志望者とその保護者に対して本学が果たすべき「平和と友愛」の精神を説明して理解を求めるなど、教育目的の達成に向けて取り組んでいる。また、全学生に対しては、学生生活と履修の手引き（提出-1）で建学の精神を明示し、オリエンテーション時には建学の精神に基づいた学習成果と教育課程を示すよう努めている。授業や日常の学生生活を通して「世界の平和と友愛に貢献できる専門職者」を目指す自覚と誇りを求めるよう表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条2に定めた「大学の教育研究上の目的」に関する情報を表明し、広く周知を図っている。

学内においても、建学の精神を示したパネルを学内の複数の場所で掲示している。この環境のもと、教職員は教授会や評議会、各種委員会、さらには授業で建学の精神に基づいた教育活動であることを常に点検している。学修の節目として今後開催する管理栄養学科の飛翔式、臨床検査学科の宣誓式においても「世界の鐘」の音を聞きながら黙想し、学外実習や社会へ向う学生も建学の精神を自覚し共有する機会を設ける予定である。これらの取組も通して、教職員及び学生は本学の教育・社会活動を通して「平和と友愛」を実現することを強く意識するようになり、それらの成果を建学の精神から考察することに取り組む。このように、教育研究活動も含め、日々の取組と建学の精神との関連を確認している。

〔区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

＜現状＞

高知学園大学では、地域の発展に貢献するため、地域社会に向けた公開講座や生涯学習を実施することとしている。その内容は、高知学園大学公開講座生涯学習委員会規程（備付-規程集30）に基づき、各学科で企画して行うこととしている。なお、令和2年度は感染防止のために実施を見送った。本学における正規授業の開放に関しては、高知学園大学科目等履修生規程（備付-規程集55）、高知学園大学卒業研修生規程（備付-規程集56）、高知学園大学単位互換の実施に関する規程（備付-規程集59）等に基づき、必要に応じて開放することとしている。

また、本学開学前より前身の高知学園短期大学生活科学学科及び医療衛生学科医療検査専攻は、それぞれの専門性や教育で関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と活発な交流活動を行ってきた。例えば、医療、健康、福祉、栄養分野における知的・人的資源の交流連携を推進するための「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」や教職課程を有する高知大学、高知県立大学、高知工科大学、放送大学の各大学、及び高知県教育委員会と教員養成の充実に努めるために『「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定』を締結している。本学図書館も地域の利用者へのサービス向上に努めるために、開学前から「高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定」を締結し

ている。本学開学後も、これらの協定に基づく活動を継続している。

各学科の特性を活かした分野でボランティア活動を通じて、短期大学時代から教職員及び学生は地域に貢献すると同時に、教育へ還元している。例年、本学教職員と学生は公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知へ参加し、がん患者、家族、支援者とともにがん撲滅運動へ寄与することで生命の尊さの理解を深めている。本学も短期大学とともに参加することとしている。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止となったが、本学を会場としてルミナリエセレモニーを開催し、教職員と学生が参加した（備付-2①）。また、毎月1回、休日の朝を利用して学生が本学周辺の住宅街を清掃する活動を行っている（備付-1①）。この活動には教職員も参加し、学生と一緒に清掃活動に取り組んでいる。これらの活動を通じて「平和と友愛」への意識を高めている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、建学の精神を具現化する、あるべき姿の一つとして「地域の栄養と健康の分野における貢献」であると認識し、短期大学時代から地域社会に対して公開講座の実施や生涯学習の機会を提供するなど、積極的な取組を推進してきた。

しかしながら、新型コロナウイルスの全国的な蔓延は、本学科が担ってきたこれらの機会を著しく制約し、恒例として実施されてきた取組の多くが初期の目的を十分に達成できなかった。また、本学科所属の教員は、行政・産業・教育機関及び職能団体等との交流を積極的に図っており、本県内の地方公共団体の専門会議における委員や各種団体の役員等を委嘱されるとともに（備付-5「教員紹介」）、各種研修会や研究会議の際の指導や助言も行っている。

一方、調理等の関係授業における実習材料の食材は、本県産のものを可能な限り使用することとしており、高知県が進めている地産地消の施策に沿いながら、学生の「郷土を愛し、郷土に貢献する」という心情の育成に取り組んでいる。所属教員と学生とは、ボランティア活動にも取り組んでいる。その一例として、本学近隣の地域清掃がある。これも短期大学時代からの継続的な取組であり、地域への感謝の思いで清掃しながら地域住民との交流も行っている。令和2年度については、コロナ禍のため実施回数が削減されたため管理栄養学科の学生は参加できなかったが、教員7名が参加した（備付-1①）。また、前身の生活科学学科で培った伝統を継承し、公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知へ参加する予定であった。令和2年度のイベントは中止となったものの、本学を会場に開催されたルミナリエセレモニーには管理栄養学科教員7名と学生1名が参加した（備付-2①）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、前身の高知学園短期大学医療衛生学科医療検査専攻で実施してきた事業を継続させ、地域・社会に向けた公開講座、生涯学習の企画・実施を予定していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、実施できなかった。しかし、地域の診療所から講師派遣の要望があり、超音波検査士の専門資格を有する教員1名が2診療所の臨床検査技師5名に超音波検査の出張指導を行い地域貢献に努めた。

高大接続の観点により例年実施していた高校生を対象とした体験実習「臨床検査を

のぞいてみよう！」(備付-1②)は、令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大のために延期となっていた計画を令和2年度にミニ版として予約制で参加人数を制限して実施した(参加者31名)。

「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」の締結を引き継ぐ形で、高知学園大学臨床検査学科も高知医療センター医療技術局と連携した活動を行っていく。また、高知大学とは、2名の教員が附属病院検査部と検査技術や検査管理に関する協力、3名の教員が医学部と共同研究を行い連携している。

ボランティア活動としては、コロナ禍における医療従事者の活動に対し、学生が感謝の念を記し発信した。また、医療検査専攻として12年間継続してきたがん患者とその家族を支援するチャリティイベントのリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知を引き継ぎ、令和2年度は高知学園大学の中庭での限定開催としライブ配信を行った。リレーウォークに教員3名が参加し、学生はルミナリエパックにメッセージを書いてがん患者さんへ想いを伝えた(備付-2①)。また、地域貢献の意識・意欲を育てる取組として、学内で企画される近隣清掃活動には、新型コロナウイルス感染拡大の影響で1年次学生の参加はなかったが、教員2名が参加した(備付-1①)。また、地域との交流を意識したイキイキ健康フェアも同様の影響で学生の参加は叶わなかったが、教員6名が骨密度測定や体組成検査等に参加した。

<テーマ 基準 I-A ミッションの課題>

本学が内部質保証を果たすためには、建学の精神を実現する教育が展開されていることが求められる。その実現のためには、入学前のオリエンテーションから卒業に至る過程で建学の精神を吟味し、学生が振り返る機会を設けていくことが課題である。

地域・社会への貢献については、これまでの短期大学で培ってきた内容に科学的根拠に基づいた公開講座や生涯学習へ発展させることも必要である。ボランティア活動についても、短期大学時代から活動後の学習成果を査定するシステム作りに課題を残している。本学としても、短期大学と協働して地域の健康増進に寄与できるシステムを構築することが課題である。

<テーマ 基準 I-A ミッションの特記事項>

令和2年度には、感染防止対策のために多くの式典や行事等が中止・延期となった。そのため、ミッションの確認は令和3年度以降本格化する予定である。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、2 大学案内2021、3 ウェブサイト「教育目的」「教育基本方針」「学習成果」「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」、4 学則、8 学生募集

要項2021、9 シラバス

備付資料 6 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和 2 (2020) 年度]、9 ポリシー・マップ、10 シラバス作成に関する資料①高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領、②シラバス確認について 12 授業アンケート結果集計資料、18 授業アンケート(質問項目)、19 授業アンケートに対する自己分析報告資料、70 各委員会議事録、71 評議会議事録 [令和 2 (2020) 年度]、72 各学科会議議事録

備付資料-規程集 2 高知学園大学の教育目的に関する規程

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<現状>

高知学園大学は、建学の精神に基づいて教育目的を学則（提出-4）第1条に定めている。この教育目的を達成するため、本学では「平和と友愛」の精神を柱とした教育基本方針を、高知学園大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2）第2条に定めている。本学の教育目的及び教育基本方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.1）や大学案内（提出-2、p.8）、及びウェブサイト（提出-3「教育目的」）等で表明している。

さらに教育目的と教育基本方針に基づき、各学科はそれぞれの専門分野で通用する人材の養成に関する教育目的を、高知学園大学の教育目的に関する規程第3条（1）～（2）に定め、学生生活と履修の手引きに明記し、オリエンテーション等で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても大学案内（提出-2、p.10・p.16）で表明するとともに、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している。このように、本学は大学設置基準第2条に基づいて「教育研究上の目的」を表明している。毎年度、各学科では進路決定状況や学外実習における評価、またボランティア活動等を通じた地域・社会からの意見を参考に、教育目的に基づく人材養成の状況を学科会議で点検している。その上で社会の動向も踏まえ、本学完成年度を終えた後は必要に応じて教育目的等の改正を行うことを評議会等で点検することとしている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、建学の精神に基づき、健康の保持・増進に貢献する実践的な能力の養成と食・栄養・健康の専門家として情報発信できる管理栄養士を養成するため、教育目的を高知学園大学の教育目的に関する規程（備付-規程集 2）に定め、ウェブサイト（提出-3「教育基本方針」）等でも学内外に示している。また、オープンキャンパス、入学前の進学説明会、入学生オリエンテーション等の各段階を使って、管理栄養士の職責や業務内容、活躍の場を示しながら、教育目的の理解を学生に浸透させるとともに、職業人としての自覚の醸成を図っている。確実な管理栄養士免許の取得を実現するために、具体的制度の説明や継続して学び続けることの重要性を認識させている。さらに、管理栄養士国家資格の取得達成のための方策を、適宜に学科会議で総合的な観点から協議している（備付-72「管理栄養学科」）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、建学の精神を支柱とするミッションに基づき教育目的を確立し、高知学園大学の教育目的に関する規程（備付-3(1)-2）に定め、学生生活と履修の手引

き（提出-1、p.1）や大学案内（提出-2、p.16）、及びウェブサイト（提出-3「教育目的」）等で学内外に公表している。学生には、入学時の学科オリエンテーションで、学生生活と履修の手引きを参照して教育目的を伝え、4年間の大学生活で、現代医療に貢献できる専門的職業人として実践力を身に付けていくよう意識づけを行った。学科教員一同は教育目的・目標に向かって日常の教育を行っている。特に新型コロナウイルス感染拡大により臨床検査技師の業務が社会から注目されたことから、本学科の教育目的・目標の社会的ニーズへの合致の必要性は高い。令和2年度学科会議で点検を行っている（備付-72「臨床検査学科」）。

[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

<現状>

高知学園大学では、建学の精神である「平和と友愛」を実現する人材を育成するための学習成果を示している。その目的は、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させながら社会の発展に寄与するために必要な実践的な専門的能力及び人間性等に関する汎用的能力を獲得することである。具体的な専門性については各学科で教育目的に基づいて掲げている。全学及び各学科の学習成果は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8・p.20・p.29）や大学案内（提出-2、p.21）及びウェブサイト（提出-3「学習成果」）等に明記し、学内外に表明している。また、令和2年度は感染防止のために実施できなかったものの、入学式では学長が式辞の中で学習成果について述べることを通して、学生や保護者へも周知する予定である。

学習成果については、全学的な内容を評議会にて点検し、その方針に基づいて学科会議で点検している。改正する際は評議会にて審議して学習成果を示し（備付-71）、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会（以下、「FD委員会」と表記）を中心に理解を深めている（備付-70）。このように、学校教育法第83条に基づき、専門的能力と汎用的能力の両面から学習成果を定期的に点検している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、「世界の平和と友愛に貢献できる人材の育成」という建学の精神を具現化するために、目指すところを学生生活と履修の手引き（提出-1）やウェブサイト（提出-3「学習成果」）等に明示している。

「食と栄養」の分野から、最新の知見と地域の実情を把握したうえで、教育目的の「食・栄養に関わる専門的知識と技術の習得」や「健康維持・増進の重要性を理解し、多岐にわたる業務に貢献できる実践力」を備えた管理栄養士の育成を学科の使命としている。そのため、学習成果では「食・栄養に関わる専門的知識を適切に活用することができる」、「食と栄養の専門的技術の獲得により「自らの意見をまとめて適切な情報を発信することができる」、食生活習慣の改善から健康増進に向けて「自ら課題を立て、その課題解決に取り組むことができる」、さらに、食と栄養の重要性を啓発しつつ、広範な分野や人々とのコミュニケーションによって、相互理解と他者を尊重する姿勢をもって「医療や教育など生活全般における自らの役割を果たすことができる」という4点を挙げている。

これらについては、学科会議において、その達成状況や課題について、教員間で情報

を共有し、定期的な点検と改善の方策を協議している（備付-72「管理栄養学科」）。また、学生個々の授業態度や生活状況に関する情報も教員間で連携して支援を行う環境を整えるとともに、学生の学習の到達状況や理解の定着の度合いについても定期的に学科会議で報告し合い、個々の学生の課題解消に取り組んでいる。

学生へよりよい授業の提供という視点から、学生からの授業アンケートを必ず確認し、自らの授業の分析（備付-12・18・19）を行い、具体的な改善点の発見とその対策を講じている。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、大学としてのミッション及び本学科の教育目的・目標に基づき、臨床検査の専門的職業人を養成するため、学習成果を定めている。高い専門性、課題解決に向けた判断力、研究的視点や倫理的視点、コミュニケーション力の獲得を成果として求めることを、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.29）や大学案内（提出-2、p.21）及びウェブサイト（提出-3「学習成果」）等に明記することで学内外に表明している。学生には、入学時の学科オリエンテーション、在学生オリエンテーションで、本学在学中に獲得すべき学習成果を確認している。また、学習成果の獲得状況についても学科会議で点検している。

〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

<現状>

高知学園大学では、三つの方針及び学習成果を見直す際、学習成果と方針間で整合性を保つようポリシー・マップ（備付-9①）を作成し、教授会及び評議会で検証している（備付-59・62）。この取組を通して三つの方針に基づいた学習成果が明確となり、各授業科目で獲得される学習成果を具体的に定めることが可能となっている。シラバス（提出-9）作成時には、当該科目が卒業認定・学位授与の方針のどの部分と関連が深いのか、また獲得される学習成果を具体的に記入するよう高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-10①）へ明示し、作成されたシラバス案を教務委員会で確認するとともに必要に応じて修正している（備付-10②）。その結果、三つの方針を踏まえた教育活動に取り組むことが可能となっている。

本学の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8～9）に明記し、オリエンテーションや授業で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても大学案内（提出-2、p.21～24）やウェブサイト（提出-3「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」）で表明し、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している。また、入学者受け入れの方針については、学生募集要項（提出-8、p.22～23）にも記載して表明している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、三つの方針及び学習成果を検証するにあたっては、方針と学習成果との間の整合性の維持を重視している。併せて、学科会議での議論を重ね、管理栄養士国家資格の高い合格率を獲得するための点検に努めている（備付-72「管理栄養学科」）。その際、管理栄養士に求められる今日的な社会的ニーズや能力等を教員間で確

認することで、三つの方針を踏まえた教育活動を推進している。また、ルーブリックを活用した、知識・技能の定着度の測定についても研究している。

本学科の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1）にも明記されており、オリエンテーションや授業の中でも繰り返して学生に説明することで、その認識と理解が図られるよう努めている。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、三つの方針とそれに基づく学習成果との関連を明確に示したポリシー・マップを定めている（備付-9②）。学科会議で、ポリシー・マップについて議論を重ねることで、三つの方針の策定の意図を確認している。各授業科目のシラバスは、大学全体に示される高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-10①）に基づき三つの方針を意識して作成されており、三つの方針相互の整合性と一体的運用による学習成果の具現化に繋がっている。臨床検査学科の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.29）で明らかにし、入学時のオリエンテーション等で学生の認識を促している。大学案内（提出-2、p.21-23）やウェブサイト（提出-3「教育基本方針」）にも明記し、大学説明会での説明等を通し、学外にも発信している。入学者受け入れの方針については、入学前の意識づけを目的に、学生募集要項（提出-8、p.22-23）にも記載している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

三つの方針については、全学的なポリシー・マップを作成した。今後は、ポリシー間の整合性を向上させるとともに、その過程で「平和と友愛」の実現に適した方針であるかを検証しなければならない。その取組が各学科でも反映されるよう努めていく。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学生間で大きなばらつきを見せる「学習のレディネス」をどのように測り、授業の構想を立てていくかが大きな問題となっている。効果的な学びの定着はいかにあるべきかを、教員間で共有し、数値化あるいは可視化できる評価の在り方にも意を用いていく必要がある。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の三つの方針について、策定に当たっては、携わった教員間で十分な論議を重ねた。しかし、令和2年度は四年制大学発足1年目にあたり、1期生となる学生や新任教員は、三つの方針について十分認識するに至っていない。臨床検査学科全学生・全教員が、高知学園大学の建学の方針・臨床検査学科の学習成果・三つのポリシーの関連を十分理解し、相互の整合性の実現に向け努めていきたい。オリエンテーションや学科会議等で機会あるごとにポリシー・マップを提示し、理解を深め、検証を行っていく。

現在設定している教育目的・目標はこの点に見合うものと考えており、今後目的に基づく人材養成が、社会からの要請に答えられるものとなるよう完成年度まで定期的に点検していく。また、令和4年度に予定されている臨床検査技師養成指定規則の改正に鑑み、今後、動向を注視して点検を継続していく。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、4 学則、5 高知学園大学自己点検評価委員会規程、6 高知学園大学自己点検・評価作業連絡会規程、7 高知学園大学自己点検評価検討会議規程、9 シラバス

備付資料 4 高等学校からの意見聴取に関する資料、5 ウェブサイト「大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（様式第2号）」、6 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書〔令和2（2020）年度〕、7 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート、8 アセスメントプラン、12 授業アンケート結果集計資料、71 評議会議事録〔令和2（2020）年度〕、72 各学科会議議事録

備付資料-規程集 2 高知学園大学の教育目的に関する規程、4 高知学園大学評議会規程、47 高知学園大学試験規程、144 学園幹部規程（内規）

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<現状>

高知学園大学では、学則（提出-4）第2条第1項に自己点検・評価活動の実施を定めている。そして同条第2項に基づき、学科会議、自己点検評価委員会、作業連絡会、自己点検評価検討会議を経て自己点検・評価報告書を作成し、理事長の承認を得た後、毎年度公表することとしている。さらに、自己点検・評価活動を含む内部質保証に関する総合的な事項を定期的に審議する機関は評議会であることを高知学園大学評議会規程（備付-規程集4）第3条で定めている。

自己点検・評価の体制は、日常的に各学科、事務局各部署において全教職員が自己点検・評価を行い、その内容を毎年度に取りまとめ、高知学園大学自己点検評価委員会規程（提出-5）に基づいて自己点検評価委員会で審議・検討する。その際、自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート（備付-7）を活用して、活動を的確に把握するよう取り組んでいる。自己点検評価委員会でまとめられた自己点検・評価報告書（案）は高知学園大学自己点検・評価作業連絡会規程（提出-6）に基づいて開催される作業連絡会において、全学的な視点での編集を中心に検討している。最終的には高知学園大学自己点検評価検討会議規程（提出-7）に基づいて自己点検評価検討会議で審議し、自己点検・評価報告書をまとめている。同時に、自己点検評価委員会委員長より当該年度の成果や次年度に向けて取り組むべき課題をフィードバックし、事業計画策定へ反映するよう努めている。

理事長の承認を得た後は、自己点検・評価報告書の印刷製本を行い、全教職員へ配付

するとともに、本学図書館やウェブサイトで学内外に公表することとしている。同時に、課題や計画等を活用して本学の事業計画を策定している。また、本学の取組状況を評議会で定期的に確認し（備付-71）、自己点検評価委員会で検討している。さらに、高等学校の進路指導関係者を対象とした本学独自の説明会では自己点検・評価報告書の概要を含めて説明を行い、質問や意見を聴取している。その他、高等学校を訪問した際にも聴取した意見（備付-4）も参考に、自己点検・評価活動に活かすよう取り組んでいる。法人内の取組においても、学園幹部規程（内規）（備付-規程集144）に基づいて開催される幹部会で高等学校長から本学の自己点検・評価活動に対する意見を聴取しながら本学の活動へ反映し、PDCAサイクルを展開している。このように、本学は学校教育法第109条に基づいて定期的に自己点検・評価報告書を公表し、その成果を日常の教育・研究の改善に活用することとしている。

【区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。】

＜現状＞

教育の質保証に当たり、高知学園大学は学習成果査定の手法を高知学園大学及び各学科のアセスメント・ポリシーに示し（提出-1、p.9・p.20・p.29）、その達成を実現するために全学及び各学科でアセスメントプランを策定している（備付-8）。具体的な内容は卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するために必要な学習成果を評価する手法とその基準を大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの3段階から示している。特に授業科目レベルでは、知識や技能、判断等に関する学習成果を中心とした到達目標と測定方法を科目ごとにシラバス（提出-9）で示し、試験規程（備付-規程集46）に基づいて査定している。この教育課程を反映し、質保証を証明するものとして免許・資格取得がある。卒業の要件は学則（提出-4）第40条、資格取得については学則第43条に定めている。学内では学科会議やFD委員会、評議会、教授会等で査定している。

この過程を通して教育の向上・充実を図るため、以下のPDCAサイクルを有している。まず、Planについては学校教育法、大学設置基準及び資格取得に関係する法令に則り教育課程を定め、学則には教育目的、高知学園大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2）には教育基本方針と各学科の教育目的、シラバスには各科目の目的と到達目標を示している。それに従い、Doとして授業や学外実習を通じて随時学生の学習成果を試験やレポート、取組状況等で測定している。その上で、Checkとして授業を遂行しながら教員同士による授業参観と事後検討会、学科会議やFD委員会での課題の発見と分析、さらには授業終了後の学生による授業アンケートで問題点を点検する。その点検を自己分析し報告書をまとめ改善計画を具体化して実行するとともに、全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動への積極的な取組や研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させることにより、教育力の向上に努める。続いて、Actionとしては授業改善を試みた公開授業を実施することとしている。その結果、各授業から学科の学習成果獲得に向けた課題を全体で共有する意識を拡大するよう取り組むこととしている。

学校教育法、短期大学設置基準等法令の変更や改正については、文部科学省や厚生

労働省等の通知や中央教育審議会答申等を事務局各課及び各学科で適宜確認して対応するなど、法令遵守に努めている。また、本学は教職課程を有することから、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき、第 1 期生卒業後には教員免許状の取得状況を他の免許・資格の取得状況と併せてウェブサイトで公表することとしている。さらに、本学は大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 2 項各号に掲げる要件を満たし、高等教育の修学支援新制度の対象機関となっている。ウェブサイト（備付-5「大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書(様式第 2 号)」）では、それに関する情報を公表している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、教育の質を担保するためには、教員の研究活動を通して得られた知見や情報が学生のレディネスとニーズとによって紡ぎ出される教育的営みが不可欠である。このような姿勢を堅持し、具体的教育活動や指導内容の質的向上に尽力しており、学内の FD 活動（備付-6）の推進は、このことの達成に有効であった。

一方、シラバスで示した授業科目の到達目標に対する評価については、アセスメントポリシー（提出-1、p.20）に基づき「専門的知識」や「課題解決」に関する学習成果については、定期試験や課題レポート及び演習、実習の取組状況で知識や技術の習得状況を測定する。「情報発信力」に関する学習成果については、発表やレポート等によってプレゼンテーション能力の獲得状況に基づき査定する。「相互理解・尊重」に関する学習成果については、学内・学外実習施設による実習や実験におけるグループ活動によるコミュニケーション能力の獲得状況に基づき査定する。さらに、学外実習施設からの評価と事前事後の取組に対する評価等により、これらの学習成果の達成状況を総合的に測定する。

教員は、高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告（備付-6）や学生の授業アンケートの結果（備付-12）も定期的に把握・点検し、授業改善のための PDCA サイクルが円滑に実施されるように、教員の教育力・指導技術のさらなる向上を目指している。また、各種関係法令の理解と遵守はもとより、各種の資格や免許の取得に係る最新の動向にも注目している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、教育の質を保証するために、アセスメント・ポリシーを示し、学習成果査定の手法を定めている（提出-1、p.29）。ポリシーに基づいた評価を確実にを行い、卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するため、学科レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの 3 段階で学習成果を点検し評価するアセスメントプラン（備付-8③）を策定した。アセスメントプランの内容は、特に授業科目レベルでの評価で具体化されている。各授業科目のシラバス（提出-9）に学習成果を意識した到達目標と測定方法を明示し、高知学園大学試験規程（備付-規程集 47）に留意した査定を行っている。本学科では、教育の質保証を証明するものとして、臨床検査技師国家試験の受験資格取得があるが、4 年修了時の国家試験受験で示される教育課程の結果を確実なものとするため、査定とその手法について学科会議で点検しており（備付-72「臨床検査学科」）、今後さらに点検を重ねていく。卒業要件と資格取得は学則（提出-4）に則っている。

アセスメントプランを効果的に運用して教育の質を担保するため、本学科では以下

に示す PDCA サイクルの活用を図っている。Plan については臨床検査技師養成所指定規則に従って教育課程を定め、高知学園大学の教育目的に関する規程（備付・規程集 2）に本学科の教育目的を示した。さらに、各科目のシラバスに授業の目的と到達目標を示し、Plan を具体的に明らかにしている。Do としては、学内の講義、演習、実習を行い、試験、レポート、取組状況等で、学習成果を測定している。さらに Check としては、学生による授業アンケート結果（備付-12）で問題点を点検し、自己分析を行い改善報告書にまとめ、授業の見直しに努めている。また、学科教員は、全学的に催される FD 活動へ積極的に参加し教育活動への還元と教育力の向上に努めている。Action としては、授業参観や授業アンケートで指摘された反省点を分析し、改善計画を具体化する公開授業や報告書提出により以後の授業の向上を図り、本学科の教育の質を保証していく。

文部科学省、厚生労働省からの通達、日本臨床検査学教育協議会からの情報により、関係法令の変更を確認し、法令を遵守している。令和 4 年 4 月に予定されている臨床検査技師養成所指定規則の改正に向けた情報については洩れなく収集し、教育課程改正が滞りなく行えるよう準備を開始している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

さまざまなデータに基づいて内部質保証を高めるためには、IR推進室で各部局の情報を組み合わせて分析することのできるデータベース化が課題である。また、外部評価のシステムを構築するに当たり、法人外の高等学校等関係者による参加方法を検討することも課題である。さらに、コロナ禍で自己点検・評価活動を進めるにあたり、教職員は目の前の対応を優先しなければならないことから、点検後の改善計画を具体化する作業を後回しにせざるを得ない面があった。当初の計画では、作業連絡会で検討することとしていたが、その時間確保も困難であり、十分な議論ができたかは疑問が残った。コロナ収束後も、他の職務等を自己点検・評価活動よりも優先しなければならない状況になることは予想される。したがって、現在の体制を見直すことも今後の課題になる。

令和2年度は、感染防止のために授業参観を中止とした。また、公開授業も感染の恐れがある場合には取組の成果を教員が分析して報告することに替えてもよいこととした。そのため、教育の向上・充実に向けたPDCAサイクルは令和3年度以降に本格化することとなる。それゆえ、課題の改善と相互学習の充実に努める体制の実現が課題である。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、基礎的科目や専門科目間において、学生が横断的かつ多層的に知識や技術を取得できるよう留意することが求められる。この取組が有効性を発揮するためには、学生の学習状況を把握しながら、教員側の教育、指導方法の工夫・実践とともに、学習定着の未到達者へのコンサルテーションを推進するとともに、専門職としての意識と自覚を高める必要が指摘される。

健康科学部臨床検査学科

四年制大学教育課程初年度を経て、今後、内部質保証を高めるためには、学内外から、本学科に関する様々なデータを収集し、それを分析することで課題を見出し、今後

の改善につなげていく必要がある。

さらに、アセスメントプランの有効性を検証したうえで、到達度の低い学生の学習成果の向上を図ることが重要な課題である。PDCA サイクルの機能の充実を図り、学科会議等で情報を共有しながら、教育効果を上げていくことが求められる。令和2年度は、感染防止のために、教員間の授業参観と事後検討会の実施は見送りとなったが、Check と Action の機能充実のために、今後の開催を目指していきたい。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

<基準 I ミッションと教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

令和元年度に高知学園短期大学が受審した認証評価に基づく、内部質保証を果たす上で、全学及び各学科の学習成果査定の方針を適える体制が課題である。本学でも、学科で策定したアセスメントプランを確実に実行しなければならない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「ミッション」に基づく教育目的を達成するためには、卒業生も含めた点検が必要である。第1期生を輩出する翌年度には速やかに実施できるよう、各学科の特性を分析して、在学時から卒業後の学習成果の達成状況を一連のものとして点検する方法を確立する。

「教育の効果」については、休退学者数と学習成果獲得が関係していることを踏まえ、魅力のある教育を実現しなければならない。それゆえ、感染防止に配慮しながらも、FD活動のPDCAサイクルを実施できるよう取り組む。

「内部質保証」については、学年が進行していく期間であることを考慮し、学生1人ひとりが確実に学習成果を獲得して将来の自己像を明確化できるよう支援する。そのためにも、令和元年度に認証評価を受審した高知学園短期大学の取組を参考に、アセスメントプランの精緻化に取り組む。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、2 大学案内2021、3 ウェブサイト「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」、4 学則、8 学生募集要項、9 シラバス、10 行事予定表

備付資料 5 ウェブサイト「大学教員一覧」、6 高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書〔令和2（2020）年度〕、8 アセスメントプラン、10 シラバス作成に関する資料①高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領、17 GPA分布一覧、18 授業アンケート（質問項目）、34 教員個人調書、35 過去5年間（平成28（2017）年度～令和2（2020）年度）の教育研究業績書、68 教授会議事録〔令和2（2020）年度〕、69 各種委員会の開催実績、71 評議会議事録〔令和2（2020）年度〕、72 各学科会議議事録

備付資料-規程集 2 高知学園大学の教育目的に関する規程、45 高知学園大学広報企画会議規程、47 高知学園大学試験規程、50 高知学園大学学位規程、51 高知学園大学におけるグレード・ポイント・アベレージに関する規程、52 高知学園大学における履修登録単位数の上限に関する規程、69 高知学園大学の教員人事に関する規程、72 高知学園大学教員資格、79 高知学園大学教員の採用・昇任に係る手続き、80 教員人事に係る選考委員会に関する規程、101 管理栄養学科におけるCAP制に関する内規、102 臨床検査学科におけるCAP制に関する内規

[区分 基準Ⅱ-A-1 授与する学位分野ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

＜現状＞

高知学園大学では、教育目的を達成した者に学士の学位を授与することとして卒業認定・学位授与の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8）等で表明している。本方針では、学習成果の「知識と技術を身につけ、その内容と意義を説明する」ことができるために「実践に必要な専門性に関する知識や技術」を身につける方針を示している。また学習成果の「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」ために「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力」を身につける方針を、「倫理的な観点に基づいて自ら行動することができる」ために「責任感と倫理観」を身につける方針を示している。さらに学習成果の「相互に理解し尊重しあいながら自分の役割を果たす」ため、「多様な人々と協力し学び続ける力」を身につける方針を示している。このように、

卒業認定・学位授与の方針は学習成果と対応している。

各学科においても、専門性に基づく学習成果と対応させて卒業認定・学位授与の方針を明確に示している。この方針は学生生活と履修の手引き（提出-1、p.20・p.29）や大学案内（提出-2、p.21～22）、ウェブサイト（提出-3「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」）等を通じて学内外に表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条の2に基づいて公表している。

本学が授与する学士の学位は、学校教育法第104条の規定に基づく学位規則第2条に定められた学位であり、付記する専攻分野の名称は高知学園大学学位規程（備付-規程集50）に定められた名称である。これらの点より、本学の学科の卒業認定・学位授与の方針は社会的かつ国際的に通用性がある。免許・資格や国家試験受験資格についても、関係法令に基づいた専門的職業に従事するために必須の条件であり、社会的に通用性があるものである。卒業認定・学位授与の方針は、評議会（備付-71）や学科会議（備付-72）等において教育目的や教育基本方針と関連付けながら定期的に点検している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、食と栄養を通して人々の健康に貢献するという、本学科の教育理念に基づいた卒業認定・学位授与の方針に基づき、学士（栄養学）の学位を授与することを学生生活と履修の手引き（提出-1、p.20）等で示している。

本学科の教育理念である「人々の健康的な生活に貢献する地域医療や在宅医療、災害医療等の栄養管理を実践するため、科学的根拠に基づいた高度な専門的知識及び技術を身に付ける」という方針は、学習成果の中に示された「専門的知識な知識力」や「適切な情報発信力」に対応している。また、人々の食生活や食習慣に関する課題の把握・改善に取り組む主体性及び多様な人びとに対応できるコミュニケーション能力を身に付ける」という方針は、学習成果の「食と栄養の重要性を伝えると同時に、関連分野の人びとからも意見を聴くことによって、相互に理解し、尊重し合いながら医療や教育など生活全般における自らの役割を果たすことができる」に対応している。さらに、「保健、医療、福祉等において多様な職種や人びとと協働し、管理栄養士として中核的役割を果たすために学び続ける力を身に付ける」という方針は、「食生活習慣の改善を通して健康増進に寄与するために、自ら課題を立て、その課題解決に取り組むことができる」に対応するものである。教育方針に従い、本学科の教育課程を修めることで、栄養士免許、管理栄養士国家試験受験資格、栄養教諭一種免許状、中・高教諭一種免許状（家庭）が取得可能である。これらについて学生には、オリエンテーションでわかりやすく説明を行い、学外にはウェブサイト（提出-3「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」）や大学案内（提出-2）で表明している。

本学科で取得可能な免許や資格については、関連法規に基づいた専門職であることから、本方針は社会的に通用性があるものである。本方針については、学科会議で定期的に点検している（備付-72「管理栄養学科」）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれ学習成果、学習成果査定の方針に対応し、卒業の要件、成績評価・基準資格取得の要件を学生生活と履修の手引きに

明確に示している（提出-1、p.29）。卒業の要件は、学則（提出-4）第40条、卒業認定に関しては学則第41条、学位授与は学則第42条により学士（臨床検査学）の学位を授与する。学位授与については卒業認定・学位授与の方針を定め、学内では学生生活と履修の手引きによって習得すべき学習成果を具体的に知ることができる。学生にはオリエンテーションで説明し、学外に向けては、大学案内（提出-2、p.21～22）やウェブサイト（提出-3「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」）やオープンキャンパスで説明している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針の「人体の健康状態を解析できる高度な臨床検査の知識や技術を備える」は、学習成果の「臨床検査の知識と技術及び意義の獲得」に対応している。また、「課題を探究し、問題解決する実践力を身につける」は、「検査情報の収集及び分析評価能力」に対応している。さらに、「研究的視野を持ち、責任感と倫理観を身につける」ことは「医療従事者としての倫理観の獲得」に関する学習成果に対応している。「コミュニケーション能力を身につける」については「適切なコミュニケーション力」に関する学習成果に対応している。

本学科の教育課程を修めることで取得可能な臨床検査技師免許は、法律に定められた国家資格であることから、本方針は社会的にも通用性がある。本方針は学科会議で定期的に点検している（備付-72「臨床検査学科」）。

【区分 基準Ⅱ-A-2 授与する学位分野ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。】

＜現状＞

高知学園大学では、教育基本方針（備付-規程集2、第2条）の実現に向けて教育課程編成・実施の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.8）や大学案内（提出-2、p.22）やウェブサイト（提出-3「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）等で公表している。

本学では、各学科の教育課程で学習成果を獲得するため、卒業認定・学位授与の方針に対応して「専門的知識や技術の修得と実践力を育み、専門職者としての責任感や倫理観及び他の人々と協働する等の態度を身につけた人材を育成する」方針を示している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針に示した「専門性に関する知識と技能」を身につけるために「段階的に高めていく教育課程を編成する」方針を示している。次に「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力を身につける」方針を達成するため、「具体的な授業内容と到達目標を明確にし、さらに授業以外で学習すべき内容を明確にし、その成果を適切にフィードバックする教育」及び「学習への主体性を育む教育を実施する」方針を示している。また「責任感と倫理観」に関する方針を達成するため、「仲間と議論し協働することや、リーダーシップやチームワークを発揮して主体的に問題解決に取り組む教育を実施する」方針を示している。さらに「多様な人々と協働し学び続ける力」を身につける方針を達成するため、「自覚と誇りを持ち、具体的な将来展望を描くことができ、学び続ける姿勢をもてる」教育を実施する方針を示している。以上の方針の下、獲得された学習成果をアセスメント・ポリシー（提出-1、p.9）に基づいて客観的に評価することとしている。

さらに、各学科は教育目的を達成するため、より具体的な教育課程編成・実施の方針

を掲げている。その方針や免許・資格取得に関わる指定規則等に基づき、学習成果に対応して授業科目を編成している。その概要については、学生生活と履修の手引きを活用しながら学生へ説明している。特に、学生が授業時間外でも学習を進めるよう取り組んでいる。

本学では単位の実質化を図るため、大学設置基準第27条の2に基づいて高知学園大学における履修登録単位数の上限に関する規程（備付-規程集52）を定め、CAP制を導入している。なお、詳細は各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、内規（備付-規程集101・102）を定めて実施している。なお、本学は専門職学科を設置していない。

成績評価は学則（提出-4）第36条、全学及び各学科のアセスメントプラン（備付-8）に基づき、試験やレポート、平素の取組状況等も総合して行っている。教育の質を保証するため、大学設置基準第25条の2に基づき、各授業の目的と到達目標、評価方法を具体的かつ明確にシラバス（提出-9）で示し、その基準に照らして厳格な成績評価を実施している。それでも到達目標を達しない学生に対しては個別に指導して、全学生が授業の到達目標を達成できるよう努めている。

本学では、シラバスを高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-10①）に基づいて作成している。シラバスには授業科目名、授業の方法・単位、開講学科・履修年次・学期、担当教員、授業の目的、到達目標（学習成果）、授業の計画・各回の授業時間数、授業形態、テキスト（教科書）、参考文献、評価方法・基準、授業時間外に必要な学習内容と時間、オフィスアワー、履修上の注意事項等、必要事項を明示している。また「授業の目的」においては、卒業認定・学位授与の方針との関連性を明記することも求めている。それゆえ、学校教育法施行規則第172条の2で定める「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」を明示している。授業時間は半期15回を実施した上で試験を行い、授業時間を確保し厳格に遵守している。なお、本学では通信による教育は行っていない。

教員配置についても、各学科の教育課程に応じて教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。その際、高知学園大学教員資格、高知学園大学の教員の資格に関する規程、高知学園大学教員の採用・昇任に係る手続き、教員人事に係る選考委員会に関する規程等（備付-規程集69・70・79・80）に基づき、教員の資格や教育研究業績を基にして専門性を判断している（備付-5「教員紹介」・備付-33・34）。また、学科会議で教育課程を点検し、完成年度以降に見直しが必要な場合は教務委員会、さらには評議会等で審議することとしている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、食に関わる健康の問題解決を図るための食と栄養に関する知識と技術を修得し、多様な専門職者と協働することができる管理栄養士を育成している。

管理栄養士として必要な食と栄養及び健康・福祉に関する専門的な知識と技術を体系的に学ぶために、教養教育と専門教育の教育課程に科に関わる科目を配置することをカリキュラム・ポリシーとして明文化し、学生生活と履修の手引き（提出-1）や大学案内（提出-2）、ウェブサイト（提出-3「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）、学生募集要項（提出-8）等で学内外に表明している。教養・基礎科目 34 単位以上の修得に加えて、専門教育科目を 90 単位以上、合計 124 単位以上が卒業要

件となっている。その他に、栄養教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（家庭）、高等学校教諭一種免許状（家庭）取得に必要な専門科目を配置している。

学習成果を達成するために、管理栄養士指定規則及び教員免許法施行規則に定められた科目区分や系列に基づき、学習成果に対応した、カリキュラム・マップに示し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.20）に掲載して、オリエンテーションで学生に説明している。特に、管理栄養士受験資格を取得するための内容と意義を学生に分かりやすく説明している。前期及び後期の各期に学生がバランスよく履修科目を登録し学ぶことができるように単位数の上限を定め、管理栄養学科における CAP 制に関する内規（備付-規程集 101）を学生生活と履修の手引き（提出-1、p.20）で公表している。成績評価は、学則（提出-4）第 36 条、全学及び本学科の学習成果査定の方針に基づき、シラバス（提出-9）に定めた目標への到達を確認した場合に所定の単位を認定している。

管理栄養学科の令和 2 年度の専任教員は、大学設置基準及び栄養士法施行規則第 11 条の管理栄養士養成施設の指定の基準、管理栄養士学校指定規則第 2 条に基づき、教育内容を担当する教員数および有資格者に関する基準を満たした教授 11 名、准教授 4 名、講師 2 名及び管理栄養士の資格を有する助手 5 名の 22 名を配置している（備付-34・35）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応して編成し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.29）や大学案内（提出-2、p.22）、ウェブサイト（提出-3「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）に明確に示している。本学科では、卒業認定・学位授与の方針に対応して「現代医療に貢献できる臨床検査技師を養成する」方針を示している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針に示した「人体の健康状態を解析できる高度な臨床検査の知識や技術」を身につけるために「教養教育と専門教育の編成により、専門知識や技術の基盤を身につけ、実践力や応用力を養う」方針を示している。次に「課題を探求し、問題解決する実践力を身につける」方針を達成するため、「グループ活動他アクティブ・ラーニングを取り入れて他者との相互理解を深め主体的に学ぶ」方針を示している。さらに「研究的視野を持ち、責任感と倫理観」を身につける方針を達成するため、「卒業研究やその発表を通して、創造性、主体性、表現力及び倫理観を育む」教育を実施する方針を示している。さらに「コミュニケーション能力を身につける」ために「チーム医療における臨床検査技師の役割と多種職種連携の理解」するための教育を実施する方針を示している。以上の方針の下、獲得された学習成果をアセスメント・ポリシー（提出-1、p.29）に基づいて客観的に評価することとしている。

教育課程は大学設置基準に基づいて編成されている。教育成果の「広い視野を持ち、臨床検査技師に必要な専門性の高い知識と技術」のために 1 年次には教養・基礎科目と臨床検査の専門基礎科目を学ぶ教育課程を編成し実施している。臨床検査技師がチーム医療の一員として質の高い医療を実践できることを目的に「チーム医療概論」を配置している。2 年次では、総合的な病態解析能力を身につけるために専門基礎分野と関連する領域の専門分野の講義・実習を編成し実施している。3 年次では、医療現場に

において実践的な技術と知識を習得し、チーム医療における臨床検査技師の役割を学び、学習成果の「倫理感をもって行動できる」「適切なコミュニケーション能力」を達成するために臨地実習を実施する。4年次では卒業研究で医療人としての研究的視点を獲得することを目指す。4年間通して卒業認定・学位授与の方針に対応する教育課程を編成している。本学科では、単位の実質化を図るため、臨床検査学科のCAP制に関する内規（備付・規程集 102）に基づいて履修登録単位数の上限を定め、学生生活と履修の手引きで公表している（提出-1、p.13）。成績評価は科目ごとに評価基準がシラバスに明示されており、それに基づき実施している。授業内での小試験、発表、レポート、授業への取組状況等を総合して成績評価を判定している。評価については、科目担当者の報告を受け、学科会議で確認し、厳格に適用している。

シラバス（提出-9）には、高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-10①）に基づき、必要事項を明示している。教員の配置については、大学設置基準及び臨床検査技師学校養成所指定規則に基づき、専門分野の主要科目は教育内容を教授するのに必要な経歴、専門性、研究分野を考慮し、また、臨床検査技師免許取得後5年以上の実務経験を有した教員を配置している（備付・規程集 69・72・79・80）。教育課程は日本臨床検査学教育協議会、日本臨床衛生検査技師会や臨床検査学教育に関連する学術団体等の動向を把握するとともに、医療及び生命科学の進歩にも注視して、定期的に学科会議で点検している（備付-72「臨床検査学科」）。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うよう編成している。〕

<現状>

高知学園大学では「広い教養」の習得を教育基本方針で定めている（提出-1、p.1）。この目的を達成するため、本学の教養・基礎科目の教育では、広い教養を身につけることによって、専門教育科目の理解と活用を促進するとともに、「社会的意義と役割を理解」することや「自ら学修上の問題に気づき、その原因を探求して克服しながら成長できる」こと、「課題を発見して分析し実践する力」の向上、さらに「キャリア教育」を通して社会に求められる教養ある人間を育成することを教育課程編成・実施の方針に示している。

教養・基礎科目の内容は、人間と文化の探究、現代社会の探究、自然科学の探究、地域と環境の探究、日本語科目、外国語科目、情報科目、キャリア形成科目、スポーツと健康の探究の区分から構成している。この多様な分野から教養・基礎科目を履修し、教員と学生及び学生同士のコミュニケーションを通して、現代社会における様々な事象の洞察力、グローバル化に対応できるための外国語と異文化の基礎的理解、活動に対する主体性と体力・精神力の向上を図る教育を実施している。このように、本学では大学設置基準第19条2に基づき、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための教育課程を編成している。なお、令和2年度における教養・基礎科目の科目数と担当教員の人数については、表Ⅱ-A-3-1の通りである。

教養・基礎科目を改善する際、全学的には教務委員会で、詳細については学科会議で討議を交えながら検討することとしている。教養・基礎科目の効果について、令和2年

度は組織的な検討は実施していないものの、授業アンケートの結果を参考に授業内容や方法の工夫を試みている。

表Ⅱ-A-3-1 各学科における教養・基礎科目の科目数と担当教員数（令和2年度）

健康科学部	令和2年度		
	科目数	本学教員	非常勤講師
管理栄養学科	31	5	21
臨床検査学科	30	5	21

[注] 1. その年度に開講した科目数（21科目は同時開講）
2. 教養・基礎科目の科目数

[区分 基準Ⅱ-A-4 授与する学位分野ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

<現状>

高知学園大学では学習成果に基づいて入学者受け入れの方針を掲げ、学生募集要項（提出-8、p.22～23）や大学案内（提出-2、p.23～24）、ウェブサイト（提出-3「アドミッション・ポリシー」）等で示している。また学習成果を獲得するため、各学科ではその専門性に必要な方針を具体的に示している。このように、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて積極的に公表している。

本学の教育科目は、各専門性の「知識と技術」を習得するためにいずれの学科でも学ぶ学生に共通して身につける能力は「熱心に学び、その成果を社会に貢献するために活用する」ことである。また、習得した知識・技能を正しく活用して「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」学習成果が専門職者として求められる。そのためには「世界の変化や動向を分析し、進歩する知識と技術を求め続ける」ことができないとまらない。さらに、これらを実現するためには、学習成果の「倫理的な観点に基づいて自ら行動する」ことが求められる。それゆえ、「新たな研究に挑戦する心を持つ」ことが重要である。その過程では、学習成果の「相互に理解し尊重し合いながら自分の役割を果たす」など、他者と協調し合いながら目標達成に向けて取り組むことも求められる。それゆえ、「人間関係を円滑に結ぶ」ことが重要な意味を持つ。

以上のことから、本学で「知識と技術」を習得するために必要な意識や姿勢で学生生活を送るためには、入学前の時点で「深く学び、人々の健康に貢献することを求めていること」「自己実現を目指していること」「強い意志を持っていること」「広い心を保ち高い理想を実現するために人々と協力し合うこと」が前提となる。このように、入学者受け入れの方針は学習成果に対応しており、全ての学科においてもその獲得に必要な汎用的能力を示している。

入学前の学習成果の把握・評価については、各学科とも入学者選抜制度によって実施している。まず、特別推薦入学試験では指定校制による試験で専願となっている。高等学校もしくは中等教育学校（以下、「高等学校」と表記）で優秀な成績を修め、模範

的な学校生活を送っていることに加え、本学で必要な適性を幅広い学力、社会性の面から確認するとともに、専門分野への強い関心を抱き、明確な目標をもって学ぶ意欲や計画的、継続的に学ぶ意欲を調査書や面接を通して評価し、入学者を選抜している。

総合型選抜によるAO入学試験も専願であり、各学科の入学者受け入れの方針に適していることを受験生自らが保証し推薦するものである。入学者選抜では、自己推薦書と調査書、小論文及び面接を通して、受験生の学習状況や学校生活の過ごし方、課外活動や社会活動等への取組、社会性を確認するとともに、専門分野に対する強い関心と社会へ貢献する意欲や明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲等を総合的に評価している。

一方、公募推薦入学試験は公募制による試験で、調査書や面接に加えて基礎学力検査を実施している。特に基本的な判断力や思考力、表現力及び社会性を評価するとともに、明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲や姿勢を総合的に評価して入学者を選抜している。

一般入学試験では、受験生の学力を重視して試験を行っている。一般入学試験Aでは学力試験を課し、調査書と面接も踏まえ、一定の学力を評価するとともに、社会性や専門分野への関心、勉学の意欲等を総合的に評価して入学者を選抜している。一般入学試験Bでは小論文試験を課し、基礎学力を基盤とした論理力や応用力を評価するとともに、調査書や面接を通して社会性や勉学の意欲等を総合的に評価することによって入学者を選抜している。

また、大学入学共通テスト利用入学試験では、大学入学共通テストの結果に、面接と調査書も踏まえて専門分野を学ぶために必要な一定の基礎学力と勉学への意欲を評価することによって入学者を選抜している。その他、社会人選考や留学生選考も実施している。

このように、本学の入学者受け入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。また、高大接続の観点により、入学後に期待される学習成果と入学者受け入れの方針を対応させながら、入学前に一定の基礎学力を有するとともに適切な学生生活を送ることができる社会性を身につけているかについて、選抜方法の特性に応じた選考基準を設定し、可否を判定している。この多様な選抜から入学前の学習成果の把握・評価を行い、公正かつ適正にそれぞれの選考基準を設定して、入学者選抜を実施している。以上の方針は、入学者選抜の概要として学生募集要項（提出-8、p.23）に明示して公表している。

授業料やその他の入学に必要な経費は、学生募集要項に明示している（提出-8、p.21）。入学試験・学生募集関係は学生支援課が事務局となり、教務課にはアドミッション・オフィス担当を配置している。受験の問い合わせに対しては、入試専用連絡先を学生募集要項に明示し、学生支援課が懇切丁寧に対応している（提出-8）。広報についても学生支援課を中心に、高知学園大学広報企画会議規程（備付-規程集45）に基づいて活動を展開している。広報活動の手段としてウェブサイトやマスメディア等を活用している。

本学の入学者受け入れの方針はオープンキャンパスや大学説明会等を通じて受験生や保護者、高等学校教員等にも本方針の意味と根拠を説明している。令和2年度は、新

型コロナ感染症のため、オープンキャンパスは例年通りの開催は困難であったが、制限の中でできる取り組みを実施した。また、高等学校関係者には高知学園短期大学と共同して、感染対策を実施しながら本学独自の説明会を高知県内3会場で開催し、全体への詳細な説明と個別の具体的な質疑応答を行っている。そこで聴取された意見を参考に学科会議や評議会、教授会で定期的に点検している（備付-68・71・72）。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科のアドミッション・ポリシー（提出-1・2・3「アドミッション・ポリシー」）は、食と栄養の分野から健康で豊かな生活に貢献するため、①食と栄養に関する分野に必要な基礎学力を持ち、謙虚な気持ちで学習に取り組む人、②キャリア形成に対する意識を持ち、食と栄養に関する分野で社会貢献を目指す人、③将来への目的意識が高く、健康で豊かな生活を心がけ実践している人、④多様な人々と協力しながら、主体的に学ぶために必要なコミュニケーション能力を有する人を求めている。

この方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1）や大学案内（提出-2）、ウェブサイト（提出-3「大学案内：教育目的と学習成果・3つのポリシー・充実した大学生活のための方針」）、学生募集要項（提出-8）等で学内外に表明しており、進学相談会やオープンキャンパス等で受験者や保護者に、入試説明会では高等学校教員に周知を図っている。入学者選抜は、一般入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験、AO入学試験（総合型選抜）、推薦入学試験（特別・公募）、社会人選考、留学生選考を実施し、多様な入学希望者に対応している。すべての選考において調査書等で入学前の学習成果の把握と評価と個人面接を実施し、アドミッション・ポリシーに明示している食や栄養についての関心や将来管理栄養士として社会貢献を目指す意欲、コミュニケーション能力を有していることを評価基準としている。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の入学者受け入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果に対応している。臨床検査学科では、「専門性の高い知識と技術」に関する学習成果を身につけるため、「基礎学力と学習意欲」に関する方針を示している。また、「適切な判断」に関する学習成果を身につけるため、「社会貢献を目指す」方針を示している。さらに、「自ら活用する」学習成果を身につけるため、「知識や技術を学ぶ強い意志」に関する方針を示している。4点目では、「互いの尊重とコミュニケーション」に関する学習成果を獲得するため、「協調性や多様な人々とのコミュニケーション」に関する方針を示している。このように、本学科の入学者受け入れの方針は学習成果と対応している。

入学者受け入れの方針に対応した出願資格、選考方法等は大学案内（提出-2）・学生募集要項（提出-8）、ウェブサイト（提出-3「アドミッション・ポリシー」）に明記している。また、オープンキャンパスや進路説明会でも示している。入学者選抜は、高大接続の観点や、入学を希望する多様な学生のために、一般入学試験、大学入学共通テスト利用入学試験、AO入学試験（総合型選抜）、推薦入学試験（特別・公募）、その他、社会人選考や留学生選考を実施している。すべての選考において入学前の学習成果の把握と、評価を厳格に行い、特に個人面接を実施し、臨床検査への関心・意欲・態度を有していることを評価基準としている。これらについては学生募集要項に明示している

(提出-8)。

入学志願者、保護者、高等学校等からの問い合わせに対しては、学生支援課が中心となって対応し、対応できない情報や質問は臨床検査学科教員が対応している。大学見学、個人相談を希望する受験者にも学生支援課、臨床検査学科教員が休日でも対応できる体制をとっている。授業料やその他の入学に必要な経費については、学生募集要項(提出-8)に明記している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 授与する学位分野ごとの学習成果は明確である。]

＜現状＞

高知学園大学の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に示す「専門性に関する知識や技術」を身につける専門的能力として「必要な知識と技術を身につけ、その内容と意義を説明する」こと(以下、「知識・技術」と表記)、「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力」を身につける汎用的能力として「最新の知識を導き出し、適切な判断を下す」こと(以下、「適切な判断」と表記)、「責任感と倫理観」を身につける汎用的能力として「倫理的な観点に基づいて自ら行動することができる」こと(以下、「自ら行動する」と表記)、また「多様な人々と協働し学び続ける力」を身につけるための総合的能力として「隣接・関連分野の人々からも意見を聴くことによって、相互に理解し尊重し合いながら自分の役割を果たす」こと(以下、「役割を果たす」と表記)を示している(提出-1、p.8)。専門的能力は専門職者に共通する必要事項である。汎用的能力も専門職者として不可欠な態度や行動等の内容である。また総合的能力は、専門的能力と汎用的能力の両面を備える能力であり、いずれも具体性がある。

以上の学習成果の獲得について、各種の免許や資格、国家試験受験資格に必要な知識や技能を軸に、平和と友愛へ貢献するために正しく活用しようとする意欲や態度に関する人間性等が挙げられ、各学科で具体的に示している(提出-1)。最終的に、学習成果の達成を証明するものとして免許や資格等の取得が挙げられ、各学科では免許・資格取得に必要な科目を中心に教育課程を編成している。そこで習得すべき概要をシラバス(提出-9)に明示している点からも具体性がある。教育課程の各教育科目で求められる到達目標と評価方法をシラバスに明示し、学習成果は達成可能なものとなっている。各教育科目では半期あるいは通年にわたる各回の実施計画と評価方法についてもシラバスで明示していることから、一定期間内で獲得可能なものとなっている。

学習成果の測定について、「知識・技術」の専門的能力、及び「適切な判断」の汎用的能力に関する学習成果は教育課程の履修を中心に実施している。履修すべき科目と単位数は、大学設置基準第19条及び各種資格取得に関する法令等の規程に適うものである。また、具体的な到達目標や測定方法と基準等についてはシラバスに示している。学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとしては、定期試験、レポート、授業への取組状況さらには社会活動への取組状況等、多様な点を総合して評価している。学年が進行するにつれては、学外実習先からの評価も含まれるようになる。また「自ら行動する」の汎用的能力や「役割を果たす」の総合的能力に関する学習成果については、教育課程の履修と学生対象の調査に加え、学生生活や社会活動における取組状況、面談等、各学科で質的データを中心に測定している。以上の学習成果は学生ヘフィー

ドバックされ、学生の自己分析も推進している。

なお、授業への出席は全て行うことを前提に、欠席した場合はその分の補講を受けて学則に定めた学習時間を充たすよう、学生生活と履修の手引きに明記して指導している。その上で高知学園大学試験規程（備付-規程集47）に基づいて成績評価を行っている。不合格者に対しては再試験を行うが、再試験までに事前に課題提出や補習で学習するよう指導している。それでも不合格の場合は次年度も学則に基づいて履修することとなる。

以上のことから、本学の学習成果は測定可能なシステムとなっている。学習成果の測定に関しては、学則（提出-4）第34条～第36条や教育基本方針に基づいてアセスメント・ポリシーを示し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.9）に表明し周知を図っている。また、その方針を達成するため、アセスメントプラン（備付-8）を策定して実行している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学習成果の達成を証明する主なものとして管理栄養国家試験受験資格があり、その目的に沿って教育課程を編成している。そこで習得すべき概要をシラバス（提出-9）に明示している。管理栄養士免許は、法律に定められた国家資格であることから、管理栄養士免許取得は社会的に通用性がある学習成果の測定となる。第1期の卒業生の管理栄養士国家試験合格率を100パーセントにするために、各学年の学期末に学習した分野について管理栄養士国家試験を想定した模擬試験を行い、学習成果の評価をしている。なお、基礎学力が不足する学生に対する指導を徹底させることを目標に学科内に部会を立ち上げ、検討していくこととしている（備付-72「管理栄養学科」）。

また、本学科において取得可能な免許である栄養教諭および家庭科教員採用試験受験率と教員採用試験の1次合格者及び2次合格者数を増やすための支援対策もあわせて実施していくこととしている。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の学習成果は、「学生生活と履修の手引き」（提出-1、p.29）及び大学案内（提出-2、p.21）に具体的に明記しており、4年間で獲得が可能である。分野は基礎（38科目）、専門基礎（31科目）、専門（44科目）からなり、学習成果の「臨床検査の知識と技術及び意義の獲得」、「検査情報の収集及び分析評価能力」、「医療従事者としての倫理観の獲得」、「適切なコミュニケーション力」の達成に重要な講義、演習、実習を1～4年次に体系的に配置している。学生の主体的な学習を促すために、シラバス（提出-9）に各教科で授業時間外に必要な学習内容と時間を設定し、さらにCAP制（提出-1、p.13）も導入している。学習成果の測定はシラバスの評価方法・基準に沿って行っている。

臨床検査技師免許は、法律に定められた国家資格であることから、臨床検査技師免許取得は社会的に通用性がある学習成果の測定となる。

[区分 基準Ⅱ-A-6 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

<現状>

高知学園大学における学習成果の測定としては、各学科の専門性に基づいたデータが中心となっている。具体的には、直接的な評価として試験やレポート、授業への取組等が挙げられ、各教育科目に示した到達目標の状況を測定している。その指標は、高知学園大学におけるグレード・ポイント・アベレージに関する規程（備付-規程集51）に基づいてGPAによる評価を導入し、その分布状況を分析している（備付-17）。また、単位取得率に関わるデータは、学科会議の点検を経て、内容によっては評議会で審議することもある。学位取得率、免許・資格の取得率については、第1期生卒業時に審議する予定である。また、国家試験の合格率からも、第1期生卒業後には当該学科の教育指導体制として点検することとしている。一方、間接的な評価としては、学生による授業アンケートも挙げられる。授業アンケートは成績評価とは独立して学生自身がどのように認識しどのような価値観を抱いたかなど、授業を通じた経験や関与を評価する上で意義がある。

学生調査の組織的な実施について、令和2年度に実施することはできていない。ただし、新型コロナによる学生生活への影響や学生生活に関する調査を実施したことから、内容によっては分析結果を活用することとしている。卒業後の学習成果に関しても、第1期生が卒業した後に速やかに実施できるよう、全学科で進路先の雇用者に卒業生の取組状況を聴取し、その内容を学習成果の分析に活用する体制を準備している。同窓生への調査も同様である。

本学で組織的なインターンシップの取組は行っていないが、インターンシップに類似する取組として学外実習の評価も学習成果を分析する上で活用する必要がある。その他、留学があれば、本人及び受け入れ先から状況を聴取することで、学習成果の獲得を分析することとしている。また、卒業率、就職率は、学習成果を獲得したことを証明するものであることから、学科や就職委員会等で点検することとしている。さらに、在籍率は、特に休退学者の状況を教授会・評議会で学習成果獲得の指標として把握し分析している（備付-68・71）。

以上の学習成果に関するデータは、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて、順次ウェブサイト等で公表することと表している。また、学習成果を分析した概要については高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-6、p.165～173）で公表している。卒業時アンケート調査についても、第1期生が卒業する時期に実施できるよう準備を進めている。学習成果の評価は、FD委員会を中心に各種委員会や学科会議で点検し、評議会では内部質保証を高める議論を通じて検証し、最終的には教授会で共有している。学習成果の評価を適切に進めるため、高知学園短期大学アセスメントプラン（備付-8）も策定している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学習成果の測定は、GPAにて経時的に評価している（備付-規程集51）。なお、管理栄養学科におけるCAP制に関する内規において、GPAが2.5以上の学生においては、CAPの年間48単位を超えての履修を可能としている（備付-規程

集 101)。第 1 期生卒業後は、管理栄養士国家試験合格率、栄養教諭及び中学・高校家庭科教員免許状取得率を審議し、教育指導体制を検証することとしている。令和 2 年度の在學生は 1 年生のみであり、令和 2 年度は卒業後の評価はできていない。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科の学習成果は、シラバスに明記された授業の目的、達成目標に基づき、各教科の評価方法・基準に沿って質的・量的に測定している。また、グレードポイントアベレージ（GPA）を算出し個々の学生の成績、単位取得率を学科会議で点検している（備付-72「臨床検査学科」）。また、教員は学生と定期的に面談し履修から進級、ひいては卒業に至る指導を行っている。さらに、授業アンケートの評価内容である「学生自身の取組」は、評価段階が 5 段階となっており（備付-18）、科目ごとの学生の自己評価として、学習成果の量的測定につなげることができる。

臨床検査学科では臨床検査技師国家試験受験資格、健康食品管理士、バイオ技術者、遺伝子分析科学認定士、医療情報技師の認定試験の受験資格が取得可能であり、合格率は学習成果の測定に活用できる。なお、令和 2 年度の在學生は 1 年生のみである。

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

<現状>

高知学園大学では、まだ卒業生を輩出していないことから、卒業後評価はまだ実施していない。特に、本学各学科の専門性は明確であることから、学外実習先が卒業生の就職先になることも多いと予想される。そのため、就職を担当する事務局学生支援課による訪問に加え、各学科も学外実習期間中の実習訪問先や学外実習の反省会・懇談会等、さらには関連団体との会議、社会活動等を利用して卒業生の評価を聴取することとしている。以上の方法はアセスメントプランに基づいて進めるとともに、その結果を就職委員会や学科会議等を通して共有し、授業やオリエンテーションの改善、及び教育課程の見直しの参考にするなど、学習成果の点検に活用することとしている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、令和 2 年度開設であり、1 年生が 1 期生であるため、まだ卒業後の評価は行っていない。臨地実習の巡回指導時に、実習先に卒業生がいる場合に評価を聴取することも含め実施方法については検討中である。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、まだ卒業生を輩出していないことから、卒業後評価はまだ実施していない。現在、実施のあり方を検討している。また、卒業生の進路先は実習先であることが多くなる。それを利用して、各教員が学生の実習の巡回指導時に評価を聴取することとしている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学ではGPAの分析は経年的に実施できていないため、今後進めなければならない。その際、CAP制との関係についても検討することが必要である。教育課程編成・実施

の方針に示した「主体的に問題解決に取り組む教育」に適した水準を実現する上で適切な履修状況を整備することが課題である。

シラバスについては、卒業認定・学位授与の方針との関連が記載されていない科目も多い。完成年度以降のシラバスでは、この課題を克服できるよう、今から準備を進めなければならない。さらに、今後も高大接続をより円滑に進めるため、入学予定者に対する入学前教育や入学直後のオリエンテーションを含めた初年次教育の在り方を工夫して教育効果の向上を図る。

入学予定者に対しては、今後も入学前教育や入学直後のオリエンテーションを含めた初年次教育の在り方を工夫して、教育効果の向上を図る。また、令和 2 年度は新設した学部・学科で初めての入学試験であるため、入学者受け入れの方針について高等学校関係者の意見を聴取し高大接続をより円滑に進めることが必要であり、大学入学者選抜実施要項に基づいて学生募集方法の見直しを検討することも課題である。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、オリエンテーションで在學生に学生生活と履修の手引き（提出・1）を使用してディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アセスメント・ポリシーや履修に関することについて説明し、これらのポリシーを達成することや専門職の資格取得に向けて学習するよう指導しているが、学生の理解が十分でないように思われる。また、シラバスについても理解していない学生も見受けられるため、今後の指導について検討が必要である。在學生が 1 年生のみであるため、GPA や模擬試験結果と国家試験の合格率について検討分析がまだ行えていない。ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの見直しを図りながら学外に向けて学科の特色を周知することで、定員数を安定的に確保していきたい。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科において、三つのポリシーの内容を学内外に表明し、オリエンテーションで説明もしているが、学生側の理解が進んでいないように思われるため、理解させる取り組みが必要である。学習成果の到達度の低い GPA 値が 2 未満の学生にはその原因と対応をともに考えるため、担任との面談を行い重点的な指導を行っているが、学生の学習への奮起を促すことが難しくはっきりとした効果が得られていない。今後、臨床検査技師国家試験合格という目的意識をはっきりさせ、指導を強化していく。

令和 4 年度の新カリキュラムの施行に向けて内容を精査し、効果的なカリキュラムとなるよう検討を重ねる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

高知学園大学は令和 2 年度開学のため、内容によっては「点検・評価の観点」に関する取組ができていないものもある。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、8 学生募集要項2021、9 シラバス、10 行事予定表、11 時間割表

備付資料 1 本学が実施した行事に関する資料①近隣清掃参加者、5 ウェブサイト「ポータルサイト」、6 高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書〔令和2（2020）年度〕、12 授業アンケート結果集計資料、14 合格者への配付資料一式、15 オリエンテーション資料一式、18 授業アンケート（質問項目）、19 授業アンケートに対する自己分析の報告、20 授業参観、21 授業参観アンケート、22 事後検討会報告書、23 授業改善計画報告書、24 授業改善に向けた公開授業の進め方、25 授業改善に向けた公開授業計画書、26 公開授業事後検討会報告書、27 図書館利用案内（らぶつく+）、28 パスファインダー、47 実験室安全のためのマニュアル、68 教授会議事録〔令和2（2020）年度〕、71 評議会議事録〔令和2（2020）年度〕

備付資料-規程集 16 高知学園大学学生委員会規程、17 高知学園大学カウンセリング委員会規程、19 高知学園大学就職委員会規程、20 高知学園大学セクシュアルハラスメント等に関する規程、21 高知学園大学倫理委員会規程、22 高知学園大学倫理委員会規程、33 高知学園大学図書館規則、34 高知学園大学図書館運営委員会規程、36 スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程、44 高知学園大学キャリアセンター規程、46 高知学園大学キャリアセンター運営会議規程、57 高知学園大学外国人留学生規程、101 管理栄養学科におけるCAP制に関する内規、102 臨床検査学科におけるCAP制に関する内規、109 高知学園文書保存規程、153 ハラスメント相談員及び倫理委員会設置細則（内規）、157 高知学園大学外国人留学生授業料減免規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

<現状>

高知学園大学では、学習成果の獲得に向けた責任を果たすため、教員は卒業認定・学位授与の方針に示した「専門性に関する知識や技術」「科学的根拠に基づいた判断による適切な実践力」「責任感と倫理観」「学び続ける力」の獲得を基準として学習成果を評価している（提出-2、p.9）。その指標は全学及び各学科のアセスメント・ポリシー（提出-1、p.9・p.20・p.29）に基づき、各科目の到達目標をシラバス（提出-9）に記載して、具体的な学習成果を授業で説明するとともに、その基準に照らして評価を行っている。それゆえ、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

学生の学習成果については、担当教員だけでなく、その状況を教務課で取りまとめ

てクラス担任と学科長へ報告している。学科会議でその情報を共有するとともに、検討の必要性がある場合は課題発見や改善計画を策定するなど、学習成果の獲得状況を適切に把握している。特に、今後の卒業判定については、まず各学科で各卒業予定者の単位修得状況を軸に学習成果の獲得状況を確認し、その結果を評議会で審議し、さらに教授会で卒業判定を行うことで状況を確実に把握することとしている。

授業評価についても、前期、後期の各授業終了後に学生による授業アンケートを実施し（備付-18）、学生から授業評価を受け、その内容を吟味するとともに、集計された内容について自己分析を行い、その内容と改善計画を教務課へ文書で報告している（備付-19）。具体的には、まず各授業の最終回終了後にポータルサイトから学生が授業アンケートに回答し、担当教員が授業評価を学生側から受けている。担当事務局である教務課は、学生による各授業科目の評価結果を取りまとめて各担当教員へ報告する。専任教員は、授業アンケートの結果に基づいて自己分析を行いながら点検を進め、その概要を報告書にまとめて教務課へ提出することとなっている。学長や教務部長、学科長は、全科目の授業アンケート集計結果（備付-12）や自己分析の内容を確認したり、教員同士も参考にしたりしながら改善を図っている。さらに、教職員だけでなく学生も授業アンケートの結果を教務課で閲覧することができることとしている。また、FD委員会では授業アンケートの結果を総合的に吟味し、全学及び学科の課題を具体化するよう取り組んでいる（備付-6、p.14～25）。このように、教員は学生による授業評価の結果を十分に認識している。

複数教員で担当する授業や関連性・発展性のある授業においては、学科会議を中心に授業担当者間で教育課程編成・実施の方針に基づいた役割を確認したり見直したりするなど、意思の疎通、協力・調整を図っている。また、「チーム医療概論」を代表に両学科で共通する授業で必要と感じた科目については、独自の連絡会を設けるなど、意思の疎通、協力・調整に努めている。

FD活動について、本学は四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）に加盟し、研修プログラムに参加して教育力の開発と向上に努めている。学内でも、毎年度FDに関する研修会を実施している。また、感染防止のために令和2年度は実施できなかったものの、本学では教員相互による授業参観を実施し（備付-20）、授業に対するコメントを文書でもらうとともに（備付-21）、授業終了後には事後検討会を開催して、直接意見交換を行いながら授業・教育方法の改善を図ることとしている。この取組は、授業担当者だけでなく、授業参観者も自身の授業改善に向けた糸口を得る機会である。事後検討会の概要は、所属学科のFD委員がまとめて教務課へ報告し、その報告書（備付-22）を教務課で閲覧することとしている。さらに、事後検討会終了後に授業担当教員が授業改善計画書をまとめて教務課へ提出し、授業改善の具体化とその内省に努めることとしている（備付-23）。このように、教員は授業参観も通じて授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図る体制を整備している。さらに、高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会を開催し、平素の取組を発表して教職員相互によるFD活動の充実に努めている（備付-6、p.26～42）。以上のことから、本学では大学設置基準第25条の3に基づいてFD活動を実施している。

各学科では、学科長とクラス担任を中心に、事業計画に基づいて各期の教育目的・目

標の達成状況を把握し、確立した教育目的・目標に向かって教育活動に取り組んでいる。特に、前年度に授業参観を担当した教員は、そこから改善した取組を公開授業として実践することとしている（備付-24）。この取組においても事後検討会を開催し（備付-26）、授業担当者と参観者が学び合うことで、PDCAサイクルが展開される体制を整備している。

他方、教育目的・到達目標を達成できず再履修を要する学生がいる場合は、学科の教員が確実に把握し、担当教員やクラス担任教員が個別指導計画を検討している。このように、教員は各学生の内容を十分に把握し、履修及び卒業に向けた指導を行うなど、各学科の学習成果の獲得に向けて責任を果たすよう努めている。

また、学習成果の獲得に向けた事務職員の責任についても、就学指導や就職支援等において学生の抱える問題点や学習成果を知り得るなど、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得状況を認識している。学生の成績は、学校教育法施行規則第28条及び高知学園文書保存規程（備付-規程集109）に基づき、教務課で適切に保管している。教務課は授業科目の履修登録等の就学指導や学生の成績処理、シラバスの編集等教務全般の職務を通じて、直接的もしくは間接的に学生と係わりながら学習成果の獲得状況を認識することができている。学生支援課は、入学時から書類等で学生への直接対応も多く、キャリア教育の企画立案、キャリアセンターの業務等や悩みがあればカウンセリングの窓口として受け入れを行い、学習意欲を喚起させるよう助言し、学生と係わり学習成果の獲得状況を把握しながら卒業に至るまで支援することとしている。同時に、各学科の教育目的や学習成果の獲得状況を把握し、認識することに努めている。その他、庶務課及び図書課の職員も教授会への出席や各種委員会の構成員及び事務局を担当しており、学生に関する情報を得ながら学習成果を認識し、学生に対して履修及び将来の卒業に至る学生支援に努めている。このように、事務職員も就学指導や就職支援等を通して、学生に入学時の学習意欲を喚起させるよう助言しながら、学習成果の向上に貢献する体制を整備している。同時に、各学科の教育目的や学習成果の獲得状況を把握し、認識することに努めている。

SD活動についても、本学では高知学園大学スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程（以下、「SD委員会規程」と表記）を定め（備付-規程集36）、その規程に基づいてSD委員会を設置し、適切に行っている。特に、SPODなどが実施する研修会を中心に活動するなど、大学設置基準第42条の3に基づいてSD活動を実施することとしている。

本学の図書館には専任職員2名（司書2名）、非常勤職員1名、臨時職員1名の計4名が配置され、高知学園大学図書館規則（備付-規程集33）に基づき、高知学園短期大学との共有施設として学生の学習成果の向上のために支援を行っている。また、教職員全体で学生の図書館の利便性を向上させるよう配慮している。本学では高知学園大学図書館運営委員会規程（備付-規程集34）に基づいて図書館運営委員会を開催し、各学科からの図書館への要望を検討し、図書館活動を審議し推進している。教員・学生からの購入希望を含む全ての図書館購入図書は図書館運営委員会において選書している（電子書籍を含む）。

図書館内では、蔵書検索用専用端末（パソコン）を1台配置しており、館内にある他

の16台のパソコンからも蔵書検索ができる。また、インターネットを通じて、各研究室や学生用のパソコン実習室等のパソコンはもちろん、家庭のパソコンや携帯電話からも蔵書検索は可能である。検索の仕方は、図書館利用案内（備付-27）や学生生活と履修の手引き（提出-1）、パソコン内にある図書館利用案内（ファイル）等で周知を図っている。利用者からの質問に対しては図書課事務職員が端末を操作しながら口頭での説明も行っている。

資料の貸出・返却のほか、他大学との相互協力業務（Inter - Library - Loan : ILL）等の図書館業務は、図書館業務システムにより電算化されている。現在の図書館システムでは、学生、教職員各自の貸出情報等の確認や文献複写依頼も可能な My Library が稼働し、より利用者の利便性が高まっている。

教育・研究に活用するために、CiNii Articles、JDreamⅢ、医中誌 Web、Medical Online、MEDLINE、CINAHL 等、各種データベースを導入している（備付-28）。これらの使用についての説明は入学時のオリエンテーションだけでなく、要望に応じて随時行っている。

国内外教育研究機関との学術情報相互提供システムについては、国立情報学研究所の NACSIS-CAT、NACSIS-ILL により他大学との相互利用を実施している。また、高知学園短期大学図書館と高知県立図書館は相互協力に関する協定を締結しており、共有施設である本学としても高知県立図書館協力貸出サービスの対象館であるため、高知県内の公共図書館、大学図書館の本を無料で取り寄せることが可能である。短期大学を含む過去3年間の学外からの図書借り受け冊数は、平成30年度13冊、令和元年度13冊、令和2年度1冊であった。また、学外からの文献複写取寄件数は、平成30年度197件、令和元年度122件、令和2年度172件であった。さらに、国立国会図書館による「図書館向けデジタル化資料送信サービス」対象館であることから、200万点以上のデジタル化資料の閲覧・複写を利用者に提供できるようになっている。

図書の貸出期間は3週間であり、貸出冊数の制限は設けていない。夏期休業中等には、長期貸出を行い、学外実習期間中には8冊に限り貸出期間を延長するなど、利便性の向上に努めている。新着雑誌、製本済雑誌、視聴覚資料、参考図書等は一般図書とは別置して、利用の便を図っている。また、館内に新着図書コーナーを設けて、新しく購入した本を学生や教職員の目に触れるようにしている。図書館報「らぶつく」に掲載されている学生及び教職員の書評も書籍とともに展示し、学生や教職員の読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。特に、学生の興味や向学心に結びつけることを目的とし、各学科教員の著作物を展示している。教員も図書館や情報機器に関して学科内で検討し、成果を全学的な議論に反映させている。寄せられた意見・要望も高知学園大学図書館運営委員会で検討し、図書館の活動や情報機器の整備に役立てている。

情報収集ではインターネットを活用するケースが多いことから、学内LANを通じてインターネットやファイルサーバ上の情報にアクセスできる環境を整えている。学術情報データベースにも学内LAN経由で学内各所からアクセスすることができる。教職員全員にインターネット上で利用可能なメールアドレスを付与し、連絡・情報交換に活用している。各学科、各種委員会、事務組織別のメーリングリストも整備し、教育・

学校運営双方で積極的に活用している。また、ポータルサイトの運用を開始し、学生への講義に関する連絡を、サイトを通して行うようにした（備付-5「ポータルサイト」）。なお、運用開始に先立っては「ポータルサイト説明資料（配付資料）」を用いて教職員に研修会を実施した。

各学科には、現代社会に対応できるようコンピュータ・リテラシーを主な目的とした科目を教養教育科目や基礎分野として開講している（表Ⅱ-B-1-1）。語学教育では語学教育ソフトを用い、積極的に情報機器を授業に取り入れている。また、令和2年度は該当科目が未開講であったが、専門教育においても情報機器や学内LAN、インターネットを活用する科目を学年進行に合わせて開講することとしている。

さらに、授業の予習復習やレポート作成の過程においてインターネットを用いた情報収集を行い、コンピュータを用いて提出用の資料作成をすることを広く行っている。また、専門的な事項について調査した内容をコンピュータ上でプレゼンテーション資料としてまとめ、教室で発表する形態の授業もあり、学生のコンピュータ活用が普及している。

図書館を利用して学術情報データベースを検索し、学術情報を基に進める形式の授業も展開されている。このため、本学ではパソコン実習室と図書館のコンピュータ利用環境を自習用にも提供している。この環境は学内LANで結ばれ、学生は自分自身の作成したデータやインターネット上の情報を活用することができる。これらの教育・学習を通じて学生の情報活用能力を高め、本学が示す学習成果を獲得するよう取り組んでいる。

教職員は、FD・SD研修会への参加、教職員間での情報交換、自身の研究活動等を通じて、コンピュータの利用技術向上に努めている。就職支援対策としても、就職に関する情報を学生へ連絡するポータルサイトを活用している。

表Ⅱ-B-1-1 各学科のコンピュータ・リテラシー科目

学科・専攻	科目名	区分
管理栄養学科	情報機器の活用と発信	教養・基礎科目
	情報機器とプレゼンテーション	教養・基礎科目
	情報倫理	教養・基礎科目
臨床検査学科	情報機器の活用と発信	教養・基礎科目
	情報機器とプレゼンテーション	教養・基礎科目
	情報倫理	教養・基礎科目

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、食と栄養を通して、人々の健康に貢献するために、医療や社会の様々なニーズに対応できる社会人となるため、「食・栄養に関わる専門的知識」「適切な情報発信」「課題解決能力」「コミュニケーション力」の獲得を基準として、授業の目的と到達目標をシラバス（提出-9）で明示し、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。教員は、各科目において、シラバスで示した成績評価基準により学生成果の獲得状況を評価している。また、本学科は、管理栄養士国家試験受験資格（管理栄養士免許取得）だけでなく、栄養教諭一種免許ならびに

中・高等学校教員免許（家庭）取得も可能であり、履修単位数が多く複雑であることから、年度初めに詳細な履修登録のガイダンスを実施している。クラス担任及び副担任が中心となって学生個々の履修状況を定期的に学生と確認し、検討の必要がある場合は学科会議等で情報共有し、学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、クラス担任及び副担任が中心となり、欠席連絡や必要に応じて電子メールやポータルサイト、電話で学生と連絡をとり、授業担当教員も含めた教員間で共有した授業への取り組み姿勢や理解度、出席状況等を把握した上で適宜個別面談や保護者面談を行っている。その中で不安な事や生活面での心配ごと等も気軽に相談できる関係性を築き、学生の履修及び資格取得に向けた支援を行っている。

教員は、学生による授業アンケートの集計結果（備付-12）を自己分析（備付-19）し、学習意欲の向上につながる授業や教育方法の改善に取り組んでいる。また全学で実施されている教員による授業参観は、令和2年度はコロナ禍による感染防止対策のため中止となったが、学内で行われたSPOD内講師派遣プログラムやFD・SD活動研究発表会への参加や学外研修受講報告書等（備付-6）で収集した情報等を共有し、授業担当者間での意思疎通や協力調整等を図り、授業改善に活用している。

教員は図書館の利便性向上のための提案等（備付-27・28）を行い、蔵書や科学雑誌や論文を広く授業や研究活動等に活用している。また学生にも授業のレポート作成や予習復習等に図書館や学内の施設・コンピュータ等の機器等を積極的に活用するよう利用を促している。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、すべての授業について、授業の目的と到達目標をシラバス（提出-9）に記載している。また、教員は学生生活と履修の手引き（提出-1、p.29）に記載された本学科の学習成果査定の方針に基づく成績評価基準により学習成果を評価している。授業・実習中の学生の態度・反応やリフレクションシート、小テスト、質問・意見・感想カードなどにより授業内容の理解を確認し、学習成果の獲得状況を把握、学生の状況によってはクラス担任・副担任や学科長に報告し、必要に応じて個別面談を行うなど学生への支援を行っている（備付-72「臨床検査学科」）。学生の学習成果については、教員は学科会議でその情報を共有し、学習成果の獲得状況を把握している（備付-72「臨床検査学科」）。毎学期末に行われる授業アンケートの結果（備付-12）に基づいて、教員は授業の改善すべき点などを分析・検討し、次年度の授業計画に反映し、授業改善を図っている（備付-23）。複数教員で行うオムニバス授業・実習では、授業担当者間での相互連絡、意思疎通をはかり、協力・調整がしっかり行われている。

本学科では、クラス担任・副担任を中心に、学年の前期・後期末に学生の学習到達度を見極め、教育目的・目標の達成状況を把握している。学習や学校生活に悩む学生、問題を抱える学生、再履修の学生がいる場合、学科会議で話し合い、クラス担任・副担任が学生の生活状況を把握した上で個別指導・面談を行っている。さらに必要があれば、学生及び保護者との面談を行っている。また生活や心身に問題を抱える学生については、学生支援課やキャリアセンター、医務室職員、学科長と相談しつつ対応している。教員は、学生一人一人の状況を把握し、履修に係る指導を行い、その責任を果たしている。

本学科では、学習成果の獲得に向けて、教員は図書館などの施設設備及び学内 LAN などの技術基盤を有効に活用している。教員は図書館の利便性向上のため、図書館運営委員会を中心に提案などを行い、学生や教員からの図書館への要望や図書館購入希望の書籍や学術雑誌の選書審議などに参加している。教員は日常的に研究資料や講義資料作成のため図書館所蔵の書籍やインターネットを介して、情報収集を行っている。その際可能な限り原著や成書などにアクセスしている。シラバスに示すように情報端末やインターネットを活用する授業科目を開講している（提出-9）。電子メールシステムやポータルサイトを利用して、連絡・情報交換を行っている。クラス担任・副担任は学生からの欠席連絡を、各科目担当者は授業の出席状況等を電子メールで学科内に報告し、学習成果の獲得に向け活用している。教員はコンピュータの利用技術向上に努め、情報科目担当教員や情報管理職員に適宜相談し、コンピューターウイルス対策や安全性向上のための対策を適時施している。また、リモート会議、講習会、学会などオンラインで参加している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

<現状>

高知学園大学では、入学までに望まれる学習レベルを入学者受け入れの方針へ明記し、学生募集要項（提出-8、p.22～23）等で積極的に公表している。入学予定者を対象に設けられた合格者登校日では、入学に対する心構えと入学直後に始まる学びの内容、そのために準備すべき学習課題を提示することで、円滑な高大接続を目指し、学習への動機付けを高めるよう取り組んでいる（備付-14）。この合格者登校日は全学科で実施し、入学試験の種類に応じて二度開催することとしている。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため開催を見送った。毎年4月には新入生に対する大学全体のオリエンテーションを開催し、学生生活と履修の手引き（提出-1）に基づいて大学における学習方法と科目履修、選択等についての説明を行っている（備付-15）。全体による説明後、学科別にオリエンテーションを行い、専門性に基づいた学習方法や教育課程の意義、資格取得に関する事項、学生生活のあり方等を具体的に説明している。在学生に対しても、全学的には2月上旬と3月下旬にオリエンテーションを行い、これまでに獲得した学習成果に基づいて今後の目標と課題を具体的に説明し、学習に対する動機付けを高めることとしている。さらに、各学科ではより専門性に特化したオリエンテーションを交えながら、学生が翌年度の学習を円滑に始めることができるよう取り組んでいる。なお、令和2年度は高知県における新型コロナウイルスの感染者増の状況を考慮して授業期間を変更したため、2月上旬のオリエンテーションを中止した。

学習支援のための印刷物としては、シラバス（提出-9）や学生生活と履修の手引き、行事予定表（提出-10）や時間割表（提出-11）、実験室安全のためのマニュアル（備付-47）を発行・配付し、オリエンテーションや授業で説明する際に利用している。学習支援で重要な内容や日常の連絡事項については、ポータルサイトや学内掲示、印刷物等を利用して学生への周知徹底を図っている。

基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、授業の工夫のほか、教員が補習を

実施したり自学自習用の課題を提供したりして学習成果の獲得を図っている。学習支援活動はキャリアセンター等においても取り組んでいる。また、学習上の悩みや不安がある場合には、クラス担任を中心に各学科、学生支援課を軸に事務局各課で相談にのるとともに、産業カウンセラー等資格を有する複数の教職員とも連携しながら、適切な指導助言を行っている。その悩みの状況に応じては、カウンセリング委員会規程（備付-規程集17）に基づいてカウンセリング委員会が対応することもある。他方、学習成果の進度の早い学生や優秀な学生に対して、各学科でCAP制の内規（備付-規程集101・102）第3条に基づき配慮しているほか、学生の希望に応じて科目担当教員が個別に対応している。

留学生の受け入れに関しては、高知学園大学外国人留学生規程（備付-規程集57）に基づいて受け入れることとしている。受け入れに当たっては外国人留学生入学試験を制度化して対応している（提出-8、p.20）。また、高知学園大学外国人留学生授業料減免規程（備付-規程集157）も整備して学習成果を高めるよう配慮している。なお、留学生の派遣について組織的に特別な対応は行っていないものの、留学の案内があれば、その都度掲示を通して学生へ周知している。

FD委員会では、授業アンケートやGPAの分布状況等に基づいて考察し、全学及び各学科における学習支援方を点検している。その一部は高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-6、p.170～173）でも公表され、他学科や短期大学の取組も参考に工夫を図るよう取り組んでいる。また、進路決定状況や国家試験合格状況も学習成果の達成状況を把握する指標として位置付け、第1期生卒業後より各学科また就職委員会や学生委員会で速やかに点検することとしている。

なお、編・転入学生は制度化していない。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、大学のウェブサイト（提出-1「大学案内」）や、大学説明会やオープンキャンパスにおいて大学案内や学生募集要項等で本学科の教育目的や教育課程を周知している。入学後に学習成果の獲得が円滑に行えるように、入学前に合格者の登校日を設定して学習の動機付けや心構え、入学前に準備すべき学習課題の提示を行う予定であったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から中止した。それに変わるものとして学習課題を郵送し学習を促した。

管理栄養学科では学習成果の獲得に向けて、入学時に全学及び学科のオリエンテーションを学期ごとに学科のオリエンテーションを行っている。その中で管理栄養士国家試験受験資格取得、栄養教諭一種免許ならびに中・高等学校教員免許（家庭）取得に向けた学習の方法や心構え、履修について、学生生活と履修の手引き（提出-1）やシラバス（提出-9）、時間割（提出-11）を活用しながら具体的に説明している。またクラス担任・副担任による個人面談を行い、学習面だけではなく、生活上の様々な相談等にも丁寧に対応している。

基礎学力が不足している学生に対しては、担任以外の教員も含めて授業時間外での個別指導や補講を行い、学生の理解度や状況に応じた対応を行っている。また進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮については、管理栄養学科におけるCAP制に関する内規において、GPAが2.5以上の学生においては、CAPの年間48単位を

超えての履修を可能としている（備付-規程集 101）。また、将来の管理栄養士国家試験受験対策として、参考図書を紹介や学習方法を指導する等、学習活動の発展に向けた個別支援を実施している。

学習成果の獲得状況については、履修科目の単位取得状況や模擬試験（当該年度に学習した科目に対する過去の国家試験問題）を指標として、学科教員で検討・点検している（備付-72「管理栄養学科」）。

健康科学部臨床検査学科

臨床検査学科では、本学の教育目的に基づいた教育基本方針に従い、本学科の教育目的及び教育課程を、大学説明会やオープンキャンパスにおいて大学案内等を用いて、明確に説明し周知している。オープンキャンパスでは、教職員とともに在學生も参加し、実習実技の補助や案内を通して、本学の学生生活の一端が垣間見えるように工夫している。入学前には、合格者登校日を設定し、入学までに学習等の準備をするように促す予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大のため、郵送により心構えや課題の配付を行った（備付-14）。入学後には、「基礎診断テスト」を行い、課題学習の成果を年度毎に検証している（備付-72「臨床検査学科」）。

入学時オリエンテーションでは、印刷資料を配付し、単位の修得方法や資格取得に必要な単位等の説明を行うとともに、クラス担任・副担任が個別相談に応じている（備付-15）。3年次の臨地実習に向けて、厚生労働省通達や当該医療機関からの求めに応じて、感染予防対策の一環としての予防接種・抗体価検査などを、1年次から説明している（備付-72「臨床検査学科」）。

クラス担任・副担任は、学習状況や生活上の悩み等に対応するために、随時個人面談を行うとともに、各学年の前期・後期に定期的な個人面談を行い、単位修得状況を確認し、学習成果の習得に向けた指導を行っている。特に年度末の在學生オリエンテーションでは、それまでの単位修得状況の点検、卒業要件や資格取得に必要な単位等の説明を行うとともに、大学病院技師長経験者の講演を行うなど、将来の臨床検査技師国家試験受験と卒業後の社会生活に向けた動機付け・指導を行っている（備付-72「臨床検査学科」）。

学習課題のある学生には、科目担当教員が対応するとともに、クラス担任・副担任に連絡し、学生への助言、連携指導している。必要に応じて保護者との面談も行っている。実習・実技科目では、実習終了後も空き時間を利用して、実習目標に到達するまで学習機会を与えている。学力向上を目指して自主的勉強会や個別学習の支援を行っている。科目担当教員は、学習上の質問や相談はオフィスアワー、適宜授業時間内に振り返りの時間を設け、助言と対応を行っている。進度の速い学生には、CAP制に基づく履修登録上の上限を緩和し、本人の希望に基づく科目選択を勧めている。

学生の学習成果の獲得状況については、単位取得状況などを中心に、学科会議に諮り全教員でその状況を点検・確認・共有している。また、学期毎に授業評価アンケート（備付-12）をとり、学生に学習活動に対する自己評価を促すとともに、各授業担当教員は自分自身の教育活動の評価として、改善点も含め活用している（備付-23）。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

<現状>

高知学園大学では、健全な学生生活を送るために教職員による組織として高知学園大学学生委員会（備付・規程集 16）や高知学園大学カウンセリング委員会（備付・規程集 17）、高知学園大学倫理委員会（備付・規程集 21）を整備している。その事務局は学生支援課が中心となり支援を行っている。さらに各学科ではクラス担任制を設けており、学生生活の支援を細やかに対応している（提出-1、p.10）。また、安心・安全な生活を送るために入学時から学生総合保障制度（24 時間補償）に全員が加入し、日常生活の中で直面する危険な事象や学外での実習においても補償している。

学生が主体的に参画するクラブ活動や学園祭行事等の活動について、クラブ活動では学生支援課を担当事務として各クラブに本学教員を顧問として配置し、予算書作成や年間計画の立案など学生が主体的に活動できるように支援している。また、学園祭（天神祭）では学生組織である学園祭実行委員会を設け、さらにその中の執行部が主体となり運営し、準備や実施に取り組み、その支援は学生支援課と各学科の教員が協働し行うように組織づけられている。そして平常時にはボランティア活動などへの取組も学生が積極的に参加できるよう、情報発信や外部との調整等、教職員は支援をしている。しかし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症のため、クラブ活動や学園祭、ボランティア活動はほとんど実施できていない。

学生の福利厚生面においては、食堂については学生の健康面や嗜好を考慮したメニューの作成について委託業者と交渉し、特に令和 2 年度は感染防止対策を徹底した環境整備を行うなど、学生が安心・安全に食堂を利用できるよう努めた。また、自動販売機コーナーの設置や、空き時間に活用する憩いの場としてベンチ・椅子・ガーデンパラソル等を中庭に整備し、快適な環境の提供においても配慮している。さらに学生の利便性を考えイトインコーナーも設置し、学生のキャンパス・アメニティに配慮した工夫を行っている。女子学生を対象とした学生寮については従来の北館に加え、各部屋にバス・トイレが完備された南館が増設されて 2 棟となり、学生の希望により部屋を選択できるようになっている。さらに、インターネット等の設備の充実も図り、学習環境も整備されている。学生寮は学園敷地内にあること、24 時間体制で寮監・寮母が滞在し緊急時の対応も可能であることなど、環境及び安全面も万全である。寮については、運営やその他を審議する機関として教員と事務職員とで組織された白菊寮運営委員会を設けている（備付・規程集 22）。そして、学生寮以外で希望があれば下宿先の斡旋も行っている。以上の支援組織についても学生支援課が担当している。

学生の通学手段は自転車やオートバイが多い。オートバイは登録制にしており、駐輪場は自転車も含め台数に見合う駐輪場を確保している。遠方の学生においてはバス、電車、鉄道を利用する者も多い。なお、本学は構内への自動車での乗り入れは禁止としている。

学生への経済的支援のための制度として、本学独自の奨学金制度は設けていないが、在学生のほぼ半数が独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与を受けており、手続や返還の指導を教務課が行っている。本学では学則第 44 条に基づき、授業料等納入金は

前期・後期の期別に納入することになっている（提出-4）。ただし、特別に事情があると認められた場合は、学則第44条第4項に基づき延納を認めることがある（提出-4）。教務課は学納金納入確約書に記載した日時までの納入状況を常に確認している。また、諸事情により納入が困難な状況である場合には、日本学生支援機構の奨学金を紹介し、学生が学習を継続できるよう支援を行っている。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアやカウンセリングについては、医務室やカウンセリング委員会が置かれ、学生が充実した生活を送れるよう支援する体制を整えている。医務室には看護師が常駐し、学生の怪我や急病への対応、メンタルヘルスへの支援を行っている。令和2年度新生は4月に健康診断を実施し、医務室は全学生の健康状況を把握し保健指導や受診指導を行っている。また、慢性疾患等で学生生活の中で特別な配慮や見守りが必要な状況にある学生については、安心・安全な学生生活が営めるよう本人や保護者の同意のもと医務室と学科教員が情報を共有し、連携している。感染症の流行時期には、医務室前の掲示板に県内の感染症の情報や感染対策の資料等を掲示し、感染予防の啓発を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症により、健康管理の徹底が必要であった。新型コロナウイルス感染症に感染しない、させないことを目標に、「感染拡大防止対策について(教職員用・学生用)」を作成し感染予防のための教育を実施し、「健康管理チェック表(学生用、教員用)」などを用いて個人が体調管理を徹底して実施すること、体調に異変が生じた学生・教職員に関しては、「新型コロナウイルス感染症対応連絡票」による情報の集約を行い、学生、教職員ともに一丸となり感染対策の徹底を行った(備付-68・71)。また、他県との往来等、学生の行動把握や日頃の取り組みについて「新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケート」を実施し、その結果を学科毎に集計し、日頃の意識向上や感染予防教育に活かしていった(備付-68・71)。令和2年度は本学から感染者は出ておらず、年度末まで対面授業を継続して行うことができた。

学生は相談したい事案が生じた場合、トイレ等に設置している相談申込書に記載し、誰にも気付かれないように医務室前の申込ポストに投函できるシステムを整えている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、全国的に大学の閉鎖やそれに伴うオンライン授業などによる大学生のメンタルヘルスの課題が浮き彫りになった。本学では、新型コロナウイルス感染症の直接的な影響によるメンタルヘルスの不調については、医務室やカウンセリング委員会への報告はあがってきていないが、例年より身体的な不調や心配ごとを訴える学生が多い傾向にあった。

また、多様なハラスメント等に対応するために相談体制を整え、救済と対応に努めるよう高知学園大学セクシュアルハラスメント等に関する規程(備付-規程集20)があり、相談窓口として相談員を配置し、相談員は倫理委員会を組織し対応することが定められている(備付-規程集21・153)。これらの支援については、学生生活と履修の手引きに記載されている(提出-1、p.49)。

学生生活に関する意見や要望については、授業アンケート(備付-12)の結果や直接受けた相談内容を中心に活用し対応策を検討している。平素においても学生支援課、また教員のオフィスアワーを利用して、学生の意見を聴取している。その他、意見箱を2ヵ所設置し学生は意見や要望を無記名で投稿できるよう工夫し、その内容を参考に

して反映できるものは積極的に対応し、必要に応じて意見に対する回答を掲示するよう努めている。これらは、事務局全課に加え、クラス担任や学科長、さらに関係する委員会も通じて対応している。

留学生の学習及び生活支援に関する体制として、受け入れた際には当該学科の教員及び教務課、学生支援課の職員を中心に、日本語教育等の支援や生活相談に対応したりすることとしている。また、生活支援に関連して、本学では高知学園大学外国人留学生授業料減免規程（備付-規程集 157）を設け、授業料の 30 パーセントを上限に減免できる体制をとっている。なお、本学では在学年限を学則第 6 条の 2、休学期間を学則第 26 条の 1～3 に定めている。なお、長期履修生受け入れに関する制度化は行っていない。

社会人経験者の学生に対して組織的な学習支援は行っていないが、必要であればどの学生に対しても個別の学習支援を行っている。また、障がい者の受け入れのための設備としては、障がい者用トイレ、施設の階段への手摺りの設置、建物入り口のスロープ等が設置されている。また、8号館にはエレベーターを設置している。

学生の社会的活動については、地域活動・ボランティア活動に関する情報を本学の専用掲示板やポータルサイトを利用して情報発信し、奨励しているが、令和 2 年度は、感染防止のために月 1 回の周辺地域の近隣清掃（備付-1①）が主であった。今後は、休日等を利用して施設や学校、地方公共団体主催の催事、医療関連団体等にそれぞれの専門性を生かし地域貢献やボランティア活動として積極的に参加するよう促していく。これらの活動について、現行では教育科目の学習成績への評価とはならないが、将来的には高知学園短期大学と同様に同窓会表彰の対象として吟味し顕彰することも計画している。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

＜現状＞

高知学園大学では、就職支援のための教職員組織として就職委員会規程（備付-規程集 19）に基づく就職委員会があり、就職委員の教員と学生支援課の就職担当職員が密に連携しながら進路支援を進めていくこととしている。また、学生自身の将来設計や社会貢献への意欲を高めるため、キャリアセンターでキャリア形成支援に取り組んでいる。このことは、高知学園大学キャリアセンター運営会議規程（備付-規程集 46）を定めて行っている。また、教育課程においても、両学科ではキャリア形成科目の区分を設けて、教養・基礎科目と専門科目間の連携、及び学生生活全般における指導の充実を図りながら、教職員が一体となり進路支援の体制を強化している。

本学は令和 2 年度開学のため、就職に関する具体的な支援は今後の活動ではあるものの、就職支援のための施設整備は学生支援課が窓口となり、就職支援のため求人情報及び関連書籍、就職資料の整備、設備の拡充を行いパソコンで学生が積極的に求人検索できるよう設置し、求人票もいつでも閲覧できるよう整理してファイリングしている。さらに、ポータルサイトで求人を公開することもできる。就職担当は、入学時から学生の希望する企業や病院等を把握し相談にのりながら、学生が希望する就職先に進めるよう支援を進めている。このように、学生に関する情報は、各学科の就職委員と

就職担当職員が共有している。

就職のための資格、国家試験受験資格を取得するために、教員が協力して演習、模擬試験等を実施して学生の学力を分析し対策を講じるよう、全員合格を目指して授業以外でも特別な指導に当たる計画を立てている。就職試験対策の支援は、受験先決定の相談や試験時における面接対策、履歴書の記載のチェック、企業等の求める人材の調査、公務員試験受験者に対する特別講座の実施等できめ細かく指導する体制を整備している。また、学科によっては就職合同説明会を開催し、在學生はキャリア教育の一環として就職に対する意識付けの機会として参加を促し、卒業年次生は面談を通して企業の概要や企業等が求める人物像を知るなど、就職対策としての支援を行う計画を立てている。

就職に関する分析等については、第1期生卒業後に本格化する。ただし、高知学園短期大学で培ったノウハウを基に、分野別に就職に関するデータを整理し、就職委員会で分析及び検討を行うよう体制を整えている。次年度はそれらを踏まえ就職支援に活かしている。

進学、留学に対する支援について、今後は大学院進学等の情報も全学的に提供する予定である。担当事務は教務課であるが、各学科によって進学傾向が異なると予想されるため、各学科の教員も積極的に指導に当たる予定である。留学については、案内があれば掲示を通じて情報を提供している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

授業改善について、令和2年度は感染防止のために計画した授業参観と公開授業が実施できていないことから、各教員が責任をもって授業改善に努める環境構築が課題である。SD活動は事務職員を中心に進めているが、教員によるSD活動が課題である。

図書館では、令和2年度の利用状況を分析することが課題である。その中で、図書館をより活用してもらうための方策を、図書館運営委員会や学生図書館委員会で検討し、実施していく。

令和2年度には、入学後に興味関心が薄れたり進路変更を希望したりする学生が少なかった。そのため、特に入学時の興味・関心を維持し向上することができる指導力の向上が教員に求められる。また、基礎学力が不足すると思われる学生に対しては早めに把握し、その学生に合った学力向上の支援を個別的に考えること、また組織的な支援体制を構築していく必要がある。他方、進度の早い学生や成績が優秀な学生に対しても同様に、学生理解に基づく意欲と向上心を高める学習支援体制の確立が課題である。以上の状況に鑑み、各学科が示した入学者受け入れの方針と学習成果に基づいて、入学前の準備と入学後の学習に整合性と発展性を持たせる指導体制を強化し、高大接続のさらなる円滑化を推進することが課題である。

また、特に今後は新型コロナウイルス感染症のための失業等で、経済的に困窮している家庭が増加することが予測されることから、現在ある奨学金制度の活用に加え、学習の継続ができるための本学独自のシステムを整えていくことが必要である。

また、クラブ活動や学園祭、ボランティア活動については新型コロナウイルス感染症という初めての状況の中で多大な影響を受け、ほとんど活動ができていない。新型

コロナウイルス感染症という状況は今後もしばらく続くであろうことから、withコロナの時代に即した学生生活を豊かにするための方策や学生のメンタルヘルスを維持していくための取り組みを全学的に考えていくことが課題である。そしてこの状況を災害として捉え、「自助」「共助」「公助」の視点から、自分の命、他者の命を守るために、食・教育・医療の専門職としての自覚・自律を促すための教育を考えていく必要がある。

施設整備については、本学では障がい者が校舎間の移動や校舎内の上下階への移動が困難であるため徐々に整備を行っている。今後もバリアフリーの拡大整備を継続していく必要がある。

就職については、全学生が主体的に就職活動を展開し、職業的自立に向けて活動するよう就業力育成に向けて教職員が一体となり進路支援体制を強化すること、さらに公務員・教員採用試験受験への支援の仕組みが課題である。

コンピュータ利用についても、安心した教育活動や学生支援を実施できるよう、情報管理に関する理解を深めなければならない。現在、個人情報に関わる添付ファイルを送受信する際にはパスワードをつけることとしている。パスワードは毎月変更されているが、その他の管理についても確実にを行うことができる方法を検討する。以上の活動を充実させる上で、教育資源を安定して有効的に活用できる体制を常に整備し続けることが必要である。

学生支援において、ポータルサイトを開設し、運用している。学生が確実に情報を収集して実行に移すよう、その徹底を図ることも課題である。

令和2年度には、入学後に興味関心が薄れたり進路変更を希望したりする学生が少なかった。そのため、特に入学時の興味・関心を維持し向上することができる指導力の向上が教員に求められる。また、基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、原因の克服だけでなく、得意な分野の承認とその範囲の学習成果向上に寄与する配慮や学習支援のあり方を工夫することも課題である。他方、進度の早い学生や成績が優秀な学生に対しても同様で、学生理解に基づく意欲と向上心を高める学習支援体制の確立が課題である。以上の状況に鑑み、各学科が示した入学者受け入れの方針と学習成果に基づいて、入学前の準備と入学後の学習に整合性と発展性を持たせる指導体制を強化し、高大接続のさらなる円滑化を推進することが課題である。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、従来の授業以外にも必要に応じて個別指導や補講を行うことで、学生の全体的な学力の向上に取り組んでいる。また、教員においても学生による授業アンケートの集計結果（備付-12）等をもとに教育方法の改善に取り組んでいる。

学生への生活支援においては、適宜個別面談や場合によっては保護者面談を行い、その中で生活面に関する不安や心配事等悩みを抱えていた場合、クラス担任・副担任を始め、学科教員及び事務職員とも連携し、丁寧に対応を行っている。

しかし、上述の通り学生支援等を実施してきたが、少人数ではあるが退学者がいることが課題である。管理栄養士免許取得に向け、改めて栄養学分野に関する興味・関心を持たせつつ、学習意欲の維持・向上を図っていくことが必要である。また、管理栄養士国家試験合格率 90 パーセント以上の目標を達成するため、管理栄養士国家試験対策

に向けての体制づくりを進め、学生への学習支援として管理栄養士国家試験対策に向けての演習や学習環境の整備等を図っていくことも課題である。

健康科学部臨床検査学科

科目担当教員は、学生による授業アンケートの結果を分析して、各自授業改善に努めているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため授業参観と公開授業が開催できなかった。今年度も引き続き、感染防止のため何らかの対策を取りつつ代替手段を考えなければならない。教員は、FD活動を通して教育力の開発と向上に努めているが、より一層の参加と実践活動が求められる。本学科のGPAや再履修率・休退学率などの分析も含め、本学部が令和2年度開学のため歴年の比較が難しい点もあるが、それらを今後の学習成果獲得への基礎資料とする必要がある。進展する医療技術に伴い、教授すべき臨床検査諸学は益々高度化している。それに伴う教育設備面で、新設学部として一定の設備は導入されたが、将来に向け計画的な整備が必要である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

本学は令和2年度開学のため、就職状況の分析はまだ行っていない。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

高知学園短期大学が令和元年度に認証評価を受審した際、教育科目と卒業認定・学位授与の方針との関連をシラバスへ明記することが課題として挙げられた。本学のシラバスは、大学設置申請時に文部科学省へ提出したシラバスをそのまま使用している。そのため、完成年度（令和5年度）以降のシラバスより、速やかにこの課題に対応できるよう準備を進めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「教育課程」について、1期生の学年が進行中であることから、令和2年度に引き続いて受け入れた学生に対応した授業を実施することができたか否かを各教員がふりかえり、確実に学習成果を獲得することができる授業改善の工夫に取り組まなければならない。特に、学外実習に向けた指導体制の具体化を進めていく。

「学生支援」については、入学直後から休学状態に結びついた学生が少数ながら見られた。この状況は、入学する学生に対する診断的評価が十分ではないことを示唆している。また、前期終了後に退学をした学生も少数いることから、学生1人ひとりが本学に入学した価値を実感することのできる教育活動を展開できるよう、各教員の資質向上が課題である。まずは、入学直後に前向きな気持ちで学生生活を送ることができる支援体制を構築していく。例えば、学生の満足度に関して、令和2年度には授業アンケートの自由記述や意見箱への投書を参考にしながら、必要に応じて対応した。特に学生支援課やキャリアセンターを中心に、コロナ対応の調査も実施して対応した。中には、本学教員が本学学生を対象に実施した調査研究からも、満足度に関する情報を

提供してもらいながら、対応することを試みた。今後は、学生の満足度に関する組織的な調査の実施も課題である。

なお、令和2年度にポータルサイトを導入したことから、今後はシラバス閲覧、履修登録・成績処理、授業アンケート実施、就職関連システム等といった機能を追加・実施するよう準備していく。また、開講しているコンピュータ・リテラシーを主な目的とした科目においては、数理・データサイエンス・AIに関する内容を充実させたシラバスに発展させる。

入学者受け入れの方針についても、令和2年度入学生の学習成果獲得状況を軸に、高等学校段階で培われた学力を基礎とし、社会のニーズや変化に対応しながら社会の発展に貢献できているか、本学が求める学習成果に適した方針になっているかについて検証する。同時に、教員にはその達成に寄与する指導力の向上に取り組むよう推進していく。さらに、三つの方針と学習成果との整合性についても、ポリシー・マップを活用しながら点検する体制を推進する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、9 シラバス、18 学校法人高知学園寄附行為

備付資料 5 ウェブサイト「大学教員一覧」、6 高知学園大学・高知学園短期大学
FD・SD 活動報告書 [令和 2 (2020) 年度]、11 高知学園大学・高知学園短期大学
ファクトブック 2020、19 授業アンケートに対する自己分析の報告資料、20 授業参観、22 事後検討会報告書、23 授業改善計画報告書、34 教員個人調書、35 過去 5 年間 (平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度) の教育研究業績書、37 外部研究資金の獲得状況一覧表、38 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和 2 (2020) 年度]、39 研究活動に関する書類①研究活動計画書、②業績報告書、40 高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック、42 令和 3 年度予算要求資料の提出について、43 校地、校舎 (図面)

備付資料-規程集 1 高知学園大学教育組織規程、5 高知学園大学学科会議規程、10 高知学園大学研究倫理審査委員会規程、11 高知学園大学研究倫理審査申請要項、12 高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程、13 高知学園大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程、15 高知学園大学災害対策委員会規程、28 高知学園大学ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程、32 高知学園大学情報企画委員会規程、34 高知学園大学図書館運営委員会規程、35 高知学園大学紀要編集委員会規程、36 高知学園大学スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程、37 高知学園大学危機管理委員会規程、38 高知学園大学危機対策本部規程、42 高知学園大学情報セキュリティ委員会規程、43 高知学園大学IR推進室規程、44 高知学園大学キャリアセンター規程、45 高知学園大学広報企画会議規程、62 高知学園大学図書館選書要領、63 高知学園大学図書館文献管理内規、64 高知学園大学紀要投稿規程、65 高知学園大学紀要査読要領、66 高知学園大学紀要原稿執筆要領、69 高知学園大学の教員人事に関する規程、70 高知学園大学人事委員会規程、72 高知学園大学教員資格、73 高知学園大学の教員の資格に関する内規、74 高知学園大学教員選考基準、76 高知学園大学非常勤講師規程、79 高知学園大学教員の採用・昇任の手続き、80 教員人事に係る選考委員会に関する規程、81 高知学園大学科学研究費補助金事務取扱要領、82 高知学園学研究活動における不正防止計画、83 高知学園大学研究活動の不正行為に係る通報 (告発) 処理に関する規程、84 高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン、85 高知

学園大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針、86 高知学園大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範、87 高知学園大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画、91 高知学園大学研究倫理に関するガイドライン、92 高知学園大学研究倫理指針、94 高知学園大学情報セキュリティポリシー、95 高知学園大学情報セキュリティ対策基準、99 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の委員会や会議に関する規程、106 組織規程、107 高知学園文書取扱規程、108 高知学園公印取扱規程、109 高知学園文書保存規程、113 高知学園就業規則、115 定年に関する規程、119 給与規程、120 旅費規程、121 退職手当に関する規程、123 会計規程、127 新採職員選考委員会内規、130 時間外勤務の管理に関する内規、131 高知学園職員の長期研修に関する規程、132 海外教育視察助成要項、134 ストレスチェック制度実施規程（内規）

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

<現状>

高知学園大学では、大学設置基準第10条、第10条の2及び第13条、さらに各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。令和3年5月1日現在における本学の専任教員は教授21名、准教授7名、講師6名、助教3名の計37名である。大学設置基準第13条別表第一及び別表第二で定める教員数は34名、うち教授数は17名であることから、本学はいずれの基準も満たしている。なお、本学は令和2年度に開学したことから、完成年度に至る期間は一部の教員が高知学園短期大学にも所属する形となる。

専任教員の職位は、高知学園大学教員資格（備付-規程集72）、高知学園大学の教員の資格に関する内規（備付-規程集73）を定め、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づいて配置していることから（備付-34・35）、大学設置基準第14条、15条、16条、16条の2を満たしている。非常勤講師についても、高知学園大学非常勤講師規程（備付-規程集76）を定め、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している。補助教員を必要とする学科では、教育課程編成・実施の方針や各種法令に基づいて助手を配置している。教員の採用、昇任は高知学園大学人事委員会規程（備付-規程集70）に基づいて人事委員会を開催し、そこで高知学園就業規則（備付-規程集113）及び高知学園大学教員選考基準（備付-規程集74）、高知学園大学教員の採用・昇任の手続き（備付-規程集79）に照らして検討している。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科の令和2年度の専任教員は、大学設置基準及び栄養士法施行規則第11条の管理栄養士養成施設の指定の基準、管理栄養士学校指定規則第2条に基づき、教育内容を担当する教員数及び有資格者に関する基準を満たした教授11名、准教授4名、講師2名及び管理栄養士の資格を有する助手5名の22名を配置している（備付-34・35）。

高知学園大学

非常勤講師にあつては、担当科目に関する教育研究歴等の要件に基づき適正な審査を経て任用し、配置している(備付-規程集 76)。

また、有効な教育課程の運用を勘案して、主に実験・実習科目の授業実施の際には必要に応じて助手を配置している。

氏名	職名	学位	教育実績(コマ数)・研究業績・製作物発表
渡邊 慶子	教授	博士 (生活科学)	教育実績：R2/0.1 研究業績：有
近森 憲助	教授	医学博士	教育実績：R2/0.5 研究業績：有
安房田 司郎	教授	博士 (医学)	教育実績：R2/1.8 研究業績：無
松浦 喜美夫	教授	医学博士	教育実績：R2/1.6 研究業績：有
川口 順子	教授	博士 (芸術工学)	教育実績：R2/3.0 研究業績：無
田邊 重任	教授	教育学士	教育実績：R2/0.1 研究業績：有
田口 尚弘	教授	理学博士	教育実績：R2/3.5 研究業績：有
太田 直也	教授	文学修士	教育実績：R2/6.0 研究業績：有
竹市 仁美 (R3～)	教授	博士 (生活科学)	教育実績：－ 研究業績：有
吉村 斉	教授	博士 (教育学)	教育実績：R2/2.0 研究業績：有
宮本 恵美	教授	博士 (農学)	教育実績：R2/5.0 研究業績：有
荒木 裕子	准教授	博士 (健康科学)	教育実績：R2/0.0 研究業績：有
古屋 美知	准教授	修士 (生活科学)	教育実績：R2/0.1 研究業績：有
鈴木 寛之	准教授	博士 (理学)	教育実績：R2/5.0 研究業績：有
中野 政之	准教授	博士 (医学)	教育実績：R2/1.0 研究業績：有
日比野 るり子 (R3～)	講師	家政学士	教育実績：－ 研究業績：無
沼田 聡 (R3～)	講師	博士 (学術)	教育実績：－ 研究業績：有

健康科学部臨床検査学科

健康科学部臨床検査学科では教育課程編成・実施の方針に基づき、教授10名、准教授3名、講師4名、助教3名の合計20名の専任教員を配置している。大学設置基準第10条、第10条の2及び第13条で定める教員数は14名、うち教授数は7名であり本学科はこの基準を満たしている。臨床検査技師の業務経験5年以上の者は11名であり、臨床検査技師

高知学園大学

養成所ガイドラインの基準も満たしている（備付-34）。専任教員の職位は、高知学園大学教員資格（備付-規程集72）、高知学園大学の教員の資格に関する内規（備付-規程集73）等に基づいており、ウェブサイト（備付-5「大学教員一覧：健康科学部臨床検査学科」）で公表している。非常勤講師も臨床検査学の専門分野に関する有職者を配置している。

氏名	職名	学位	教育実績(コマ数)・研究業績・製作物発表
富永 麻理	教授	医学博士	教育実績：R2/3.5 研究業績：有
今井 正	教授	博士 (医学)	教育実績：R2/1.7 研究業績：有
高岡 榮二	教授	修士 (理学)	教育実績：R2/1.0 研究業績：有
松崎 茂展	教授	工学博士 博士(医学)	教育実績：R2/1.3 研究業績：有
是永 正敬	教授	医学博士	教育実績：R2/0.0 研究業績：有
佐藤 進一郎 (R3～)	教授	博士 (医学)	教育実績：－ 研究業績：有
奥宮 敏可 (R3～)	教授	博士 (医学)	教育実績：－ 研究業績：有
山中 茂雄	教授	博士 (医学)	教育実績：R2/0.9 研究業績：有
森本 徳仁	教授	博士 (医学)	教育実績：R2/0.4 研究業績：有
村上 雅尚	教授	博士 (生命科学)	教育実績：R2/1.0 研究業績：有
森田 尚亨	准教授	修士 (理学)	教育実績：R2/0.1 研究業績：有
武市 和彦	准教授	農学士	教育実績：R2/0.0 研究業績：有
小野川雅英	准教授	博士 (医学)	教育実績：R2/1.7 研究業績：有
森山 ゆり (R3～)	講師	博士 (医学)	教育実績：－ 研究業績：無
高橋 保	講師	学士 (保健衛生学)	教育実績：R2/1.5 研究業績：無
片岡 佐誉	講師	修士 (理学)	教育実績：R2/0.0 研究業績：有
中村 泰子	講師	修士 (医科学)	教育実績：R2/1.3 研究業績：有
福永 佐枝	助教	修士 (医科学)	教育実績：R2/2.0 研究業績：無
松崎 梢	助教	博士 (医学)	教育実績：R2/0.3 研究業績：無

岩本 昌大	助教	修士 (保健学)	教育実績：R2/2.0 研究業績：有
-------	----	-------------	-----------------------

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

<現状>

高知学園大学では、各学科の教育課程編成・実施の方針を達成するため、専門分野別に専任教員を配置している。各専任教員は研究活動計画を作成して活動を進め、活動で得られた知見を教育活動や社会活動等へ積極的に還元して成果を上げている（備付-5「大学教員一覧」）。教育研究活動の状況については毎年度初めには各教員が研究活動計画書（備付-39①）を、年度末には当該年度の業績報告書（備付-39②）を提出し、その概要をウェブサイトで公開している。公開している教育研究活動は担当授業科目、学位、近年の主な研究業績、社会貢献等である。このように、学校教育法第113条と学校教育法施行規則第172条の2に基づいて各教員の教育研究活動の状況を公開している。

本学では、組織的な教育研究活動の活性化を目指し、優れた取組に対しては学長裁量経費に基づく研究奨励費を運用するなど、積極的に支援している。また、科学研究費補助金等外部資金の獲得について、令和2年度に研究代表者として継続していた専任教員は2名であった（備付-37）。

専任教員の研究活動については、研究活動に関わる不正行為の防止を目的として高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程（備付-規程集12）、研究倫理申請について検討する高知学園大学研究倫理審査委員会規程（備付-規程集10）を定め、各委員会に対応する体制を組んでいる。科学研究費に関しては、高知学園大学科学研究費補助金事務取扱要領（備付-規程集81）に基づいて適正に執行するよう取り組んでいる。また、研究の実施に当たっては高知学園大学研究活動における不正防止計画（備付-規程集82）、及び高知学園大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程（備付-規程集83）を定め、高知学園大学研究倫理審査申請要項（備付-規程集11）に基づいて審査を行う体制を整えている。さらに、高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン（備付-規程集84）、高知学園大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針（備付-規程集80）、研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範（備付-規程集86）、高知学園大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程（備付-規程集13）、高知学園大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画（備付-規程集87）を定め、適正に執行する体制を整えている。なお、本学では高知学園大学の教員の資格に関する内規（備付-規程集75）において研究活動の必要性を示している。また、研究費を予算編成の方針（備付-42）や旅費規程（備付-規程集120）等に基づいて支給しており、学会等で教員の研究成果を発表する機会も確保している。

本学では高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック（備付-40）を教職員へ配付し、研究倫理を遵守するよう取り組んでいる。また、高知学園大学研究倫理審査委員会規程（備付-規程集10）に基づいて委員会を開催し、研究倫理審査申請書の審査を行っている。さらに、高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程（備付-規程集12）に基づいて委員会を開催し、研究倫理の最新の動向を共有した上で研究倫理研

修会を開催している。令和2年9月24日には59名の教員が参加して研修会を開催した（備付-6、p.43～44）。研究倫理教育履修についても、教員の履修状況を把握して推進している（備付-11、p.100）。

本学で専任教員が研究成果を発表する機会として高知学園大学・高知学園短期大学紀要があり、毎年1回発行している（備付-38）。編集は紀要編集委員会規程（備付-規程集35）に基づいて紀要編集委員会が担当している。投稿から査読、編集も高知学園大学紀要投稿規程（備付-規程集64）、高知学園大学紀要査読要領（備付-規程集65）、高知学園大学紀要原稿執筆要領（備付-規程集66）を定めて実施している。

本学では、専任教員に個室の研究室を、専門性に応じては複数教員による研究室を用意している。助手は複数の助手による研究室で研究を行う体制となっている。専任教員の研究、研修等を行う時間について、教員の研修日数に関する上限は特に定めていないが、授業等職務に支障のない範囲で研究・研修活動を認めている。なお、長期研修については学校法人高知学園で高知学園職員の長期研修に関する規程（備付-規程集131）を、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は学校法人高知学園で海外教育視察助成要項（備付-規程集132）を整備している。

本学のFD活動に関しては、学則第3条に基づいて高知学園大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程（備付-規程集28）を整備してFD委員会を設置し、毎年度全教員を対象とした研修会を実施している。令和2年度のSPOD加盟校内講師派遣プログラムによる研修会では、令和2年11月17日に塩川奈々美氏（徳島大学）による「やってみよう！テキストマイニング」を本学で開催した。大学・短期大学を合わせた本学教職員の参加者数は56名であった（備付-6、p.44～46）。

教員による授業参観は、FD委員会で「授業参観の目的」と「授業参観の進め方」を検討し、作成された方針（備付-20）に基づいて実施することとしている。なお、令和2年度は、感染防止のために中止とした。

方針では、授業参観終了後に当該学科のFD委員会委員が事後検討会を開催し、参加した教員から意見を求めるとともに担当教員との意見交換を行うこととしている。FD委員は事後検討会の概要を事後検討会報告書（備付-22）としてまとめ、教務課に提出する。さらに、授業担当者は、授業参観や事後検討会を踏まえて授業改善計画報告書（備付-23）を教務課へ提出することとしている。以上の報告書は教務課内で閲覧することができるようにする。

さらに、前年度の授業参観担当者は改善を試みた授業を公開する公開授業も実施する体制も整備している。公開授業もFD委員会が作成した「授業改善に向けた公開授業の進め方」に基づいて実施し、その実施状況も高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書にまとめて公表している（備付-6、p.6～7）。公開授業の事後検討会報告書も教務課で閲覧することを可能にしている。なお、令和2年は感染防止のため、当該教員による授業改善の自己分析報告を公開授業に替えてよいこととした。

令和2年度は、感染防止のために多くのFDに関する研修会が中止となった。その中で、オンラインによる受講可能な研修もあり、積極的に参加している。さらに、FDに関する研究活動も推進している。第4回高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会では6件の研究発表が行われ、日頃の授業改善や組織的活動を共有し合った

(備付-6、p.26～44)。以上の活動を通して、本学は大学設置基準第25条の3に基づいてFD委員会規程を定め、多様なFD活動を適切に実施している。

関係部署との連携についても、専任教員は学科の枠を越えた授業参観や高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会等を通して、学生の学習成果の獲得が向上できるよう連携できる体制を整備している。FDとSDを総合的に検討する必要がある場合は、高知学園大学と高知学園短期大学との合同の委員会や会議に関する規程（備付-規程集99）に基づいて大学と短期大学のFD委員会とSD委員会の合同会議を開催している。また、教職員がFDやSDに関する学外研修に参加した際には学外研修受講報告書を提出し、庶務課で閲覧することができたり、内容によっては報告会を開催したりしている。さらに、学外研修受講報告書を高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告書に転載して情報を発信するなど（備付-6、p.46～159）、多様な方法を通して共有し合えるよう取り組んでいる。このように、専任教員はFD委員会や各種委員会、事務組織や図書館と協調・連携して教育改善と教育力向上に努めている。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、各教員が授業及び研究に関する活動に進んで取り組んでおり、これらの教育研究活動については、過去5年間（平成28（2016）年度～令和2（2020）年度）の教育研究業績書およびウェブサイト等に公開している（備付-5「教員紹介：健康科学部管理栄養学科」；備付-35）。令和2年度は、本学科の教員5名が科学研究費補助金の申請を行い、1件が採択された。

それぞれの教員が自己研鑽の成果として、研究倫理に基づき研究活動計画や報告書等（備付-39①②）を作成し、著作や論文の執筆や学会等での発表をはじめ個々の研究成果を社会にも広く還元している。第4回高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会で教員1名が報告した（備付-6、p.36）。短期大学時よりFD活動の一環として取り組んでいた授業公開については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、令和2年は中止とした。

なお、研究活動については、本学の研究倫理審査委員会規程（備付-規程集10）及び研究に関する不正防止委員会規程（備付-規程集12）を遵守し、さらに日本学術振興会研究「倫理e-ラーニングコース（eL CoRE）」を受講し修了することを進めている。本学科では、令和2年度までにeL CoREを12名が修了している。

健康科学部臨床検査学科

健康科学部臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、分野別に専任教員を配置し、研究活動に取り組んでおり、その内容は本学ウェブサイトで公開し（備付-5「教員紹介：健康科学部臨床検査学科」）成果をあげている。令和2年度は、科学研究費補助金申請に当たり、本学科の教員2名が応募したが、採択には至らなかった。3名は、前年度以前採択の科学研究費（基盤研究（C）2名、若手研究1名）を継続中である。専任教員が研究を進めるにあたり研究倫理を遵守できるよう日本学術振興会研究「倫理e-ラーニングコース」を受講し修了することを勧め、14名が受講を完了した。また、研究活動には、本学の研究に関する不正防止委員会規程（備付-規程集12）や研究倫理審査委員会規程（備付-規程集10）を遵守している。学内の活動として第4回高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会で教員1名が報告した（備付

-6、p.38)。また、担任制の教育効果をより発揮するため、担任1名、副担任2名の協働体制とし、業務の分担・効率化と指導力の向上を図った。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

<現状>

高知学園大学の事務局体制は、学校法人高知学園の組織規程（備付-規程集106）第3条に事務局、学生部、教務部、情報企画部、図書館、キャリアセンター、IR推進室を設置することを定めている。さらに、事務局は庶務課、教務課、学生支援課、図書課の4課を、またキャリアセンターは高知学園大学キャリアセンター規程（備付-規程集44）に、IR推進室は高知学園大学IR推進室規程（備付-規程集43）に基づく体制で事務執行をしている。責任体制は事務組織の総括として事務局長、事務局次長、各課課長及び各係長、事務職員となる。本学の組織の責任は学長であり、一部の決裁事項を除いては事務局長を経て副学長（配置している場合）、学長の決裁となる。学則改正等は理事会の議を経て成立し、人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、大学事務局の事務分掌は組織規程第3条の2に定め、その責任体制は明確である。

本学では、高知学園大学教育組織規程（備付-規程集1）に基づいて教育活動や入学試験、募集活動、就職指導、学生生活指導等に関する委員会を設置している。事務職員も各委員会規程に基づいてそれぞれの構成員や事務担当員となっている。施設設備の管理や会計業務は庶務課、学生生活や就職指導、入学試験及び情報管理等は学生支援課、学習活動に関しては教務課、図書館に関しては図書課、データ分析と提供をIR推進室でそれぞれの事務を担当し、専任事務職員は各部署で専門的な職能を有し事務を遂行している。このように、教員で構成する組織と、事務職員の組織がお互いに連携しながら事務執行し、有機的な組織運営が可能となっている。新規採用職員に対しては毎年4月に新規採用者オリエンテーションを行い、SD活動とあわせて資質向上に向けた取組を組織的に行っている。

事務に関する規程としては、財務に関する会計規程（備付-規程集123）、処務に関する高知学園文書取扱規程（備付-規程集107）、高知学園公印取扱規程（備付-規程集108）、高知学園文書保存規程（備付-規程集109）等も整備して適切に事務処理を行っている。なお、本学規程等は高知県の条例規則に準じて制定しており、労働基準法等の基準を満たしている。また、本学の規定にない場合は高知県の条例等を準用している。

事務局では、毎朝の課長・係長連絡会議で各課の情報共有を図るとともに課長会を開催するなど、日常的に業務の見直しや事務処理や改善に努めている。特に、事務職員の事務能率の向上を図るため、大学設置基準第42条の3に基づいて高知学園大学スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程（備付-規程集36）を定め、SD委員会を設置し、職務に関する国の関連団体、研究会の主催する会議等への参加、またSPODの研究プログラムに参加して職務を充実させるなど、教育研究活動の支援を図ることとしている。また、学外研修を受講した際には各部署で報告するとともに学外研修受講報告書を提出し、庶務課で閲覧することができるようにしている。

本学では、学科会議において所属する専任教員に加えて事務職員が構成員となって

いる（備付-規程集5）。また、学生指導支援においても事務職員も教員と同様に各種委員会の構成員となっている。このように大学運営並びに学生指導支援の面では、教員と事務職員が協働する体制が確立しており、学習成果の向上に取り組んでいる。さらに、高知学園大学広報企画会議規程（備付-規程集45）に基づいて設置した広報企画会議には教員と事務職員が構成員となり、本学の広報に関する企画立案を行い、キャリアセンターでは学生のキャリア支援並びに進路等に関する指導を行っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

<現状>

専任教職員及び非常勤、臨時職員の人事管理に関する諸規程は、労働基準法第89条に基づき、高知学園就業規則（備付-規程集113）を制定し適用している。さらに、定年に関する規程（備付-規程集115）、給与規程（備付-規程集119）、旅費規程（備付-規程集120）、退職手当に関する規程（備付-規程集121）等を定めている。教職員の健康についても、労働安全衛生法第66条1項や10項等に基づく教職員の健康診断の実施（備付-41）やストレスチェック制度実施規程（内規）（備付-規程集134）に基づくストレスチェックを実施している。教職員の服務監督権者は学長であるが、教員については各学科の学科長、事務職員については事務局各課長等を職務命令にて委任し、各学科及び事務局全体で高知学園就業規則の周知を徹底している。

教員の採用、昇任は、高知学園大学の教員人事に関する規程（備付-規程集69）、高知学園大学人事委員会規程（備付-規程集70）、高知学園大学教員資格（備付-規程集72）、高知学園大学教員資格に関する内規（備付-規程集73）、高知学園大学教員選考基準（備付-規程集74）、高知学園大学教員の採用・昇任に係る手続き（備付-規程集79）、教員人事に係る選考委員会に関する規程（備付-規程集80）等に基づき、人事委員会の議を経て、学長から理事長に内申し決裁を受けている。事務職員の採用は新採職員選考委員会内規（備付-規程集127）等、事務職員対象の規程や内規及び要領により対応している。職員の時間外勤務も時間外勤務の管理に関する内規（備付-規程集130）を定め、適正に管理・運営を行っている。また、長期研修を希望する職員がいる場合は高知学園職員の長期研修に関する規程（備付-規程集131）に基づいて対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員数は大学設置基準を満たしている。ただし、開学1年目であることから、大学運営における役割分担と教員間の情報共有等をさらに強化することが課題である。今後は、学外実習先や就職先、関連団体等からの意見も参考に検討することが求められることから、学外との連携も強化することが課題である。

FD活動では、学生の学生生活に対する満足度と学習成果の獲得がともに高まるよう、各教員の学生支援・指導力の向上が課題である。SD活動についても、教職員一体となったSD活動の向上が課題である。研究面においても、公的研究費の管理・監査のガイドラインが改正されたことから、学内における研究公正やコンプライアンスに関する啓発活動を推進しなければならない。

事務組織については、大学と短期大学を兼務して執行している現状に鑑み、完成年度に向けて人員の充実を図ることが課題である。

健康科学部管理栄養学科

完成年度には教員の高齢化が懸念されるため、計画的に完成年度後に退職が考えられる教員の補充を検討する必要がある。また、本学科の教員はFD活動にも積極的に参加しているが、管理栄養士養成に関して、さらなる教員間の教育・研究に対する横断的な連携と意識の共有が望まれる（備付-6）。研究面については、令和2年度はコロナ禍で活動が制限されることもあったが、今後の課題として、科学研究費補助金など外部資金の申請や論文投稿、学会発表の積極的な取組等、学科所属の全教員が自己研鑽に努め継続した研究マインドを持つことが課題である。

健康科学部臨床検査学科

健康科学部臨床検査学科では、確実に研究業績を積むための教育研究体制を構築することが課題となっており、新設大学の関連学科を含めて合理的な学務分掌整備を図る必要がある。学科内・学科間の共同研究体制が進みつつあるが、まだ成果を出すには至っておらず、完成年度に向け、研究体制の充実、研究活動の活発化を図っていく。今後専任教員の十分な研究活動時間の確保に努める必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

高知学園大学では、令和2年度から3年度にかけて副学長を設置していない。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、9 シラバス

備付資料 43 校地、校舎（図面）、44 図書館に関する資料①図書館概要、②学外者のための利用案内、③ 図書館報（らぶつく）、46 防災マニュアル、55 固定資産台帳及び備品台帳、56 火気取締責任者

備付資料-規程集 34 高知学園大学図書館運営委員会規程、37 高知学園大学危機管理委員会規程、38 高知学園大学危機対策本部規程、62 高知学園大学図書館選書要領、63 高知学園大学図書館文献管理内規、94 高知学園大学情報セキュリティポリシー、95 高知学園大学情報セキュリティ対策基準、123 会計規程、137 会計規程施行細則、138 物品管理要領、139 物品購入審査規程（内規）、140 高知学園購買事務処理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<現状>

高知学園大学の学生定員は520名である。ただし、令和2年度開学であることから、

令和3年5月1日現在では第2学年までの学生が在籍している。本学の校地面積は高知学園短期大学との共用を含めて49,309平方メートルであることから、大学設置基準第34条の規定を満たしている。運動場用地についても、高知学園短期大学と高知リハビリテーション専門職大学との共用を含めて25,297平方メートルの適切な運動場を同一敷地内に設けており、大学設置基準第35条の規定を満たしている。本学の校舎面積については17,841平方メートルであることから、大学設置基準第37条の2の規定も満たしている。なお、施設・設備・その他の物的資源の面積については617平方メートルである（備付-43）。校地と校舎の障がい者対応については、1号館、3号館、5号館、6号館、7号館及び8号館の玄関口にスロープを整備し、その各1階には車椅子用トイレを設置している。8号館にはエレベーターも完備している。

また、大学設置基準第28条に基づいて講義室28室（うち高知学園短期大学との共有15室）、演習室13室、実験・実習室21室、情報処理学習室に当たるパソコン実習室2室（高知学園短期大学との共有）を有し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行っている（提出-1）。さらに、各学科では大学設置基準第40条等で指定された施設・設備、機器・備品等を整備し、必要に応じて年度予算に計上して随時更新を図っている。これらの状況は備品台帳等を通じて把握している（備付-55）。なお、本学は通信による教育課程及び学科は設置していない。また、本学では体育館を保有しておらず、授業等で利用すべき時には同一敷地内にある学校法人高知学園高知中・高等学校が保有する体育館を利用することもできる。

全学共通の施設として、本学では大学設置基準第38条に基づき、図書館を有している。本学の図書館は高知学園短期大学との共有で、面積は974平方メートルであり、閲覧・貸出・レファレンスサービス等が支障なく行えるよう施設面の配置について配慮している（備付-44①②）。図書館では、教育研究に関わる学術情報の収集、蓄積、提供という従来からの機能に加え、学生が個人またはグループで必要な資料や情報を自由に検索・閲覧し、議論を含めた自主学習をする場の提供などの学習支援としての機能を充実させることを目指している。本学では、高知学園大学図書館運営委員会規程（備付-規程集34）に基づいて図書館運営委員会を開催している。図書の選書に当たっては、高知学園大学図書館選書要領（備付-規程集62）に基づき、図書館運営委員会の審議を経て1年間に3回購入している。常に学習や研究に適切な資料を拡充できるよう、書架の配置やスペースを考慮し、利用価値が認められなくなった資料の除却を高知学園大学図書館文献管理内規（備付-規程集63）に基づき、図書館運営委員会の審議を経て随時行っている。

令和2年度は、従来3月に行っていた蔵書点検を10月に実施し、現在図書館内に所蔵されている資料の実態を明らかにした上で、図書館システムに登録されているデータとの整合を図った。そして、図書館を利用しやすい環境に整えるための作業に着手した。その第一歩は複本や「保存の価値を失ったと認められる」資料の除籍で、全教員に各専門分野の資料について検討を依頼し、その結果に基づいて除籍を行った。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応が必須であった。密を避けるために座席を間引く、ついたてを設置する、毎日の消毒を徹底するといったハード面の対応と、ソフト面としては修了研究等で文献検索を行う利用者への支援として、

「医中誌 Web」のリモートアクセス用臨時 ID/パスワードを発行した。また、学内でのみ利用可能であった Medical Online のプランを学外でも利用できるように変更した。加えて、学内のみで閲覧可能であった電子書籍を学外でも読めるように設定変更した。また、和書 11,000 冊の電子書籍が一定期間無制限で利用できる「EBSCO eBooks 試読サービス」や、医学関連分野を中心とした約 1,600 冊の電子書籍を閲覧できる「Medical Online E-Books Library」等のトライアルを行った。

図書館では、図書館運営委員会が編集する図書館報「らぶつく」を発行している（備付-44③）。「らぶつく」では、図書館における学習支援機能を紹介し、新着図書の情報に記載することなどにより利用促進につなげている。また、教職員と学生の書評を掲載し、読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。

また、開館時間については、前期は8時30分から18時まで開館し、後期（10月1日）より国家試験受験対策として20時50分まで延長開館をしている。12月から2月末までの土曜日、日曜日の開館も実行し、学習環境の確保を図っている。令和2年度の蔵書数は表Ⅲ-B-1-1、図書館利用状況は表Ⅲ-B-1-2の通りである。

表Ⅲ-B-1-1 蔵書等の概要（令和3年3月31日現在）

	種類	冊数等
蔵書数	図書	1,930 冊
	雑誌（製本）	77 冊
年間受入数 （令和2年度）	図書	375 冊
	雑誌	48 種
	視聴覚資料	0 種
学術雑誌種類数		165 種
視聴覚資料数	DVDほか	7 種
AV設備 （短大と共有）	ビデオ視聴用機器	1 台
	CD プレイヤー	パソコンで代用（16 台）
パソコン （短大と共有）	蔵書検索専用	1 台
	一般用	16 台
座席（短大と共有）		134 席

表Ⅲ-B-1-2 図書館利用状況（令和2年度）（短大と合算）

	令和2年度
開館日数（日）	242
入館者数（人）	40,879
貸出冊数（冊）	5,405

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、栄養士法施行規則第 11 条の管理栄養士養成施設の指定の基準にある教育上必要な実験・実習のための施設や機械及び器具の整備に努めている。生化学実験や基礎栄養学実験等を想定した化学系実験室、形態系実習室、生体防御実習室、食品学実習室、調理実習室、給食経営管理実習室、栄養教育実習室、臨床栄養実習室の整備充実をはじめ、食育 SAT システムやフードモデルの活用、各種検査用器具・機器

類、経腸栄養用具一式、経静脈栄養用具一式、栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ、標本や模型、給食の実践に即した授業を実施するための施設、設備も導入し、授業時の即戦力となるよう維持管理に努めている。

健康科学部臨床検査学科

健康科学部臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、4年制大学発足以に伴い新たに整備された講義室、学生実習室、実験室、ゼミ室等を活用している。必要機器も新規に導入し教育目的に沿った環境整備が整いつつある。また、臨床検査技師養成所ガイドラインで定められた教育上必要な機器・備品を整備し、活用している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

<現状>

施設設備の維持管理については、各学科からの申請を基にして担当事務部署に情報を集約し、大学内で解決可能なものは本学で処理している。高知学園全体で対応を要するものは理事会で検討し、学校法人高知学園寄附行為（以下、「寄附行為」と表記）第5章「資産及び会計」に基づいて維持管理している（提出-18）。固定資産管理や消耗品及び貯蔵品管理等については学校法人高知学園で会計規程（備付-規程集 123）を整備している。さらに、会計規程施行細則（備付-規程集 137）、物品管理要領（備付-規程集 138）、物品購入審査規程（内規）（備付-規程集 139）、高知学園購買事務処理規程（備付-規程集 140）等に基づいて施設設備や物品等の維持管理をしている。

また、本学では教職員を対象に火気取締責任者（備付-56）を指名し、防災に取り組んでいる。危機管理については高知学園大学危機管理規程を定めて対応している。本学独自の危機管理マニュアルはまだ作成されていないが、基本的には高知学園短期大学危機管理マニュアルを準用することとしている。災害時の対応についても、高知学園大学危機管理委員会規程（備付-規程集 37）、高知学園大学危機対策本部規程（備付-規程集 38）を定めて対応することとしている。さらに、災害対策については高知学園大学災害対策委員会規程（備付-規程集 15）に基づいて災害対策委員会を設置し、防災マニュアル（備付-46）を作成している。火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検については、消防設備等の点検を毎年2回実施している。毎年1回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する学習会と避難訓練を実施している（備付-45）。携帯版の防災マニュアルも全学生、全教職員に配付して常時携帯するよう周知し、オリエンテーションで避難場所やその経路について説明を行っている。これらのマニュアルの内容は定期的に見直して更新している。

コンピュータ・ネットワークのセキュリティ対策としては高知学園大学情報セキュリティポリシー（備付-規程集 94）に基づいて高知学園大学情報セキュリティ対策基準（備付-規程集 95）を定め、情報企画部長が委員長を務める情報セキュリティ委員会が対応している。また、省エネルギー・省資源対策については、ゴミの分別や冷暖房の室温設定に加え、改修時に照明器具をLEDに交換するなど、地球環境保全に配慮をしている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

本学の障がい者への対応としては玄関口のスロープや車椅子用トイレのみであり、その拡充が課題である。また、機器・備品については開学に合わせて新規購入した物が多い中、短期大学時代から使用している物もあることから、今後も耐用年数・保守費用を考慮しながら、教育効果を維持・向上するよう計画的に運用することが求められる。

図書館については、学習支援の場であるラーニングcommonsの整備・拡充をはじめ、利用者目線に立ったさらなるサービスの向上が課題となる。加えて、コロナ禍における感染防止に配慮しながら利用しやすい環境作りに取り組む必要がある。また、コロナ禍で図書館を一時閉館した際、リモートアクセスを利用できる電子リソースや、出版社等から提供を受けた無償リソースを利用者に紹介したが、今後も図書館に直接来館しなくても利用できるサービスの検討が必要である。

危機管理対策についても、災害対策や情報漏洩に対する最善策の検討を継続する。特に、本学独自の危機管理マニュアルの作成が課題である。また、今後も施設・設備の改修等の際に導入していく。コンピュータ・ネットワークのセキュリティ対策については、遠隔授業の実施に向けた対策が求められる。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、完成年度に向け、順次栄養士法施行規則第11条の管理栄養士養成施設の指定の基準にある教育上必要な実験・実習のための施設や機械および器具の整備に努めている。より専門的な実験・実習が行えるよう、学生の動線を意識した教室・実習室内の既存物の配置等も含め、施設・設備の改修及び器具等の更新を計画的に推進していく必要がある。

健康科学部臨床検査学科

健康科学部臨床検査学科の機器・備品については、令和4年度の臨床検査技師学校養成所ガイドラインの改正施行に向けた機器・備品の計画的な整備がされてきたが、耐用年数が過ぎた機器・備品を整理し、最新の医療、臨床検査に対応できる教育と研究を展開する必要がある。さらに、令和4年4月からの新カリキュラムに適応する機器・備品が新たに追加発表されたので、その整備も必要となり今後整えていく必要がある。また、新校舎の8号館や生理系実習を行う2号館4階の実習室内における地震対策については、具体的に検討をする必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、9 シラバス

備付資料 48 学内LANの敷設状況、49 パソコン教室平面図、68 教授会議事録 [令和2(2020)年度]

[区分 基準Ⅲ-C-1 大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

<現状>

高知学園大学は、技術サービス、専門的な支援、施設設備等の向上・充実を図るため、計画的な整備に努めている。全学共通の学生用コンピュータ環境に関しては高知学園大学情報企画委員会規程（備付-規程集32）に基づいて情報企画委員会が整備・運営する体制になっている。各教員のパソコンは教員の研究費や学科としての備品予算で個別に整備している。学生に対しては全学科で情報科学に関する授業を開講し情報技術の向上に努めている。教職員に対しても添付ファイルのセキュリティ強化を図るため、学内で指定したパスワードの徹底を教授会で促すなど、情報技術の向上に努めている（備付-68）。このように、技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持するとともに、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

また、学生の就職支援のためにポータルサイトを活用して、学生支援を充実させるために活用している。さらに、学内からCiNii ArticlesやJDreamⅢ、医中誌Web等のインターネット上オンラインデータベースサービスへのアクセスを提供している。また、電子書籍や電子ジャーナルを導入し利用に供している。学生はパソコン実習室、図書館、学生支援課、専攻科室等のパソコン端末から、さまざまな情報検索を行うことができ、教科の学習、課題の作成、研究活動、図書検索、就職活動等に活用している。

学内には、光ファイバーによる1000MbpsのLAN幹線が整備され、ほぼ全ての研究室・教室・実習室に100MbpsのイーサネットLANコネクタを提供している（備付-48）。この形態の学内有線LANにより、パソコン実習室、図書館、研究室、学内サーバ群、インターネットが相互に接続しており、教育に必要な学内LANを整備している。授業においても、教員は研修会等で身につけた情報技術を活用して、教育課程編成・実施の方針に基づいた情報技術の向上と活用に取り組んでいる。学内には、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育研究に資するスキャナーやデジタルカメラ等の情報機器を設置したパソコン実習室を2室整備している。各実習室で保有するパソコンの台数は、第1パソコン実習室が64台、第2パソコン実習室が46台である（備付-49）。

なお、新型コロナウイルス禍における授業の対処の一環として、講義録画システムを導入した。カメラは固定用と移動用の2種類あり、前者は講義室での録画を、後者は実験室での講義及び実演を録画するものである。録画したデータを学生に閲覧してもらうことで、やむを得ず登校できなかったときの、教育の質の保障を確保するようにした。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、教育課程の編成及び実施の方針に基づき、学生が学習成果を高次に獲得できる実験・実習室及び機器・備品類の整備・更新に努めている。管理栄養士及び栄養教諭の職場においては、その職能として高い情報処理力やプレゼンテーション力が求められるために、教養・基礎科目でパソコン実習室を用いた「情報機器とプレ

ゼンテーション」をし、選択科目としても「情報機器の活用と発信」、「情報倫理」を選択科目におき、基本的な技術を習得させ、各専門科目に即応した情報技術力の向上に努めている。また、3年次においては臨床栄養学実習や給食経営管理実習においては、経験豊富な教員が加わり病態に応じた栄養管理方法や温冷配膳車を活用するなど適正で安全な食事提供を行う実践に即した指導を行う予定である。

健康科学部臨床検査学科

健康科学部臨床検査学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、情報系教員及び職員による支援のもとで技術的資源を整備し学習成果の獲得に努めている。共同利用可能な機器・備品は各教員間で情報を交換し機器を共有している。4年制大学設置に伴い、新たに機器・備品の整備がされた。新校舎の8号館には、LANシステムが導入され、活用している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

令和2年度は、感染防止のために授業に替わる課題で対応したが、遠隔授業実施の環境整備が不可欠である。まずは、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備していくことが急務の課題となる。

健康科学部管理栄養学科

管理栄養学科では、学生の専門知識の定着のため、2年次オリエンテーション時に1年次に学習した管理栄養士国家試験関連の科目について模擬試験を実施し、既習の学習内容に対する一層の深化と今後の学習の取組方について考える機会を設けた。今後は管理栄養士養成に向け e-learning の利用など、学生の自主学習教材の活用を含めた学習の支援も検討していくことが必要である。

健康科学部臨床検査学科

共同利用可能な機器・備品の使用については、操作マニュアル、点検マニュアルの整備が必要である。新型コロナウイルス感染拡大下における授業・実習の実施については、デジタル技術を活用した遠隔授業のための機器（カメラ・音声機器など）や技術面・教育面の体制の整備をする必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 14 計算書類等の概要（過去5年間）、17 事業計画書／収支予算書、19 財務計画

備付資料 5 ウェブサイト「情報の公表」、34 教員個人調書、36 専任教員年齢構成表、37 外部研究資金の獲得状況一覧表、50 財務情報 [平成 28 (2016) 年度] ①財産目録、②財務比率比較、51 財務情報 [平成 29 (2017) 年

度] ①財産目録、②財務比率比較、52 財務情報 [平成 30 (2018) 年度]
①財産目録、②財務比率比較、53 財務情報 [令和元 (2019) 年度] ①財産目録、②財務比率比較、54 財務情報 [令和 2 (2020) 年度] ①財産目録、②財務比率比較、55 固定資産台帳及び備品台帳、61 理事会・評議員会議事録 [平成 30 (2018) 年度]、62 理事会・評議員会議事録 [令和元 (2019) 年度]、63 理事会・評議員会議事録 [令和 2 (2020) 年度]

備付資料-規程集 121 退職手当に関する規程、123 会計規程、124 資産管理運用規程、144 学園幹部会規程 (内規)

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

<現状>

高知学園大学における資金収支及び事業活動収支は、開学1年目であったことから、令和元年度は支出超過であった(提出-14)。その大きな理由は高知学園大学設置に係る支出と学生の収容定員未充足によるものと分析している。貸借対照表においては、完成年度を迎えるまでに特定資産の積み増しを行いつつ、長期借入金を計画的に返還し、健全に推移するよう取り組んでいる。また、学校法人傘下の所属長と法人本部で構成する幹部会を学園幹部会規程(内規)(備付-規程集 144)に基づいて開催し、各学校及び学校法人全体の財政状況の関係を把握している。

法人全体では、5ヵ年計画として財務計画(提出-19)を策定し、この計画の実施により確実に長期借入金の圧縮ができています。学習資源への資金配分もできていることから、大学のみならず、法人全体の存続が可能な財政を維持している。退職給与引当金等は退職手当に関する規程(備付-規程集 121)に基づき、目的通りに引き当てている。また、法人全体で必要な負債に関わる引当金は、目的に応じ特定預金等として積み立てており、資産運用も会計規程(備付-規程集 123)及び資産管理運用規程(備付-規程集 124)に基づき、安全を第一に適切に運用している。

教育研究経費比率について、開学年度である令和2年度は、経営指針の下で大学は決算ベースで70.3パーセントであり、学生の教育に必要な経費の支出に努めている。教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)への資金配分についても、経営計画で適切に配分されている(備付-50②・51②・52②・53②・54②)。本学園では公認会計士6名による体制で、学校法人会計基準や私立学校振興助成法に準拠した会計処理の監査が年2回行われている。監査では、監事と学園本部職員が立ち会っており、公認会計士の監査意見へ適切に対応している。なお、本学では寄付金の募集や学校債の発行は行っていない。

本学の入学定員充足率は令和2年度が86.9パーセントである。また、収容定員充足率も、1期生のみであることから、86.9パーセントである。令和2年度における事業活動収支差額比率は-149.2パーセントで、事業活動支出超過の状態である。このように、入学定員充足率に課題を残しつつも、それに相応した財務体質を維持できるように管理していくこととしている。

学校法人高知学園及び高知学園大学は、中・長期計画として財務計画(提出-19)に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意見を集約した上で(提出-17)、理事

長が判断し、理事会の議を経て決定する（備付-61～63）。決定した事業計画と予算を速やかに関係部門へ適正に執行するよう指示し、業務を円滑に実施している。その実施内容については経理責任者である本部長を経て理事長に報告し、実態の把握に努めている。財産目録、計算書類等は、学校法人の経営状況及び財産状態を適正に表示している（提出-14；備付-50①②・51①②・52①②・53①②・54①②）。

また、資産は固定資産台帳及び備品台帳に基づいて管理している（備付-55）。資金（有価証券を含む）の運用も会計規程及び資産管理運用規程に基づいて、安全かつ適正に管理している。月次試算表についても会計規程第 53 条に基づいて毎月作成し、本部長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 財務の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

[注意] 私立大学の場合

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<現状>

高知学園大学の将来像は、今後も「平和と友愛」に貢献できる専門職者を育成することである。現在、高知県の地理的・経済的事情や県内志向、本学が果たしてきた人材輩出や地域貢献の伝統等から、本学の存在価値があると判断し、教育内容の充実、就職指導の充実等振興策を講じることにより大学として存在感を高めることとしている。ただし、養成課程の規則改正や地域が求める人材像の高度化等へ迅速に対応できる準備は必要である。国や社会の動向と本学の建学の精神を踏まえながら、大学を含めた高等教育機関の将来像を明確にするため、特に高知学園短期大学と連携して検討を進めている。

本学は、四年制大学として医療に貢献する免許・資格を取得できる学科・専攻を構成し、その専門性が地域で果たす役割の意義も大きい。特に高知県が掲げる日本一の健康長寿県構想に寄与する人材を輩出するためには、高知県外に進学する場合に比べると経済的負担が少ない中、専門職者を育成し、将来にわたって高知県の健康増進に貢献できる体制を整備している点が本学の強みといえる。

一方、高知学園短期大学から継承される伝統へ過度に固執すると、社会のニーズから逸脱する恐れもある。あらゆる変化に対応する上で専門性の根拠となる教員の教育研究業績の状況、その中でも科学研究費補助金の申請及び採択件数が伸びていない点に弱みを感じている（備付-37）。

本学が開学した令和2年度の経常収支差額比率は-155.5パーセントであり（提出-14）、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標を参考にして経営実態や財務状況を把握している。その状況に基づいて経営計画を策定している。学生募集対策ではオープンキャンパスのほか、随時見学希望者を受け入れ、説明会や施設見学会を行っている。また、高等学校へ出張講義や説明会、高等学校からの本学訪問、さらには大学説明会への参加を行っている。毎年度、高知県内3地域で高等学校教員対象に本学の説明会を開催し、本学の特色を説明して意見交換を行っている。これらの取組を中心に、本学の方針に適した学生の確保に努めている。

学納金計画に直結する対策としては、入学定員確保と中途退学防止が挙げられる。令和2年度入学生については、令和元年11月に大学設置の認可を受けた後に学生募集活動を開始したことから、従来の活動とは異なる面が多々あったことを分析し、入学試験募集委員会と学生支援課を中心として活動方法の工夫を図っている。そして、入学生に対して、本学では各学科と事務局、及び各種委員会や白菊寮（学生寮）が連携して「学生に学習意欲を高めるためのキャリア教育の推進」、「教員の指導力の向上」、「中途退学に至るまでの各クラス担任や学生支援担当職員を中心とした学生への相談体制の充実」、「学科の全教員の共通理解に基づく指導」、「経済的困難学生に対する相談体制の充実」等に努めている。

人事計画は、年齢構成のバランスを考慮しながら進めている（備付-33・36）。施設設備の将来計画についても、各学科長からのヒヤリングを経て学内における優先順位を設定するなど、将来計画は明瞭である。遊休資産の処分等も含め、これらの計画は、本学及び各学科の事業報告や事業計画とも照らし合わせながら立案している。

現在の本学では、総合的には学生数に見合う経費のバランスがとれているとはいえない。この状況は、完成年度を迎えるまで続いていくと予想される。なお、財務情報は学校法人高知学園のウェブサイトで公開し、本学のウェブサイト（備付-5「情報の公表」）からも閲覧することができる。また、学内に対する経営情報を、毎年度初めに学校法人高知学園全教職員対象の全学職員会において決算及び予算の概要や経営方針等が報告することとし、危機意識の共有ができるよう取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

令和2年度は1学年のみであったことから、入学定員充足率及び収容定員充足率の向上や人件費比率の改善に課題を残している。特に学生募集計画の見直しが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

本学は令和2年度開学のため、在籍する学生は1学年のみのである。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況
「人的資源」に関して、高知学園短期大学として受審した前回の認証評価（令和元年

度)では、組織的研究の推進を改善計画として挙げていた。本学と組織体制が異なるものの、学内教員による組織的な研究計画も提出されている。今後もこれらの充実を図っていく。また「物的資源」に関しては、情報管理の向上を挙げていた。セキュリティ対策としてパスワードの更新を進めている。さらに「技術的資源をはじめとする教育資源」に関しては、大学設置において多くの機器備品を整備した。それゆえ、教育効果の向上を目指して、有効に活用していかなければならない。「財的資源」については、入学定員充足の強化が喫緊の課題であり、学生募集活動の工夫を図る。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「人的資源」に関しては、大学開学に伴い、科学研究費補助金等外部資金申請数が高知学園短期大学時代よりも増加した。しかし、教員規模に鑑みると、まだ物足りない状況である。積極的に申請するよう研究活動を推進していく。

また「物的資源」に関しては、感染防止に伴う休校措置など非常時に対応できるよう、遠隔授業の実施に必要な施設設備と学生が受講できる環境構築の支援を推進する。具体的には、講義録画システムを利用した「オンデマンド〔録画配信〕型」の授業を充実させていくとともに、学生の ICT 環境を整備するなどして「同時双方向型」の授業を実現させていくことである。さらに「技術的資源をはじめとする教育資源」に関しては、遠隔授業の実施に必要な施設設備の推進を図っていく。

「財的資源」については、入学定員充足を果たすとともに、学年が進行するにつれて定員を充足することができるよう、高等学校側との連携も強化し、また本学及び各学科の魅力となる強みを具体化して発信するよう、学生募集活動を工夫する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 大学設置法人の長のリーダーシップ〕

＜根拠資料＞

提出資料 3 ウェブサイト「財務情報」、4 学則、18 学校法人高知学園寄附行為

備付資料 57 理事長の履歴書、61 理事会・評議員会議事録〔平成30（2018）年度〕、62 理事会・評議員会議事録〔令和元（2019）年度〕、63 理事会・評議員会議事録〔令和2（2020）年度〕、64 理事・監事・評議員名簿、65 高知学園のSDGs取組宣言

備付資料-規程集 105 高知学園理事会会議規則、106 組織規程、113 高知学園就業規則、123 会計規程

〔区分 基準Ⅳ-A-1 法令等に基づいて大学設置法人の管理運営体制が確立している。〕

＜現状＞

学校法人高知学園理事長は高知学園出身者であるとともに、長期間にわたって民間企業と学校法人高知学園監事の立場から高知学園を客観的に評価してきた（備付-57）。それゆえ、建学の精神に基づいた教育目的を常に理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。寄附行為（提出-18）第14条に基づいて、理事長は法令等に規定される職務を行い、法人本部を総括するとともに、法人を代表して業務に当たっている。それゆえ、理事長は学校法人高知学園の建学の精神及び教育方針を理解し、高知学園全体の発展に寄与している。また、寄附行為第13条第3項に基づき、理事長は理事会を招集する立場にあり、学校法人高知学園の代表としてその業務を総理している。さらに会計規程（備付-規程集123）第4条及び寄附行為第34条に基づいて、理事長は会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。なお、令和2年度に限り、新型コロナウイルスの感染状況を考慮して2月を超えて開催したが、これは緊急措置によるものである。事業報告と財務情報（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、財産比率比較等）は、私立学校法第47条に基づき、ウェブサイトで公開している（提出-3）。

このように、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事会は学校法人高知学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会では、寄附行為第13条第7項に基づいて、理事長が招集し、議長を務めている。機関別認証評価は事業計画として理事会に諮られており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。本学が行う自己点検・評価活動においても、理事長の見解を反映しながら進められ、最終的には理事長の承認を得て自己点検・評価報告書を決定している。理事長は、令和元年度認証評価の訪問調査においても適切に対応した。理事会には本学園の各学校から必要な事項が議案として発議され（備付-61～63）、情報の伝達は円滑に行われている。関係法令の改正等、学外からの情報についても報告され

ており、理事会は情報を収集している。寄附行為第3条では、本学園が教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと定めていることから、理事会は本学の運営に関して法的な責任があることを認識している。理事会は、寄附行為や高知学園理事会会議規則（備付-規程集105）、高知学園大学学則（提出-4）、組織規程（備付-規程集106）、高知学園就業規則（備付-規程集113）等、学校法人運営や大学運営に必要な規定を整備している。このように、理事長は寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事については、私立学校法第38条（役員を選任）に基づき、寄附行為第6条（理事の選任）を定めて、本学の建学の精神を理解し、学校法人高知学園の健全な経営について有意義な見識を有している者を選任している（備付-64）。また、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第12条（役員解任及び退任）に準用されている。このように、理事は法令に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの課題>

学校法人高知学園では、平成31年度に高知リハビリテーション専門職大学、令和2年度には高知学園大学が開学している。そのため、今後も理事会を学校法人高知学園の意思決定機関として円滑に運営し、役割を適切に果たすよう取り組む。特に、高知学園のSDGs取組宣言（備付-65）に基づき、社会で活躍し、信頼される「人財」の育成に取り組んでいく。

<テーマ 基準IV-A 大学設置法人の長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修に手引き、4 学則

備付資料 66 学長の履歴書、68 教授会議事録 [令和2（2020）年度]、69 各種委員会の開催実績、71 評議会議事録 [令和2（2020）年度]

備付資料-規程集 3 高知学園大学教授会規程、4 高知学園大学評議会規程、5 高知学園大学学科会議規程、6 高知学園大学個人情報保護委員会規程、7 高知学園大学学科改革検討会議規程、8 高知学園大学医療事故等対策会議規程、9 高知学園大学地域貢献推進会議規程、60 高知学園大学懲戒規程、70 高知学園大学人事委員会規程、89 高知学園大学コンプライアンス推進規程、97 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の評議会に関する規程、98 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程、113 高知学園就業規則、125 高知学園大学学長選考規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の大学の教学運営体制が確立している。]

＜現状＞

高知学園大学学長は、長年にわたる教育研究活動の経験や国際的研究の蓄積によって培われた学識と高潔な人格を有している。また、その間の管理職の経験で得られた大学運営に関する見識に基づき（備付-66）、新時代に対応できる改革へ積極的に取り組み、私学経営の可能性を追求している。それゆえ、大学設置基準第13条の2を満たしている。

教育研究面については、学長は本学の建学の精神に基づく教育基本方針を柱として、教育の質的保証と時代の変化に対応できる大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。本学では、学則（提出-4）第55条に基づいて高知学園大学懲戒規程（備付-3）を定め、学長が学生の懲戒に関する手続きを行うこととなっている。所属職員の服務に対しても、本学におけるコンプライアンスの最高管理責任者である学長が、高知学園就業規則（備付-規程集113）及び学務分掌（備付-68、令和2年4月1日）に基づいて統督している。

学長は、高知学園大学学長選考規程（備付-規程集125）に基づいて任命される。その過程は、学長選考会議を構成し、理事会、評議員会及び大学評議会のそれぞれが推薦する候補者について審議して学長候補者を決定し、その選考に基づき理事長が学長の任命を行っている。それゆえ、理事長によって任命される学長は、大学運営に全力を傾注できる環境にあり、支障なく職務遂行に努めることができる。

大学運営に当たり、学長は学則及び高知学園大学教授会規程（備付-規程集3）に基づき、教授会を短期大学教育の重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置付け、この事項を学則第41条に定めるとともに教授会に周知している。なお、本学教授会は、高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程（備付-規程集98）に基づく短期大学との合同教授会として、毎月1回の定例会議を開催し、学則に定められる審議議題を提案して構成員の意見を聴取している。学習成果や三つの方針（提出-1、p.8～9）については評議会で検討した上、教授会で審議していることから（備付-71・68）、教授会はその認識を有している。このように、学長は教授会の意見を聴いてリーダーシップを発揮し、最終的な判断を行うなど適切に運営しており、学校教育法第93条及び学校教育法施行規則第143条を満たしている。

教授会における全ての審議内容は事務局職員が記録し議事録にまとめ、次回教授会に提案し承認を求めている（備付-68）。また、学長は高知学園大学評議会規程（備付-規程集4）に基づいて評議会を開催し、教授会に上程する議題の確認と精査を図っている（備付-71）。なお、本学評議会も、高知学園大学と高知学園短期大学との合同の評議会に関する規程（備付-規程集97）に基づく短期大学との合同評議会として開催している。評議会は高知学園大学個人情報保護委員会、高知学園大学学科改革検討会議、高知学園大学医療事故等対策会議、高知学園大学地域貢献推進会議、高知学園大学人事委員会をも兼ねており、各会の規程（備付-規程集6・7・8・9・70）に基づいて学長が主導し、緊急時にも対応可能な体制をとっている。さらに、評議会構成員はそれぞれの運営組織、教育組織、事務組織の長であることから、学長が逐次各組織の現状を聴取

し、把握することができている。

本学は、教育研究の遂行に必要な委員会を学則または各委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している（備付-70）。委員会での検討結果が学則第14条（教授会の審議事項）に該当する場合等は教授会に上程され、教授会の議を経て全体に周知されることで、大学教学運営の一翼を担っている。また、学科会議規程（備付-規程集5）に基づき、各学科等に所属する専任教員と事務職員が構成員となり、学科の運営を行っている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

本学は、令和2年度に開学したばかりである。それゆえ、学科によっては四年制大学と短期大学における教育活動を並行している。それぞれの役割を確認しながら、本学の学科の前身である短期大学の学科・専攻の使命を確実に果たして、本学の教育へ引き継ぐよう取り組んでいく。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

本学学長は、高知学園短期大学の学長も兼任している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 18 学校法人高知学園寄附行為

備付資料 5 ウェブサイト「情報の公表」、50 財務情報④監査報告書[平成28(2016)年度]、51 財務情報④監査報告書[平成29(2017)年度]、52 財務情報④監査報告書[平成30(2018)年度]、53 財務情報「監査報告書」[令和元(2019)年度]、54 財務情報「監査報告書」[令和2(2020)年度]、61 理事会・評議員会議事録[平成30(2018)年度]、62 理事会・評議員会議事録[令和元(2019)年度]、63 理事会・評議員会議事録[令和2(2020)年度]、64 理事・監事・評議員名簿

備付資料-規程集 123 会計規程

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

<現状>

監事は、学校法人高知学園寄附行為（提出-18）第8条に基づいて選任され、職務を遂行している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会と評議員会に出席して意見を述べている（備付-61～63）。また、会計規程（備付-規程集123）第4条及び寄附行為第34条に基づき、会計年度に監事監査の報告書を作成し、5月末日までに理事会と評議員会に提出している（備付-50④・51④・52④・53④・54④）。なお、令和2年度に限り、感染防止対策を優先して6月に開催した。このように寄附行為に基づいて適切に業務を行っている。

内部監査室については、学校法人高知学園組織規程第2に基づき設置し、監事が適宜監査事務を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づいて開催し、諮問機関等として適切に運営している。]

<現状>

評議員会は21名の評議員をもって組織することを寄附行為（提出-18）第20条で定めている。また、寄附行為第5条第1項では理事の定数を10名と定め、評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し（備付-64）、寄附行為に基づいて開催している（備付-61～63）。さらに、私立学校法第42条に基づいて諮問事項を寄附行為第22条に定め、理事会の諮問機関として運営している。

[区分 基準IV-C-3 大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

<現状>

高知学園大学の教育研究活動等の情報は、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、ウェブサイトで公表している。また、財務情報は、私立学校法第47条に基づき、学校法人のウェブサイトで公開し、本学ウェブサイトからも閲覧することができるようにしている（以上、備付-5「情報の公表」）。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事が寄附行為に基づいて適切に業務を行えるよう、引き続き理解しやすい学校会計報告書を作成して監事による監査業務の支援体制を向上させることが課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

高知学園大学は令和2年度開学のため、認証評価は未受審である。ただし、設置されている学科の前身に当たる高知学園短期大学の前回受審時で、理事長は建学の精神に基づいた教育目的を理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しているとの評価であった。高知学園大学開学後、任期満了に伴って新たに着任した理事長も、より大きくなった組織内連携の強化に努めている。学長も、令和2年度の着任後、高知学園短期大学と連携しながら、建学の精神に基づく教育研究活動の充実を図るため、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。監事の監査業務においても、法人本部による支援体制がさらに整っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「理事長のリーダーシップ」の下、学校法人及び本学は社会情勢の変化に応じた教育環境を整備する。創立120年を超える高知学園は、相次ぐ改革に伴い、組織が拡大した。それゆえ、法人内の各学校がいっそう連携して取り組みながら、地域貢献を果たす新たな学園づくりに努めていく。特に子どもたちを中心とした教育で特色を示すべく、「安全・安心な教育の場づくり（学園の杜）」、「人づくりの実践（自立・創造、地域活躍）」、「教育の質を高める（学習・研究）」、「学びの喜び、スポーツ、探究、心の教育」をキーワードに掲げ、魅力ある学校、選ばれる学校、誇れる学校の実現に取り組む。

高知学園大学として、「学長のリーダーシップ」の下で教育、研究、地域貢献の役割を担っていく。近年、大学は「どういうことに役立つ人を育てたか」が評価される点を重視しながら、教育研究活動を推進することが不可欠となっている。具体的には、学生の満足度を向上させることが必要である。そのためには、教育と研究の中心に学生を置き、受講している授業が学生にとって意味のあるものにするのを教員が自覚しなければならない。つまり、教員の当事者意識の向上である。例えば、教員の教育研究活動が高知学園の状況とどのように関わっていくのかを意識して取り組むなどである。このことが、本学の評判や募集活動に関わる大きな課題になっていく。学生の定員充足が最優先すべき課題であることから、特に学生が理解できる教員の授業力の向上を図るべく、FD活動の活性化はもちろん、教職員全体がSD活動に参加して大学運営に必要な基礎に関する理解を深めるよう取り組んでいく。あわせて、就職支援活動も展開させなければならない。1期生卒業時に備えて、新たな就職先の開拓に着手することが求められる。

さらに、これらの基盤として、安全・安心な教育・学習・研究環境を再度整備することが求められる。不安を抱えたままでは、学生も安心することができず、学習活動に専念できない。以上の積み重ねによって、「入れる」から「入りたい」大学、地域から頼りにされる大学、誇りがもてる大学を実現していく。

また、各教員の研究活動推進だけでなく、健康教育をテーマに異分野を横断して多角的に健康教育に関する研究を深める体制を検討する。その他のテーマについても、学科の枠を超えた新たな研究分野の開発が実現するよう支援する。

コロナ対策に関しても、大学として感染防止の対策をとることはもちろん、教職員も学生も自ら対策ができるよう心がける施策を講じる。また、IT整備進行と感染状況によっては遠隔授業も取り入れる。具体的には、新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチームを編成し、ガイドラインづくりプロジェクト、教育の継続保障プロジェクト、教務・実習対応プロジェクトの3種類が連携を図りながら、取り組んでいく。

「ガバナンス」については、今後も学校法人及び大学の役割を常に確認して健全なガバナンスの体制の維持と向上に努める。特に近年は、複数の大学開学に伴い、学校法人の組織も複雑となっている。そのためにも、監査に関する情報を監事が的確に収集できるよう、さらなる工夫を図って取り組んでいく。

[様式 9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：ミッションと教育の効果	
A ミッション	
ミッション・教育理念についての印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 2 (2020) 年度] p.3 2 大学案内 2021 [令和 3 (2021) 年度] p.3~4 3 ウェブサイト 「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」 https://kochi-gu.ac.jp/info/info05
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	4 学則
教育目的・目標についての印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 2 (2020) 年度] p.1 2 大学案内 2021 [令和 3 (2021) 年度] p.8 3 ウェブサイト 「教育目的」 https://kochi-gu.ac.jp/info#info_purpose 「教育目的 健康科学部管理栄養学科／健康科学部臨床検査学科」 https://kochi-gu.ac.jp/info/info02#a1
学習成果を示した印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 2 (2020) 年度] p.8 2 大学案内 2021 [令和 3 (2021) 年度] p.21 3 ウェブサイト 「学習成果」 https://kochi-gu.ac.jp/info/info02#a2
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	5 高知学園大学自己点検評価委員会規程 6 高知学園大学自己点検・評価作業連絡会規程 7 高知学園大学自己点検評価検討会議規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 2 (2020) 年度] p.8 2 大学案内 2021 [令和 3 (2021) 年度] p.21~22 3 ウェブサイト 「ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針)」 https://kochi-gu.ac.jp/info/info02#a3
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 2 (2020) 年度] p.8 2 大学案内 2021 [令和 3 (2021) 年度] p.22 3 ウェブサイト 「カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)」 https://kochi-gu.ac.jp/info/info02#a4
入学者受入れの方針に関する	1 学生生活と履修の手引き [令和 2 (2020) 年度] p.9

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
る印刷物等	2 大学案内 2021 [令和 3 (2021) 年度] p.23～24 3 ウェブサイト 「アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)」 https://kochi-gu.ac.jp/exam/admission.html 8 令和 3 年度学生募集要項 [令和 3 (2021) 年度] p.21～23
シラバス ■ 令和 2 年度 ■ 紙媒体又は電子データ で提出	9 シラバス [令和 2 (2020) 年度]
学年暦 ■ 令和 2 年度	10 行事予定表 [令和 2 (2020) 年度] 11 時間割表 [令和 2 (2020) 年度]
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	1 学生生活と履修の手引き [令和 2 (2020) 年度]
大学案内 ■ 令和 2 年度入学者用及び令和 3 年度入学者用の 2 年分	12 大学案内 2020 [令和 2 (2020) 年度] 3 大学案内 2021 [令和 3 (2021) 年度]
募集要項・入学願書 ■ 令和 2 年度入学者用及び令和 3 年度入学者用の 2 年分	13 令和 2 年度学生募集要項 (入学願書含む) [令和 2 (2020) 年度] 8 令和 3 年度学生募集要項 (入学願書含む) [令和 3 (2021) 年度]
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要(過去 5 年間)」 「活動区分資金収支計算書(学校法人全体)」[書式 1]、 「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]、「貸借対照表の概要(学校法人全体)」[書式 3]、「財務状況調べ」[書式 4]	14 計算書類等の概要 [過去 5 年間] ① 活動区分資金収支計算書 (学校法人全体) [書式 1] ② 事業活動収支計算書の概要 [書式 2] ③ 貸借対照表の概要 (学校法人全体) [書式 3] 15 財務状況調べ [書式 4]
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去 5 年間 (平成 28 年度～令和 2 年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	3 ウェブサイト 「財務情報」 [平成 28 年度] p.1～4 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201601financialinfo.pdf 「財務情報」 [平成 29 年度] p.1～4 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701financialinfo.pdf 「財務情報」 [平成 30 (2018) 年度] p.1～4 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201801financialinfo.pdf 「財務情報」 [令和元 (2019) 年度] p. 1～4 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201901financialinfo.pdf 「財務情報」 [令和 2 (2020) 年度] p. 6～13 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/2020financialinfo.pdf

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
活動区分資金収支計算書 ■ 過去5年間（平成28年度～令和2年度）計算書類（決算書）の該当部分	3 ウェブサイト 「財務情報」[平成28（2016）年度] p. p.5～7 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201601financialinfo.pdf 「財務情報」[平成29（2017）年度] p.5～7 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701financialinfo.pdf 「財務情報」[平成30（2018）年度] p.5～7 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201801financialinfo.pdf 「財務情報」[令和元（2019）年度] p. 5～7 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201901financialinfo.pdf 「財務情報」[令和2（2020）年度] p. 15～16 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/2020financialinfo.pdf
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去5年間（平成28年度～令和2年度）計算書類（決算書）の該当部分	3 ウェブサイト 「財務情報」[平成28（2016）年度] p.8～11 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201601financialinfo.pdf 「財務情報」[平成29（2017）年度] p.8～11 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701financialinfo.pdf 「財務情報」[平成30（2018）年度] p.8～11 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201801financialinfo.pdf 「財務情報」[令和元（2019）年度] p. 8～11 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201901financialinfo.pdf 「財務情報」[令和2（2020）年度] p. 17～25 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/2020financialinfo.pdf
貸借対照表 ■ 過去5年間（平成28年度～令和2年度）計算書類（決算書）の該当部分	3 ウェブサイト 「財務情報」[平成28（2016）年度] p.12～14 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201601financialinfo.pdf 「財務情報」[平成29（2017）年度] p.12～15 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701financialinfo.pdf 「財務情報」[平成30（2018）年度] p.12～14 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201801financialinfo.pdf 「財務情報」[令和元（2019）年度] p. 12～14 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201901financialinfo.pdf 「財務情報」[令和2（2020）年度] p. 26～29 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/2020financialinfo.pdf
事業報告書 ■ 過去1年間（令和2年度）	3 ウェブサイト 「事業報告書」[令和2（2020）年度] http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/2020jyugyou.pdf 16 事業報告書 [令和2（2020）年度]
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度（令和3年度）	17 事業計画／収支予算書 [令和2（2020）年度]
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 大学設置法人の長のリーダーシップ	
寄附行為等	18 学校法人高知学園寄附行為
中期計画	19 財務計画

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料 (例えば、取組み自体を行っていない場合等) については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和2年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和3年度に改組等で大幅な変更があった場合、令和3年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和2年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式9の通しページを付してください。

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準 I : ミッションと教育の効果	
A ミッション	
地域・社会の各種団体、海外の諸機関との協定書等	該当なし
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	1 本学が実施した行事に関する資料 ① 近隣清掃参加者 ② 臨床検査をのぞいてみよう！（ミニ版） 2 本学が参加した学外行事に関する資料 ① リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知 2020 ルミナリエセレモニー参加者
B 教育の効果	
学則において別に定めるとした全規程	3 高知学園大学規程集 (1) 学則第 1 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学の教育目的に関する規程 (2) 学則第 2 条 3 において別に定めるとした規程 自己点検評価委員会規程 作業連絡会規程 自己点検評価検討会議規程 (3) 学則第 3 条 2 において別に定めるとした規程 ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程 スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程 (4) 学則第 4 条 2 において別に定めるとした規程 情報公開規程 (5) 学則第 7 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学図書館規則 (6) 学則第 8 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学キャリアセンター規程 (7) 学則第 9 条 2 において別に定めるとした規程 組織規程 (8) 学則第 10 条 6 において別に定めるとした規程 高知学園大学の教員人事に関する規程 高知学園大学非常勤講師規程 高知学園大学名誉教授規程 高知学園大学教育職員管理職規程 (内規) 組織規程 (9) 学則第 11 条 3 において別に定めるとした規程 高知学園大学評議会規程 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の評議会に関する規程 (10) 学則第 14 条 3 において別に定めるとした規程 高知学園大学教授会規程 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	<p>(11) 学則第 15 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学教育組織規程 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の委員会や 会議に関する規程</p> <p>(12) 学則第 20 条 2 において別に定めるとした規程 入学試験募集委員会</p> <p>(13) 学則第 21 条において別に定めるとした規程 高知学園大学教授会規程 入学試験募集委員会</p> <p>(14) 学則第 30 条 2 において別に定めるとした規程 再入学、転入学規程</p> <p>(15) 学則第 31 条 2 において別に定めるとした規程 転科規程</p> <p>(16) 学則第 34 条 1 三において別に定めるとした規程 実技の単位計算方法の基準に関する規程</p> <p>(17) 学則第 35 条 3 において別に定めるとした規程 試験規程</p> <p>(18) 学則第 37 条 3 において別に定めるとした規程 単位互換の実施に関する規程</p> <p>(19) 学則第 38 条 3 において別に定めるとした規程 単位互換の実施に関する規程</p> <p>(20) 学則第 39 条 4 において別に定めるとした規程 高知学園大学入学前の既修得単位の認定に関する規程</p> <p>(21) 学則第 49 条 3 において別に定めるとした規程 単位互換の実施に関する規程</p> <p>(22) 学則第 50 条 3 において別に定めるとした規程 高知学園大学科目等履修生規程</p> <p>(23) 学則第 51 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学卒業後研修生規程</p> <p>(24) 学則第 52 条 2 において別に定めるとした規程 高知学園大学外国人留学生規程</p> <p>(25) 学則第 53 条 2 において別に定めるとした規程 公開講座生涯学習委員会規程</p> <p>(26) 学則第 55 条 4 において別に定めるとした規程 高知学園大学懲戒規程</p> <p>(27) 学則第 56 条 2 において別に定めるとした規程 白菊寮運営委員会規程</p>
C 内部質保証	
過去 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	該当なし
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	4 高等学校からの意見聴取に関する資料[令和 2 (2020) 年度]
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	該当なし

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料	<p>5 ウェブサイト 「大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（様式第2号）」 1～4 https://kochi-gu.ac.jp/wpsys/wp-content/uploads/2021/08/d0823_1.pdf 4別紙 https://kochi-gu.ac.jp/wp_contents/PDF/disclosure_2021/d4_02_01b.pdf</p> <p>6 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和2(2020)年度]</p> <p>7 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート</p> <p>8 アセスメントプラン ① 高知学園大学アセスメントプラン ② 管理栄養学科アセスメントプラン ③ 臨床検査学科アセスメントプラン</p>
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	<p>9 ポリシー・マップ ① 高知学園大学ポリシー・マップ ② 臨床検査学科ポリシー・マップ</p> <p>10 シラバス作成に関する資料 ① 高知学園大学・高知学園短期大学・シラバス作成要領 ② シラバス確認について</p>
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	<p>6 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和2(2020)年度] p.165～173</p> <p>11 高知学園大学・高知学園短期大学ファクトブック 2020</p>
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	12 授業アンケート結果集計資料 [令和2(2020)年度]
(大学院関係) 学位論文審査基準を示す資料	該当なし
(大学院関係) 研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示す資料	該当なし
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	該当なし
就職先からの卒業生に対する評価結果	該当なし
卒業生アンケートの調査結果	該当なし
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	13 入学手続き他に関する資料一式 [令和2(2020)年度]
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	14 合格者への配付資料一式 [令和2(2020)年度]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	15 オリエンテーション資料一式 [令和 2 (2020) 年度] 5 ウェブサイト 「ポータルサイト」 https://portal.kochi-gc.ac.jp/portal/
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	16 環境記録（様式）
進路一覧表等 ■ 過去 3 年間（平成 30 年度～令和 2 年度）	該当なし
GPA 等の成績分布	17 GPA 分布一覧 [令和 2 (2020) 年度]
学生による授業評価票及びその評価結果	12 授業アンケート結果集計資料 [令和 2 (2020) 年度] 18 授業アンケート（質問項目） 19 授業アンケートに対する自己分析の報告資料 [令和 2 (2020) 年度]
社会人受入れについての印刷物等	提出資料 8 に同じ（p.18～19）
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
留学生の受入れについての印刷物等	提出資料 8 に同じ（p.20）
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	20 授業参観 21 授業参観アンケート 22 事後検討会報告書 23 授業改善計画報告書 24 授業改善に向けた公開授業の進め方 25 授業改善に向けた公開授業計画書 26 公開授業事後検討会報告書 27 図書館利用案内（らぶつく+） 28 パスファインダー ① CiNii ② JDreamIII ③ 医中誌 Web ④ OPAC 及び MyLibrary の使い方 29 図書館利用に関する申込書一式 ① 学外文献複写申込書兼料金計算書 ② 図書館所蔵文献複写申込書 ③ 資料借受申込書兼料金計算書 ④ 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」閲覧・複写申込書（学内者用・学外者用） 30 図書館蔵書受入に関する報告書一式 ① 寄付物件受入報告書 ② 発見受入報告書 ③ 編入受入報告書 ④ 図書寄付願 31 教務課時間割・講義室簿 [令和 2 (2020) 年度]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	32 CLUB ガイダンス [令和 2 (2020) 年度] 33 臨床検査学科キャリア形成事業アンケート結果 ① 在学生オリエンテーションアンケート
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 24] (令和 3 年 5 月 1 日現在) ■ 教育研究業績書 [様式 25] (過去 5 年間 (平成 28 年 度～令和 2 年度))	34 教員個人調書 [様式 24] 35 過去 5 年間 (平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度) の教育研究業績書 [様式 25]
教員の研究活動について公開 している印刷物等 ■ 過去 3 年間 (平成 30 年度 ～令和 2 年度)	5 ウェブサイト 「大学教員一覧」 https://kochi-gu.ac.jp/faculty/ft101
専任教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度 (令和 3 年 5 月 1 日現 在)	36 専任教員年齢構成表
外部研究資金の獲得状況一覧 表 [様式 26] ■ 過去 3 年間 (平成 30 年度 ～令和 2 年度)	37 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 26]
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間 (平成 30 年度 ～令和 2 年度)	38 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和 2 (2020) 年 度]
FD 活動の記録 ■ 過去 3 年間 (平成 30 年度 ～令和 2 年度)	6 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令 和 2 (2020) 年度]
SD 活動の記録 ■ 過去 3 年間 (平成 30 年度 ～令和 2 年度)	6 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令 和 2 (2020) 年度]
[報告書作成マニュアル指定 以外の備付資料]	39 研究活動に関する書類 ① 研究活動計画書 ② 業績報告書 ③ 高知学園大学・高知学園短期大学学術機関リポジトリ登 録申請書 40 高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック 41 教職員の健康診断 42 令和 3 年度予算要求資料の提出について
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を 示す配置図、用途 (室名)	5 ウェブサイト 「キャンパスマップ」 https://kochi-gu.ac.jp/c101#cl101_container4

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	43 校地、校舎（図面）
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可）	5 ウェブサイト 「図書館」 https://kochi-gu.ac.jp/cl102#cl102_container9 44 図書館に関する資料 ① 図書館概要 ② 学外者のための利用案内 ③ 図書館報（らぶっく） ④ 図書館みに・にゅーす ⑤ 図書原簿 ⑥ 大学・短期大学・高専図書館（日本図書館協会）提出書類
附属施設の概要（大学設置基準第 39 条関係施設）	該当なし
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	45 防災訓練スケジュール表 [令和 2（2020）年度] 46 防災マニュアル 47 実験室安全のためのマニュアル [令和 2（2020）年度]
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	48 学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	49 パソコン教室平面図
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類 ■ 過去 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）	50 財務情報 [平成 28（2016）年度] ① 財産目録、p.15 ② 計算書 p.1～14 ③ 学校法人会計について、p.19～55 51 財務情報 [平成 29（2017）年度] ① 財産目録、p.16 ② 計算書 p.1～15 ③ 学校法人会計について、p.20～56 52 財務情報 [平成 30（2018）年度] ① 財産目録、p.15 ② 計算書 p.1～14 ③ 学校法人会計について、p.19～55 53 財務情報 [令和元（2019）年度] ① 財産目録、p.15 ② 計算書 p.1～14 ③ 学校法人会計について、p.19～56 54 財務情報 [令和 2（2020）年度] ① 財産目録、p.1

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	② 財務計算書類 p.3～32 ③ 学校法人会計について、p.33～70
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	55 固定資産台帳及び備品台帳 56 火気取締責任者
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 大学設置法人の長のリーダーシップ	
大学設置法人の長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度 (令和3年5月1日現在)	57 理事長の履歴書
学校法人実態調査表(写し) ■ 過去3年間(平成30年度～令和2年度)	58 学校法人実態調査表(写し)[平成30(2018)年度] 59 学校法人実態調査表(写し)[令和元(2019)年度] 60 学校法人実態調査表(写し)[令和2(2020)年度]
理事会議事録 ■ 過去3年間(平成30年度～令和2年度)	61 理事会・評議員会議事録[平成30(2018)年度] 62 理事会・評議員会議事録[令和元(2019)年度] 63 理事会・評議員会議事録[令和2(2020)年度]
諸規程集	3 高知学園大学規程集 下記参照
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	64 理事・監事・評議員名簿 65 高知学園のSDGs取組宣言 5 ウェブサイト 「学校法人高知学園役員名簿(理事・監事・評議員)」 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/2021meibo.pdf
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書[様式24] (令和3年5月1日現在) ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去5年間(平成28年度～令和2年度)の教育研究業績書[様式25]	66 学長の履歴書[様式24] 67 学長の教育研究業績書[様式25]
教授会議事録 ■ 過去3年間(平成30年度～令和2年度)	68 教授会議事録[令和2(2020)年度]
各種委員会の開催実績[様式27] ■ 過去1年間(令和2年度)	69 各種委員会の開催実績[令和2(2020)年度][様式27] 70 各委員会議事録[令和2(2020)年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	71 評議会議事録[令和2(2020)年度] 72 各学科会議事録[令和2(2020)年度]
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去5年間(平成28年度～令和2年度)	50 財務情報[平成28(2016)年度] ④ 監査報告書、p.15 51 財務情報[平成29(2017)年度]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	④ 監査報告書、p.16 52 財務情報 [平成 30 (2018) 年度] ④ 監査報告書、p.17 53 財務情報 [令和元 (2019) 年度] ④ 監査報告書、p.16 54 財務情報 [令和 2 (2020) 年度] ④ 監査報告書、p.2
評議員会議事録 ■ 過去 3 年間 (平成 30 年度 ～令和 2 年度)	61 理事会・評議員会議事録 [平成 30 (2018) 年度] 62 理事会・評議員会議事録 [令和元 (2019) 年度] 63 理事会・評議員会議事録 [令和 2 (2020) 年度]
[報告書作成マニュアル指定 以外の備付資料]	5 ウェブサイト 「情報の公表」 http://kochi-gc.ac.jp/university/disclosure.html

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料 (例えば、取組み自体を行っていない場合等) については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和 2 年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 3 年度に改組等で大幅な変更があった場合、令和 3 年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和 2 年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 10 の通しページを付してください。

※<諸規程集>

- 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
- 番号は、規程のみの通し番号としてください。
- 自己点検・評価報告書の<根拠資料> (テーマごと) には、以下のとおり記述してください。
- ・個々の規程を記述する場合は、「備付資料-規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください (例：備付資料-規程集 1 ○○委員会規程)。
- ・基準Ⅳ (様式 8) のテーマ A「理事長のリーダーシップ」において、根拠資料として備付資料の「諸規程集」全体をあげる場合は「備付資料-規程集」と記述してください。

番号	規程名
1	高知学園大学教育組織規程

2	高知学園大学の教育目的に関する規程
3	高知学園大学教授会規程
4	高知学園大学評議会規程
5	高知学園大学学科会議規程
6	高知学園大学個人情報保護委員会規程
7	高知学園大学学科改革検討会議規程
8	高知学園大学医療事故対策会議規程
9	高知学園大学地域貢献推進会議規程
10	高知学園大学研究倫理審査委員会規程
11	高知学園大学研究倫理審査申請要項
12	高知学園大学研究に関する不正防止委員会規程
13	高知学園大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程
14	高知学園大学研究不正に関わる調査委員会規程
15	高知学園大学災害対策委員会規程
16	高知学園大学学生委員会規程
17	高知学園大学カウンセリング委員会規程
18	高知学園大学入学試験募集委員会規程
19	高知学園大学就職委員会規程
20	高知学園大学セクシュアルハラスメント等に関する規程
21	高知学園大学倫理委員会規程
22	高知学園大学白菊寮運営委員会規程
23	高知学園大学教務委員会規程
24	高知学園大学教職課程委員会規程
25	高知学園大学自己点検評価委員会規程
26	高知学園大学自己点検・評価作業連絡会規程
27	高知学園大学自己点検評価検討会議規程
28	高知学園大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程
29	高知学園大学公開講座生涯学習委員会規程
30	高知学園大学健康教育委員会
31	高知学園大学実験室安全管理委員会規程
32	高知学園大学情報企画委員会規程
33	高知学園大学図書館規則
34	高知学園大学図書館運営委員会規程
35	高知学園大学紀要編集委員会規程
36	スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程
37	高知学園大学危機管理委員会規程
38	高知学園大学危機対策本部規程
39	高知学園大学コンプライアンス委員会規程
40	高知学園大学コンプライアンスに関わる調査委員会規程
41	高知学園大学通報調査委員会規程

42	高知学園大学情報セキュリティ委員会規程
43	高知学園大学 IR 推進室規程
44	高知学園大学キャリアセンター規程
45	高知学園大学広報企画会議規程
46	高知学園大学キャリアセンター運営会議規程
47	高知学園大学試験規程
48	高知学園大学再入学、転入学規程
49	高知学園大学転科規程
50	高知学園大学学位規程
51	高知学園大学におけるグレード・ポイント・アベレージに関する規程
52	高知学園大学における履修登録単位数の上限に関する規程
53	高知学園大学実技の単位計算方法の基準に関する規程
54	高知学園大学入学前の既修得単位の認定に関する規程
55	高知学園大学科目等履修生規程
56	高知学園大学卒後研修生規程
57	高知学園大学外国人留学生規程
58	高知学園大学学生表彰規程
59	高知学園大学単位互換の実施に関する規程
60	高知学園大学懲戒規程
61	高知学園大学図書館細則
62	高知学園大学図書館選書要領
63	高知学園大学図書館文献管理内規
64	高知学園大学紀要投稿規程
65	高知学園大学紀要査読要領
66	高知学園大学紀要原稿執筆要領
67	学術機関リポジトリ運用要項
68	高知学園大学図書館における「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」利用内規
69	高知学園大学の教員人事に関する規程
70	高知学園大学人事委員会規程
71	高知学園大学人事委員会が審議する「教員の人事」の範囲について
72	高知学園大学教員資格
73	高知学園大学の教員の資格に関する内規
74	高知学園大学教員選考基準
75	高知学園大学期限付教育職員任用規程（内規）
76	高知学園大学非常勤講師規程
77	高知学園大学名誉教授規程
78	高知学園大学教育職員管理職規程（内規）
79	高知学園大学教員の採用・昇任に係る手続き
80	教員人事に係る選考委員会に関する規程

81	高知学園大学科学研究費補助金事務取扱要領
82	高知学園大学研究活動における不正防止計画
83	高知学園大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
84	高知学園大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
85	高知学園大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
86	高知学園大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
87	高知学園大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画
88	高知学園大学危機管理規程
89	高知学園大学コンプライアンス推進規程
90	高知学園大学通報処理規程
91	高知学園大学研究倫理に関するガイドライン
92	高知学園大学研究倫理指針
93	高知学園大学学外交流倫理基準
94	高知学園大学情報セキュリティポリシー
95	高知学園大学情報セキュリティ対策基準
96	高知学園大学遺失物及び拾得物取扱規程
97	高知学園大学と高知学園短期大学との合同の評議会に関する規程
98	高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程
99	高知学園大学と高知学園短期大学との合同の委員会や会議に関する規程
100	高知学園大学学内共同研究取扱規程
101	管理栄養学科における CAP 制に関する内規
102	臨床検査学科における CAP 制に関する内規
103	管理栄養学科 臨地実習・教育実習における履修条件に関する内規
104	臨床検査学科 臨地実習の履修基準
105	高知学園理事会会議規則
106	組織規程
107	高知学園文書取扱規程
108	高知学園公印取扱規程
109	高知学園文書保存規程
110	個人情報の保護に関する規程
111	個人番号及び特定個人情報取扱規程
112	情報公開規程
113	高知学園就業規則
114	育児・介護休業に関する規程
115	定年に関する規程
116	継続雇用に関する規程
117	高知学園ハラスメントの防止等に関する規程
118	公益通報に関する規程
119	給与規程
120	旅費規程

121	退職手当に関する規程
122	役員等の報酬等に関する規程
123	会計規程
124	資産管理運用規程
125	高知学園大学学長選考規程
126	停年に関する内規
127	新採職員選考委員会内規
128	高知学園特別教員任用規程
129	高知学園嘱託職員雇用規程
130	時間外勤務の管理に関する内規
131	高知学園職員の長期研修に関する規程
132	海外教育視察助成要項
133	学校法人高知学園顧問設置規程
134	ストレスチェック制度実施規程（内規）
135	非常勤職員取扱要綱
136	臨時的任用職員取扱要綱
137	会計規程施行細則
138	物品管理要領
139	物品購入審査規程（内規）
140	高知学園購買事務処理規程
141	学校長の発する証明書の取扱い並びに手数料に関する規程
142	赴任旅費支給要領
143	内部監査細則
144	学園幹部規程（内規）
145	高知学園建築委員会設置規程
146	一貫教育委員会規程
147	高知学園広報委員会設置規程
148	学校等連絡協議会内規
149	高知学園事務能率化委員会設置規程（内規）
150	高知学園労使懇話会会則
151	高知学園衛生管理規程（内規）
152	個人情報保護委員会規程（内規）
153	ハラスメント相談員及び倫理委員会設置細則（内規）
154	高知学園施設使用規程
155	高知学園規則等の呼称及び番号を定める規程
156	学校法人高知学園職員録発行要領
157	高知学園大学外国人留学生授業料減免規程
158	高知学園内進学者の入学金減免規程

基礎データ

高知学園大学

様式	資料名
11	大学の概要
12	学生数(入学・収容定員)
13	教員以外の職員の概要
14	学生データ
15	年間履修登録単位数の上限
16	年間修得単位状況
17	各種施設の状況
18	授業科目の専任・兼任担当状況
19	奨学金給付・貸与状況
20	理事会の開催状況
21	評議員会の開催状況
22	情報の公表・公開状況

- 1 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- 2 様式12及び様式14(①～④)には、「長期履修生」が含まれます。
- 3 様式11～22(様式14を除く)は、「A4用紙 横向き 片面印刷」で印刷してください(このページ及び欄外注〔注〕も含

(令和3年5月1日現在)

事項		記入欄								備考			
大学の名称		高知学園大学											
学校本部の所在地		高知県高知市北端町100											
教育課程 研究組織	学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日		所在地					備考			
		健康科学部管理栄養学科	令和2年4月1日		高知県高知市旭天神町292番地26								
		健康科学部臨床検査学科	令和2年4月1日		高知県高知市旭天神町292番地26								
	大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日		所在地					備考			
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日		所在地					備考			
別科等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日		所在地					備考				
学生募集停止中の学部・研究科等		<input type="checkbox"/> 学部 <input type="checkbox"/> 学科(年度学生募集停止, 在学生数 人)											
教員組織	学士課程	学部・学科等の名称	専任教員等							非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備考	
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
		健康科学部管理栄養学科	11 人	4 人	2 人	0 人	17 人	9 人	5 人	5 人	26 人		4.9 人
		健康科学部臨床検査学科	10	3	4	3	20	8	4		14		4.9
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—			—	—	—		
	計	21 人	7 人	6 人	3 人	37 人	17 人	9 人	5 人	40 人	人		
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤 教員	備考		
		研究指導 教員	うち 教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員 基準数	うち 教授数	研究指導 補助教員 基準数				基準数計	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人		人	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

専門職学位課程	研究科・専攻等の名称	専任教員							助手	非常勤教員	備考	
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家教員数				うちみなし教員数
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
校地等	区分	基準面積		専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	備考			
	校舎敷地面積	—		0 m ²	17,841 m ²	0 m ²		17,841 m ²	校舎敷地・その他:高知学園短期大学(必要面積4,600㎡)と共有 運動場用地:高知リハビリテーション専門職大学及び高知学園短期大学と共有 校舎:高知学園短期大学(必要面積5,500㎡)と共有			
	運動場用地	—		0	25,297	0		25,297				
	校地面積計	m ²		0	43,139	0		43,139				
	その他	—		0	6,170			6,170				
校舎面積計	m ²		4,406 m ²	8,734 m ²	4,208 m ²		17,348 m ²					
校舎等	区分	基準面積		専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	備考			
	校舎面積計	m ²		4,406 m ²	8,734 m ²	4,208 m ²		17,348 m ²	講義室、情報処理学習施設は高知学園短期大学と共有			
	教員研究室	学部・研究科等の名称		室数								
	健康科学部			40 室								
	教室等施設	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
旭天神町キャンパス		19 室	7 室	21 室	2 室	0 室						
	—											
	サテライトキャンパス等											
施設・設備等	図書館等の名称	面積		閲覧座席数								
	高知学園大学図書館	974 m ²		134 席								
	—											
	サテライトキャンパス											
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕							
	高知学園大学図書館	1,930 [41] 冊	1,468 [4] 種		1,483 [1] 種							
	—	[]	[]		[]							
	サテライトキャンパス	[]	[]		[]							
	計	1,930 [41]	1,468 [4]		1,483 [1]							
	電子ジャーナル(1誌を除く)は高知学園短期大学と共通											
体育館その他の施設	体育館面積											
体育館	3,543 m ²											
テニスコート(3面)	1,815											
											体育館は高知中・高等学校と共有	

[注]

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
 - ・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
 - ・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 9 「うち実務家専任教員数」「うちみなし専任教員数」の欄については、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）、及び1年につき6単位以上の授業科目を担当し教育課程の編成その他専門職学位課程を置く組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 10 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家教員数を「備考欄」に記入してください。実務家教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにいう「実務家教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 11 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数/本表の専任教員数計により、算出してください。
- 12 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 13 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 14 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 15 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 16 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。

- 17 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

学生数

様式12

(令和3年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	入学定員に対する平均比率	備考
健康科学部	管理栄養学科	志願者数				77	66	81%	
		合格者数				73	66		
		入学者数				54	59		
		入学定員				70	70		
		入学定員充足率				77%	84%		
		在籍学生数				54	108		
		収容定員				70	140		
	収容定員充足率				77%	77%			
	臨床検査学科	志願者数				78	54	84%	
		合格者数				69	51		
		入学者数				59	42		
		入学定員				60	60		
		入学定員充足率				98%	70%		
		在籍学生数				59	98		
収容定員					60	120			
収容定員充足率				98%	82%				
学部合計	志願者数	0	0	0	155	120	82%		
	合格者数	0	0	0	142	117			
	入学者数	0	0	0	113	101			
	入学定員	0	0	0	130	130			
	入学定員充足率				87%	78%			
	在籍学生数	0	0	0	113	206			
	収容定員	0	0	0	130	260			
	収容定員充足率				87%	79%			

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科（課程）、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。ただし、学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。（最新年度の1年前の年度以前については秋入学も含めてください。なお、秋入学を含める場合は、秋学期開始日時点の情報をもとに作成してください。）
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表（〈編入学〉の表ではない方）の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。

教員以外の職員の概要(人)

(令和3年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	5	8	13
技術職員			0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員		2	2
その他の職員			0
計	5	10	15

[注]

- 1 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。
- 2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

学生データ

① 卒業・就職希望・就職・進学者数(人)

学部・学科													R2年度								
	卒業者数	就職希望者数	就職者数	進学者数	卒業者数	就職希望者数	就職者数	進学者数	卒業者数	就職希望者数	就職者数	進学者数	卒業者数	就職希望者数	就職者数	進学者数					
健康科学部	管理栄養学科																	—			
	臨床検査学科																	—			
	合計																	—			

② 退学者数(人)

学部・学科																R2年度														
	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計					
健康科学部	管理栄養学科																									5				5
	臨床検査学科																									3				3
	合計																									8				8

③ 留年者数(人)

学部・学科																R2年度														
	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計					
健康科学部	管理栄養学科																									0				0
	臨床検査学科																									0				0
	合計																									0				0

④ 休学者数(人)

学部・学科																R2年度														
	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計	1年次	2年次	3年次	4年次	合計					
健康科学部	管理栄養学科																									0				0
	臨床検査学科																									2				2
	合計																									2				2

⑤ 科目等履修生(人)

学部・学科																	R2年度				
健康科学部	管理栄養学科																	0			
	臨床検査学科																	0			
	合計																	0			

⑥ 長期履修生(人)

学部・学科																	R2年度				
健康科学部	管理栄養学科																	—			
	臨床検査学科																	—			
	合計																	—			

[注]

- 1 学部・学科ごとに、認証評価を受ける前年度の令和2年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。
- 2 大学院研究科については、認証評価を受ける前年度の令和2年度を起点とした過去3年間(平成30年度～令和2年度)のデータを示してください。
- 3 ②の退学者数には、除籍者も含めてください。③留年者には、休学や留学によって進級が遅れた者は含めないでください。
- 4 医、歯、薬、獣医学系あるいは獣医(関係)学科をもつ学部の場合には、②③④については6年次まで作成してください。
- 5 ⑤及び⑥は、当該年度に在学する学生数を記入してください。

年間履修登録単位数の上限

学部・学科		年次			
		1年次	2年次	3年次	4年次
健康科学部	管理栄養学科	48単位			
	臨床検査学科	48単位			

[注]

- 1 学部のみについて記載してください。ただし、通信教育課程のみの大学の場合は、この表に準じて記載し、大学院大学の場合は、学部を研究科、学科を専攻に読替えて記載してください。
- 2 医、歯、薬、獣医学系あるいは獣医(関係)学科をもつ学部の場合には、6年次まで作成してください。

【4年次】

学部	学科	令和3年3月31日 現在の在籍者	0単位		1～10単位		11～20単位		21～30単位		31～40単位		41～50単位		51単位以上	
			人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
健康科学部	管理栄養学科															
	臨床検査学科															
健康科学部計																
合計																

[注]

- 1 卒業年次学生については、実際の卒業（離籍）日時点における数値としてください。
- 2 在籍者数には休学者及び留年者を含み、その内訳を欄外に記載することとする。ただし、当該年度中の退学者は含めないでください。
- 3 教職などの卒業要件に関係しない単位についてもカウントしてください。
- 4 改組等により学部・学科の名称等を変更した場合は、新旧の学部・学科名をすべて記載し、その旨を欄外に記載してください。
- 5 累計ではなく、単年度の修得単位数を記載してください。
- 6 学部のみについて記載してください。（研究科、通信教育ともに記載不要）。ただし、通信教育課程のみの大学の場合は、この表に準じて記載してください。大学院大学の場合は、学部を研究科、学科を専攻に読替えて記載してください。
- 7 医、歯、薬、獣医学系あるいは獣医（関係）学科をもつ学部の場合は、6年次まで表を作成し、記載してください。

学生相談室、保健室、就職支援室等の状況(令和2年度実績)

名称	週当たり 開室日数	配置人員内訳	利用状況等	備考
キャリアセンター	5日	職員2名 (産業カウンセラー等)	相談件数:37件	令和2年度は1年次生のみ
学生相談室 (カウンセリング委員会)	随時	教員3名 職員3名	委員会開催は1回 相談は随時	〃
医務室	5日	職員1名	前期(5/18~9/25):週当たり1~4名が利用 後期(10/5~2/19):週当たり1~4名が利用	〃

[注]

- 1 学部、キャンパスごとに分かれている場合は、学部、キャンパスごとに記載してください。
- 2 週当たりの開室日数については学期中の週当たりの実際開室日数を記載してください。
- 3 「配置人員内訳」欄には、教員〇名、職員〇名、医師〇名、資格を持ったカウンセラー等の専門員〇名等を記載してください。
- 4 「利用状況等」欄には、週当たり平均来室者等、学生の利用状況についてその概要を記載してください。

授業科目の専任・兼任担当状況(令和2年度実績)

学部・学科		教育区分		必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
健康科学部	学科共通	教養・基礎科目	専任担当科目数(a)	1.0	—	5
			兼任担当科目数(b)	8.0	—	24
			専任担当率 % ($a/(a+b)*100$)	11.1%	—	17.2%
		専門導入科目/専門基礎科目・専門科目	専任担当科目数(a)	0.5	—	1.5
			兼任担当科目数(b)	0.5	—	0.5
			専任担当率 % ($a/(a+b)*100$)	50.0%	—	75.0%
	管理栄養学科	教養・基礎科目	専任担当科目数(a)	2.0	—	2
			兼任担当科目数(b)	0.0	—	0
			専任担当率 % ($a/(a+b)*100$)	100.0%	—	100.0%
		専門導入科目	専任担当科目数(a)	2.0	—	2
			兼任担当科目数(b)	0.0	—	0
			専任担当率 % ($a/(a+b)*100$)	100.0%	—	100.0%
		専門基礎科目	専任担当科目数(a)	7.0	—	7
			兼任担当科目数(b)	3.0	—	3
			専任担当率 % ($a/(a+b)*100$)	70.0%	—	70.0%
		専門科目	専任担当科目数(a)	1.0	—	1
			兼任担当科目数(b)	0.0	—	0
			専任担当率 % ($a/(a+b)*100$)	100.0%	—	100.0%

健康科学部	管理栄養学科	家庭科 専門科目 ・ 栄養教諭 専門科目	専任担当科目数(a)	0.0	—	2
			兼任担当科目数(b)	1.0	—	3
			専任担当率 % (a/(a+b)*100)	0.0%	—	40.0%
		教職 専門科目	専任担当科目数(a)	0.0	—	1.3
			兼任担当科目数(b)	0.0	—	2.7
			専任担当率 % (a/(a+b)*100)	0.0%	—	32.5%
	臨床検査学科	教養・基礎 科目	専任担当科目数(a)	1.0	—	1.0
			兼任担当科目数(b)	0.0	—	0.0
			専任担当率 % (a/(a+b)*100)	100.0%	—	100.0%
		専門基礎 科目	専任担当科目数(a)	9.0	—	10.0
			兼任担当科目数(b)	0.0	—	0.0
			専任担当率 % (a/(a+b)*100)	100.0%	—	100.0%
		専門科目	専任担当科目数(a)	3.5	—	3.5
			兼任担当科目数(b)	0.5	—	0.5
			専任担当率 % (a/(a+b)*100)	87.5%	—	87.5%

[注]

- 1 履修者の有無にかかわらず、カリキュラム上設定された科目は全て対象となります。
- 2 「教育区分」欄は、大学の設定する区分に応じて名称を記載してください。
- 3 「全開設授業科目」欄は、「必修科目」「選択必修科目」のほか、「選択科目」「自由科目」等、全ての授業科目数の合計を記入してください。
- 4 「専任担当科目数」欄は、他学部・大学院研究科・研究所等の専任教員による兼任科目も含めてください。
- 5 セメスター制、クォーター制等を採用している場合であっても、通年単位で作成してください。
- 6 複数の学部、学科等にまたがる場合は、共通の欄を新たに設けて記載してください。
1クラスのみ開講される科目を複数の教員が担当する場合は、専任教員と兼任教員の人数比をもとに記載してください。
- 7 例①: 専任4人、兼任1人で担当の場合は、専任担当科目数0.8、兼任担当科目数0.2
例②: 兼任のみ5人で担当の場合は、兼任担当科目数1.0。

同一科目を複数クラス開講している場合の計算方法は下記の通りです。

- ①同一教員による場合→専任教員が担当した場合は専任担当科目数1.0、兼任教員が担当した場合は兼任担当科目数1.0。
 - ②複数教員による場合→専任教員と兼任教員の人数比による。例えば、すべて専任教員が担当した場合は専任担当科目数1.0、専任教員と兼任教員が1名ずつで担当した場合は、専任担当科目数0.5、兼任担当科目数0.5。
- 9 小数点以下の端数について、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで記載してください。
- 10 学部のみ(大学院研究科、通信教育は不要)記載してください。ただし、通信教育課程のみの大学の場合は、その表に準じて記載してください。大学院大学の場合は、学部を研究科、学科を専攻に読替え、実情に応じて記載してください。

奨学金給付・貸与状況(令和2年度実績)

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数(a)	在籍学生数(b)	在籍学生数 に対数比率 $a/b*100$	年間支給総額(c)	一件当たり年 間支給額 (c/a)	備考
日本学生支援機構 第一種奨学金	学外	貸与	24	113	21.24	12,353,400	514,725	月額貸与 選択別
日本学生支援機構 第二種奨学金	学外	貸与	36	113	31.86	30,300,000	841,667	月額貸与 選択別
日本学生支援機構 入学時特別増額	学外	貸与	7	113	6.19	2,700,000	385,714	一時金
日本学生支援機構 給付奨学金	学外	給付	28	113	24.78	31,851,200	1,137,543	支援区分別 月額

[注]

- 1 学部・大学院共通、学部対象、大学院対象順に記載してください。
- 2 「支給対象学生」には、奨学金を給付又は貸与した実数を記入してください。
- 3 「在籍学生数」には、奨学金の種類に応じて給付又は貸与の対象となり得る学生の総数を記入してください
(例えば、学部学生のみを対象としたものは、学部学生の在籍学生総数。留学生のみを対象としたのは、留学生総数)
- 4 一つの奨学金等に複数の種類や実施方法がある場合、種類や方法別にすべて記載すること。

理事会の開催状況(平成30年度～令和2年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
10人	10人	令和 2年 6月10日 14:00 ~ 15:15 15:55 ~ 16:10	9人	90.0%	1人	2/2
	10人	令和 2年 8月26日 14:00 ~ 14:05 14:20 ~ 14:40 14:45 ~ 15:00	9人	90.0%	1人	2/2
	10人	令和 2年12月 2日 15:35 ~ 15:45	9人	90.0%	1人	2/2
	10人	令和 3年 2月 2日 15:45 ~ 15:50	10人	100.0%	0人	2/2
	10人	令和 3年 3月24日 14:45 ~ 15:00	9人	90.0%	1人	2/2

[注]

- 平成30年度から令和2年度までに開催した全ての理事会について記入・作成してください。
- 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席理事数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会に出席した監事数を記入してください。

評議員会の開催状況(平成30年度～令和2年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
21人	20人	令和2年6月10日 15:20～15:45	18人	90.0%	2人	2/2
	20人	令和2年8月26日 14:08～14:15	18人	90.0%	2人	2/2
	21人	令和2年12月2日 14:00～15:30	19人	90.5%	2人	2/2
	21人	令和3年2月2日 14:00～15:35	19人	90.5%	2人	2/2
	21人	令和3年3月24日 14:00～14:30	19人	90.5%	2人	2/2

平成30年度から令和2年度までに開催した全ての評議員会について記入・作成してください。

「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。

「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席評議員数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。

「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。

「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該評議員会に出席した監事数を記入してください。

① 教育情報の公表について

【共通】

No.	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	https://kochi-gu.ac.jp/info/info02#a1
2	卒業認定・学位授与の方針	https://kochi-gu.ac.jp/info/info02#a3
3	教育課程編成・実施の方針	https://kochi-gu.ac.jp/info/info02#a4
4	入学者受入れの方針	https://kochi-gu.ac.jp/info/info02#a5
5	教育研究上の基本組織に関する事	https://kochi-gu.ac.jp/info/info03
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	https://kochi-gu.ac.jp/faculty/ft101
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	https://kochi-gu.ac.jp/info/info03
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	https://kochi-gu.ac.jp/info/info03
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	https://kochi-gu.ac.jp/info/info03
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	https://kochi-gu.ac.jp/cl101
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	https://kochi-gu.ac.jp/exam?preview_id=308#a05
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	https://kochi-gu.ac.jp/cl101 https://kochi-gu.ac.jp/career

【専門職大学及び専門職大学院】

No.	事項	公表方法等
1	専門性が求められる職業についている者等との協力の状況について	

※専門職大学、専門職大学院を置く大学のみ作成してください。

【大学院(専門職大学院を除く)】

No.	事項	公表方法等
1	学位論文に係る評価に当たっての基準につ	

② 大学設置法人の情報の公表・公開について

No.	事項	公表・公開方法等
1	寄附行為等、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	https://kochi-gu.ac.jp/info/info03

[注] 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合はURLを記載してください。